

あんしんいきいき

プラン21

第6次長野市高齢者福祉計画

第5期長野市介護保険事業計画

2012 — 2014

(平成24年度—平成26年度)

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって	2
第2章 高齢者を取り巻く現況と将来の見通し.....	6
第1節 人口の状況及び推計.....	6
第2節 高齢者世帯の状況.....	9
第3節 要支援・要介護認定者の状況及び推計.....	10
第4節 高齢者の意識等.....	14
第5節 日常生活圏域の状況.....	18
第3章 基本理念及び基本的な政策目標	22
第4章 計画の推進体制	26

第2部 各論

第1章 積極的な社会活動参加支援	30
第1節 生きがい対策の充実.....	30
第2節 高齢者への就労支援.....	44
第3節 高齢者が利用しやすい建築物、道路等の整備.....	46
第2章 地域包括ケア体制づくり	49
第1節 地域包括ケア体制の整備.....	49
第2節 地域包括支援センターの機能強化.....	53
第3節 地域での自立した生活支援.....	65
第4節 高齢者福祉施設等の整備.....	83
第3章 介護予防の推進	103
第1節 介護予防事業の推進.....	103
第4章 介護保険事業の適正な運営	116
第1節 介護保険サービスの推計.....	116
第2節 サービス基盤の整備と質の向上.....	126
第3節 相談・苦情への対応.....	136
第5章 認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実.....	139
第1節 認知症高齢者（家族）支援.....	139
第2節 高齢者の権利擁護支援体制の充実.....	143

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第3章 基本理念及び基本的な政策目標

第4章 計画の推進体制

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

■高齢化の進展

我が国においては、世界に例を見ない速度で高齢化が進行し、平成22年の国勢調査によると、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合（高齢化率）は23%を超えています。今後、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上になりきる平成27年（2015年）、さらに団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には、一層高齢化が進むことが見込まれ、これにいかに対応していくかが大きな課題となっています。

本市における65歳以上人口は、平成22年10月現在で約95,000人となり、高齢化率も24.8%と、およそ4人に1人が高齢者となっています。高齢化の進展に対応した施策の推進が求められています。

■高齢者像の変化

超高齢社会においては、豊富な知識と経験をもつ高齢者自身がまちづくりの貴重な担い手として地域社会に貢献していくことが大きく期待されています。特に、定年の時期を迎えている団塊の世代が地域社会の担い手として活躍できる場を確保されることが介護予防にもつながると考えられます。

一方、高齢者の一人暮らし世帯や認知症高齢者の増加、核家族化や近隣関係の希薄化等、高齢者を取り巻く環境が変化してきており、社会全体で高齢者を支えるしくみの必要性がますます高まっています。

■介護保険法の改正

平成12年に導入された介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着する一方、介護給付費が増大しています。前々計画からは、要介護状態になる前の段階から継続的・効果的な介護予防サービスを推進するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、地域密着型サービスや地域包括支援センターなど新たなサービスや仕組みの構築を進めています。

本計画からは、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指して介護保険法等が改正されたことに伴い、これに対応して介護保険事業を運営していく必要があります。

■趣旨

こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、市民一人ひとりが長生きして良かったと実感できる、心の通い合う豊かで元気のあるまちをつくるため、市民と協働の下、健康・福祉・介護、生涯学習・社会参加、就業、生活環境の各分野から高齢者を支えることを目指し、第5次長野市高齢者福祉計画及び第4期長野市介護保険事業計画（以下「前計画」という。）の見直しを行い、新たに第6次長野市高齢者福祉計画及び第5期長野市介護保険事業計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の基本的性格

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定します。

■第6次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにする計画です。

■第5期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。なお、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額の算定を行います。

3 計画の期間

平成 24（2012）年度を初年度とし、平成 26（2014）年度を目標年度とする 3 か年計画とします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 4 次・第 3 期	計画期間								
第 5 次・第 4 期				計画期間					
第 6 次・第 5 期							計画期間		

4 他の計画との連携

「福祉都市宣言」を踏まえ、本市のまちづくりの指針である「第四次長野市総合計画」、健康づくりの指針である「健康ながの 21」、地域福祉推進の指針である「長野市地域福祉計画」など様々な計画との整合を図るとともに連携をとりながら、本市の財政状況を踏まえ、高齢者が住みやすい社会を築きます。

また、新たに策定される長野県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（「長野県高齢者プラン」）などとの整合を図ります。

福祉都市宣言（昭和 52 年 10 月 9 日）

健康で、文化的な生活を営むことのできる明るい福祉社会をだれもが望んでいる。

私たち長野市民は、人間愛に満ちた思いやりと、相互扶助に基づくいたわりの心を養い、豊かで明るい長野市を築くため、ここに福祉都市の宣言をする。

1 市民の知恵と、すべての力を集め、人間性豊かな福祉都市の実現に努めよう。

1 人と人との触合いを大切に、一人一人が生きがいを持てる福祉の町づくりに努めよう。

1 親切心と、いたわりの心が行き渡る、心の福祉の輪を広めよう。

5 計画策定の経緯

本市の高齢者福祉及び介護関連施策の考え方等について、多様な機会を設け市民の意見を広く聴取し、計画を策定しています。

- ① 長野市社会福祉審議会・老人福祉専門分科会での審議
【平成23年度】
平成23年 6月 1日 長野市社会福祉審議会に新計画策定について諮問
第1回 老人福祉専門分科会
9月 1日 第2回 老人福祉専門分科会
10月28日 第3回 老人福祉専門分科会
11月28日 第4回 老人福祉専門分科会
＜今後の予定＞
平成24年 1月～2月 第5回 老人福祉専門分科会
長野市社会福祉審議会から本計画策定について答申
- ② 「高齢者等一般調査」、「高齢者等実態調査」、「介護サービス提供事業所調査」、「介護サービス利用実態調査」、「地域包括支援センター及び在宅介護支援センター調査」、「在宅介護支援事業所調査」の実施（平成22年12月～平成23年8月）
- ③ グループヒアリング
 - ・平成23年8月3日 在宅介護支援事業所グループヒアリング
 - ・平成23年9月15日 地域包括支援センターグループヒアリング
- ④ 計画案に対する市民意見等の募集（平成23年12月27日～平成24年1月18日）

6 計画の進捗管理

計画の実施状況については、毎年度長野市社会福祉審議会において進捗管理（外部点検）を行う他、個別の事業について「計画・実行・検証・改善」を繰り返す（PDCAサイクル）という自己点検等を行いながら事業を実施します。

このことにより、市民ニーズの変化、高齢者を取り巻く社会の動向、高齢者福祉制度及び介護保険制度の改正に応じた、弾力的かつ適正な事業運営に努めます。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第1節 人口の状況及び推計

1 人口の状況

本市の総人口は、平成22年10月1日現在381,511人、このうち65歳以上の高齢者人口は94,675人で、総人口に占める割合（高齢化率）は24.8%となっています。高齢化率の推移を見ると、長野県平均を下回っているものの、全国平均以上の速さで高齢化が進んでいます。

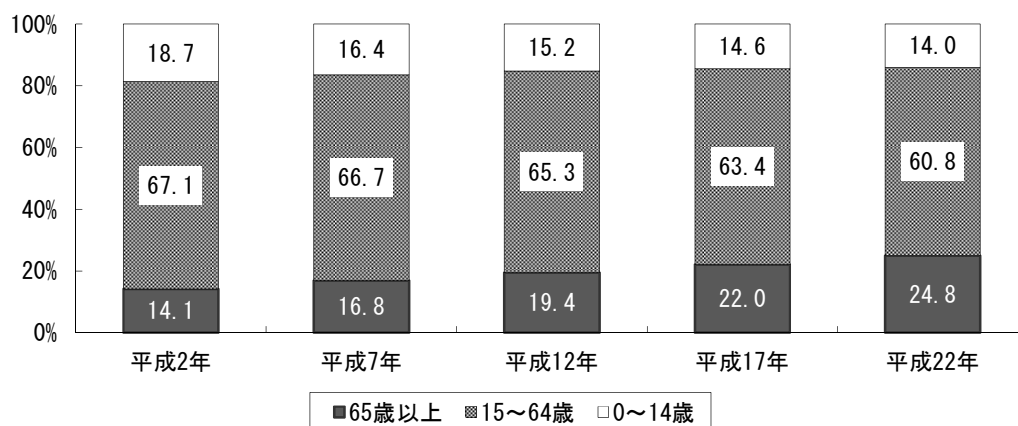
高齢者人口の推移を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて比較すると、後期高齢者が著しく増加する傾向が続いており、平成19（2007）年には前期高齢者と後期高齢者の割合が逆転しています。後期高齢者になると、寝たきりや認知症など要介護状態となる割合が高まることから、介護予防の推進や認知症対策の推進、介護サービスの基盤整備・質の向上が重要となってきます。

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口（A）	377,260	387,359	387,911	386,572	381,511
0～14歳（B）	70,657	63,660	59,035	56,369	53,588
割合（B÷A）%	18.7	16.4	15.2	14.6	14.0
15～64歳（C）	253,196	258,300	253,393	244,991	231,802
割合（C÷A）%	67.1	66.7	65.3	63.4	60.8
40～64歳	128,744	131,415	129,371	128,991	127,495
65歳以上（D）	53,330	65,112	75,440	85,189	94,675
割合（D÷A）%	14.1	16.8	19.4	22.0	24.8
65歳～74歳（E）	31,741	39,162	42,971	43,032	45,276
割合（E÷D）%	59.5	60.1	57.0	50.5	47.8
75歳以上（F）	21,589	25,950	32,469	42,157	49,399
割合（F÷D）%	40.5	39.9	43.0	49.5	52.2

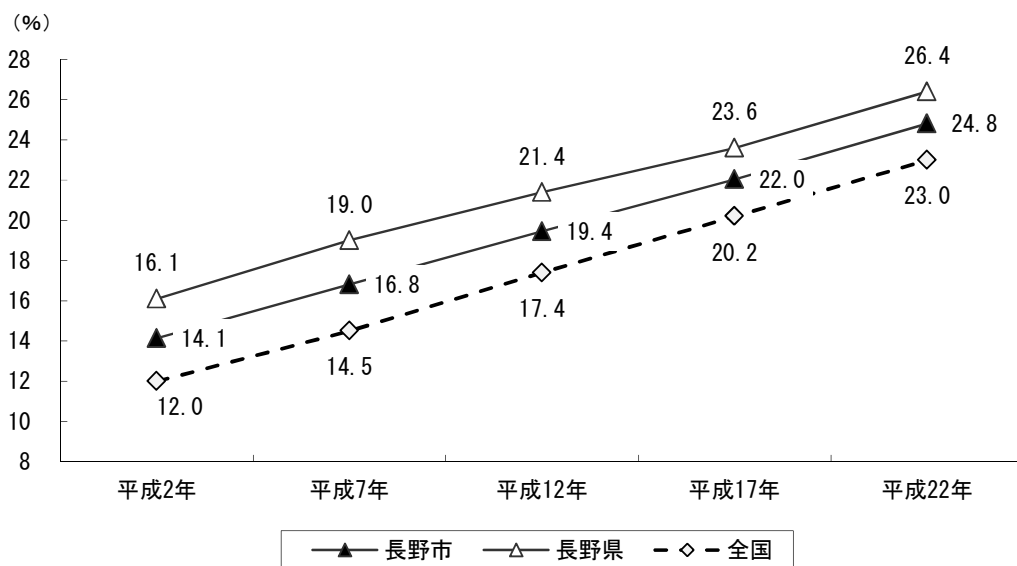
※国勢調査（各年10月1日現在）。平成17年以前は、合併前町村分を加えた数値

※年齢不詳があるため、各年齢の合計と総人口が合わない場合があります。

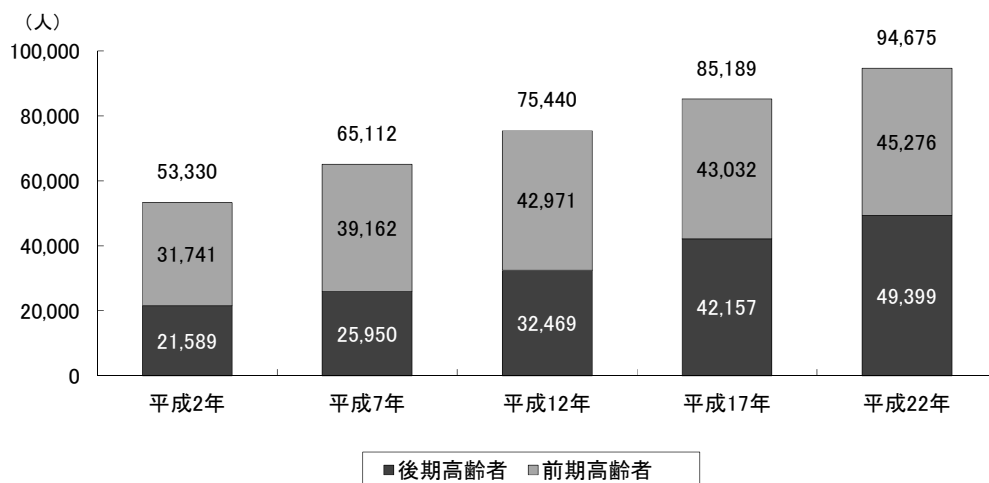
■年齢構成（3区分）別割合の推移



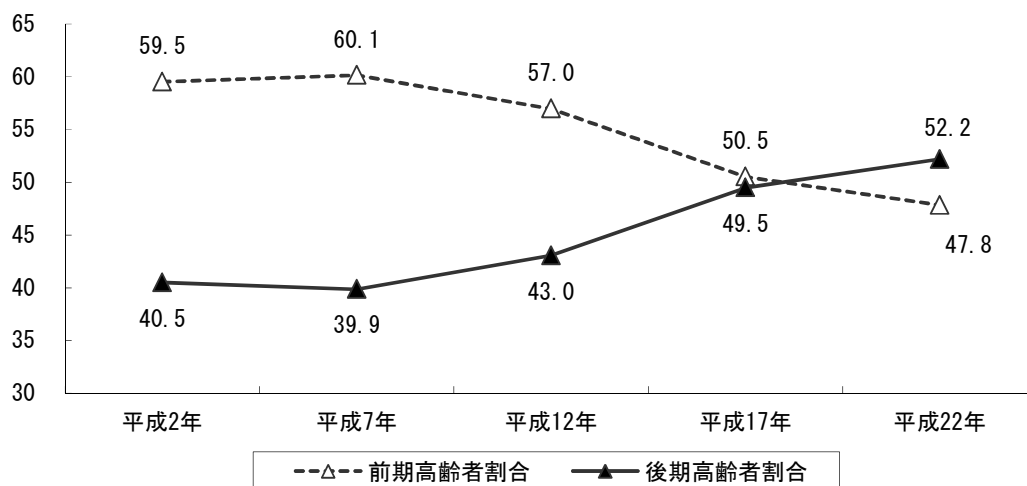
■高齢化率の推移（全国、長野県との比較）



■高齢者人口（前期・後期別）の推移



■前期・後期高齢者割合の推移



2 計画期間における人口推計

計画期間における人口をコーホート要因法で推計すると、総人口が減少する一方、高齢者人口が10万人を超え、高齢化率は27.9%まで上昇すると見込まれます。特に、団塊の世代が高齢者となることから、前期高齢者人口が増加します。

コーホート要因法とは

コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法です。

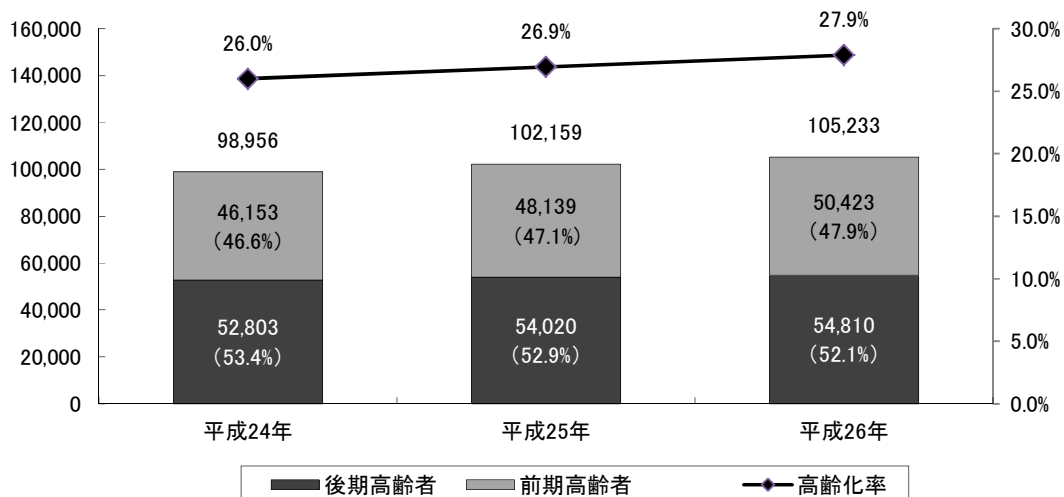
具体的には、ある年の男女・年齢別人口を基準とし、ここに将来の出生率、生残率、移動率及び出生性比をあてはめ、将来人口を計算します。

区分	平成24年			平成25年			平成26年		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
総人口	380,713	183,408	197,305	379,139	182,523	196,616	377,408	181,562	195,846
40～64歳（第2号被保険者）	129,369	64,186	65,183	128,507	63,810	64,697	127,643	63,360	64,283
65歳以上（第1号被保険者）	98,956	42,312	56,644	102,159	43,791	58,368	105,233	45,261	59,972
高齢化率 %	26.0	23.1	28.7	26.9	24.0	29.7	27.9	24.9	30.6
65歳～74歳	46,153	21,718	24,435	48,139	22,703	25,436	50,423	23,959	26,464
75歳以上	52,803	20,594	32,209	54,020	21,088	32,932	54,810	21,302	33,508

※各年 10月1日現在

※平成22年3月に長野市企画課がまとめた人口推計。平成17年国勢調査人口に基づく、平成21年10月1日現在の推計人口（長野県企画部公表）の男女別・各年齢別人口を用いています。

■計画期間中の高齢者数（高齢化率）の推計



第2節 高齢者世帯の状況

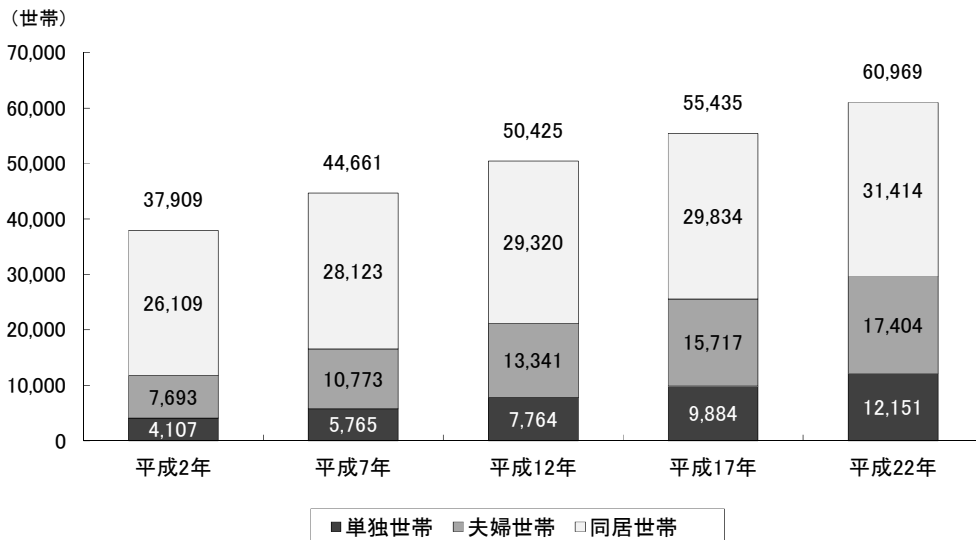
高齢者人口の増加に伴い、65歳以上の高齢者のいる世帯（以下、高齢者世帯という）は増加し続けています。平成22年10月現在で60,969世帯となっており、総世帯数に対する割合も41.7%まで上昇しています。

高齢者のいる世帯のうち、単独世帯と夫婦世帯の割合が48.4%を占め、その割合は徐々に増加しています。特に、単独世帯の増加割合が大きく、高齢者世帯の2割が一人暮らしとなっています。

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	120,986	133,196	139,289	144,051	146,221
高齢者世帯	37,909	44,661	50,425	55,435	60,969
割合 %	31.3	33.5	36.2	38.5	41.7
単独世帯	4,107	5,765	7,764	9,884	12,151
割合 %	10.8	12.9	15.4	17.8	19.9
夫婦世帯	7,693	10,773	13,341	15,717	17,404
割合 %	20.3	24.1	26.5	28.4	28.5
同居世帯	26,109	28,123	29,320	29,834	31,414
割合 %	68.9	63.0	58.1	53.8	51.5

※国勢調査（各年10月1日現在）。平成17年以前は、合併前町村分を加えた数値

■ 高齢者世帯（世帯構成別）の推移



第3節 要支援・要介護認定者の状況及び推計

1 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者は増加しており、平成23年には18,041人となっています。

要介護度別にみると、要介護1が最も多くなっていますが、ここ数年では要支援者及び要介護2、要介護4の人数が大きく増加してきています。

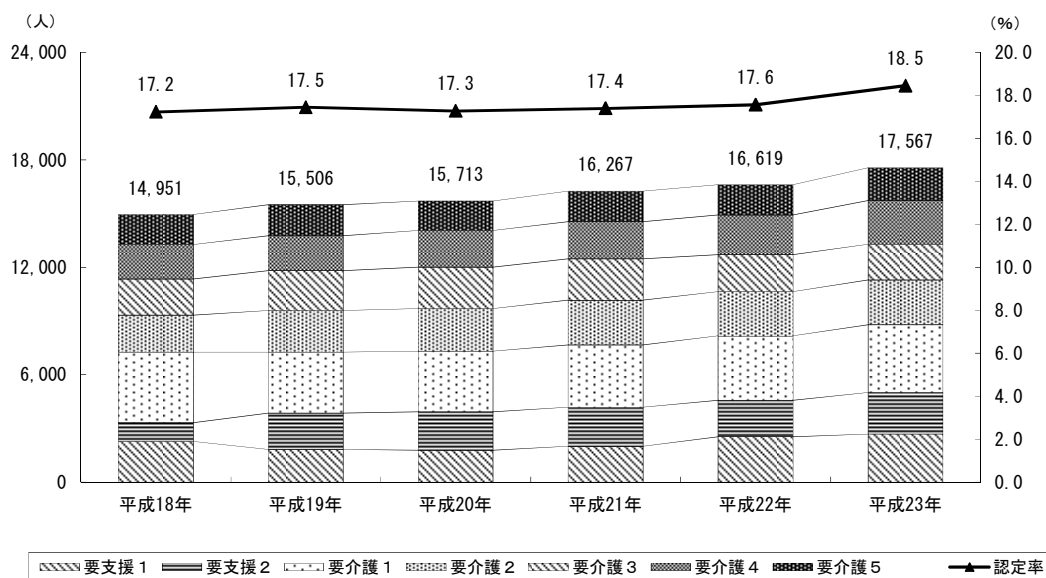
第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の割合（認定率）は、平成18年から平成22年まで17.5%前後で推移していましたが、平成23年には18.5%に増加しています。

■ 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移

	第4次・第3期			第5次・第4期		
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要支援・要介護認定者数(①) (認定率) %	14,951 17.2	15,506 17.5	15,713 17.3	16,267 17.4	16,619 17.6	17,567 18.5
要支援1	2,284	1,834	1,781	2,007	2,551	2,697
要支援2	1,045	2,024	2,146	2,174	2,024	2,314
要介護1	3,941	3,418	3,398	3,487	3,592	3,781
要介護2	2,056	2,312	2,375	2,494	2,482	2,501
要介護3	2,023	2,233	2,314	2,312	2,066	1,998
要介護4	1,925	1,949	2,048	2,086	2,212	2,445
要介護5	1,677	1,736	1,651	1,707	1,692	1,831
第1号被保険者数	86,722	88,837	90,876	93,257	94,577	95,138

※各年9月末日現在。平成21年以前は、合併町村分を加えた数値

※認定率は、第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合



■要支援・要介護認定者数（第2被保険者）の推移

		第4次・第3期			第5次・第4期		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要支援・要介護認定者数(①)		543	529	488	478	448	474
	要支援1	49	46	42	36	57	49
	要支援2	42	83	79	69	60	74
	要介護1	160	107	92	94	89	103
	要介護2	93	95	104	112	85	79
	要介護3	72	65	67	57	54	49
	要介護4	64	61	45	56	48	56
	要介護5	63	72	59	54	55	64

※各年9月末日現在。平成21年以前は、合併町村分を加えた数値

2 要支援・要介護認定者の状況

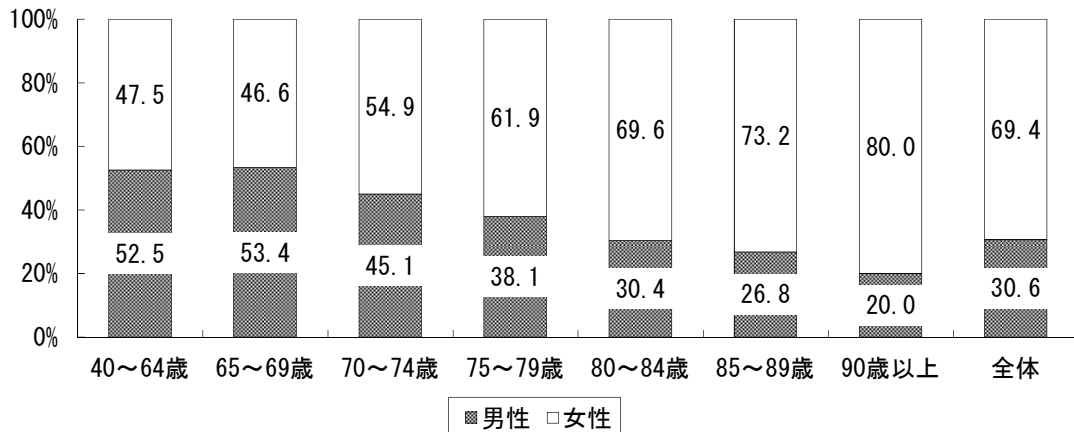
要支援・要介護認定者数を年齢別、性別にみると、年齢が高くなるほど女性の割合が高くなっています。

■年齢別・性別 要支援・要介護認定者数

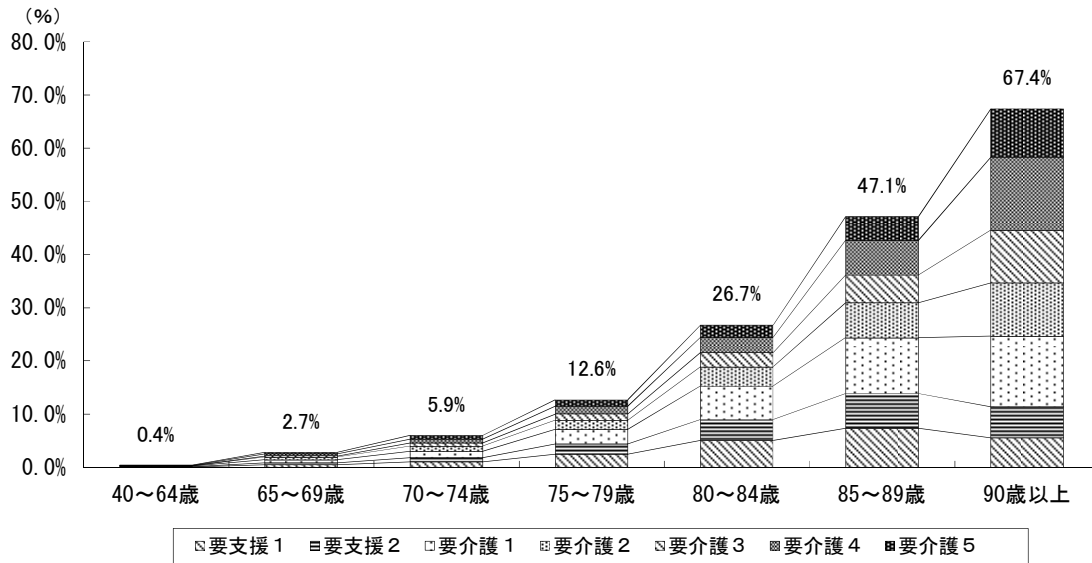
	総数	男性	女性	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	17,865	5,473	12,392	2,726	2,338	3,856	2,552	2,052	2,493	1,848
40～64歳	473	248	224	50	75	99	82	51	54	62
65～69歳	643	343	300	103	90	133	108	66	83	60
70～74歳	1,258	567	691	218	162	243	207	143	145	141
75～79歳	2,421	921	1,500	469	374	518	320	238	278	225
80～84歳	4,311	1,312	2,999	818	630	1,014	580	436	459	373
85～89歳	4,782	1,284	3,498	743	663	1,066	666	530	666	450
90歳以上	3,976	797	3,180	326	344	783	590	588	809	537

※平成23年8月現在

■年齢別・性別 要支援・要介護認定者数の割合



■年齢別 要支援・要介護認定率（要介護度別）



3 要支援・要介護認定者数の推計

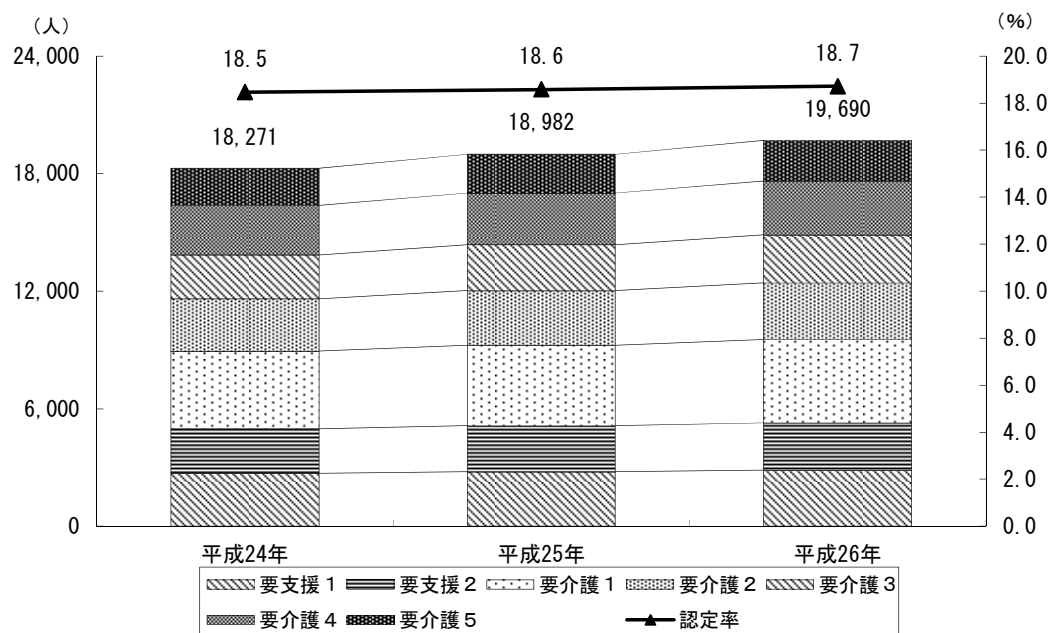
年齢別・男女別の将来推計人口に現在の認定率を乗じて、計画期間における要支援・要介護認定者数を推計しました。

高齢者数の増加に伴って要支援・要介護認定者は増加し、平成26年には2万人を超えると予想されます。認定者数の増加に対応した介護サービス提供基盤の整備が必要です。

■要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推計

	平成24年	平成25年	平成26年
要支援・要介護認定者数	18,271	18,982	19,690
認定率 %	18.5	18.6	18.7
要支援1	2,700	2,783	2,859
要支援2	2,276	2,350	2,419
要介護1	3,961	4,109	4,254
要介護2	2,668	2,778	2,891
要介護3	2,247	2,345	2,447
要介護4	2,516	2,631	2,751
要介護5	1,904	1,986	2,071

※各年10月1日現在



■要支援・要介護認定者数（第2号被保険者）の推計

	平成24年	平成25年	平成26年
要支援・要介護認定者数	465	462	459
要支援 1	50	50	49
要支援 2	67	67	66
要介護 1	97	96	95
要介護 2	89	88	87
要介護 3	53	53	52
要介護 4	52	52	51
要介護 5	57	57	57

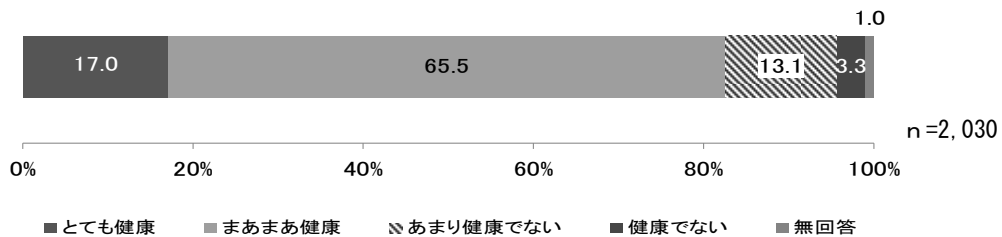
※各年10月1日現在

第4節 高齢者の意識等

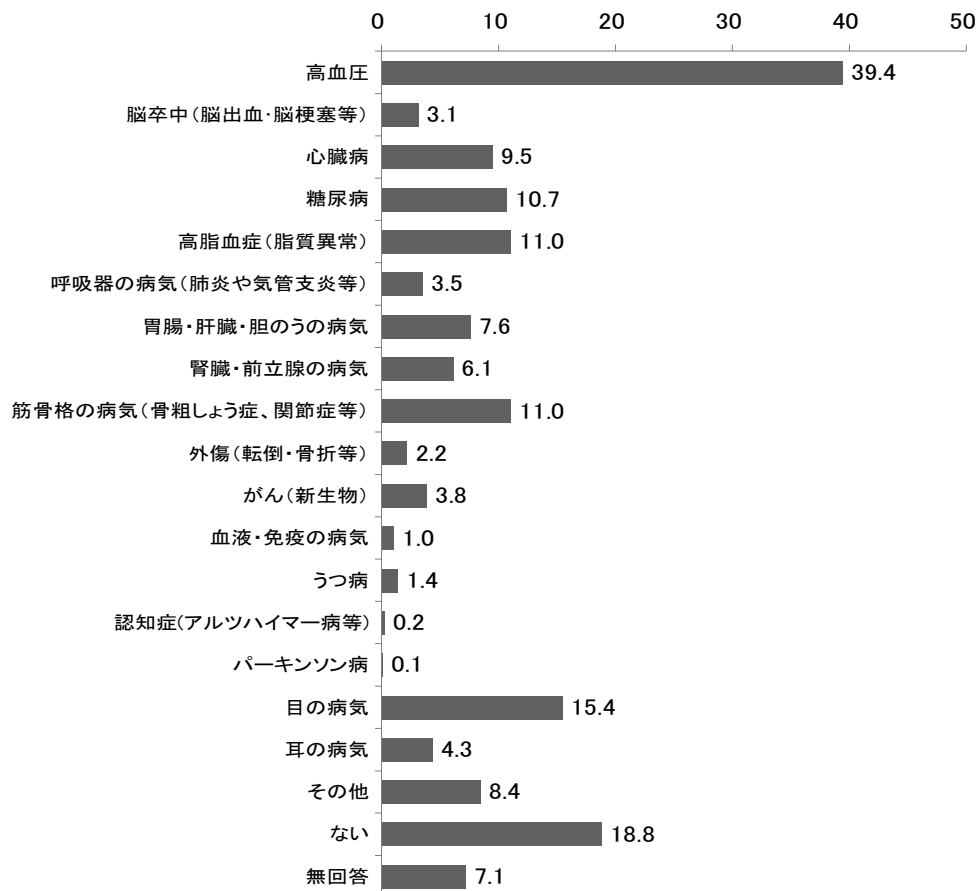
1 健康の状況

要支援・要介護状態にない高齢者の健康感をみると、健康と感じている人が8割を超えています。健康でないと感じている人も16.4%います。また、現在、治療中もしくは後遺症のある病気について、「高血圧」と回答した方が39.4%で最も多くなっています。

■自分の健康について（高齢者等一般調査）

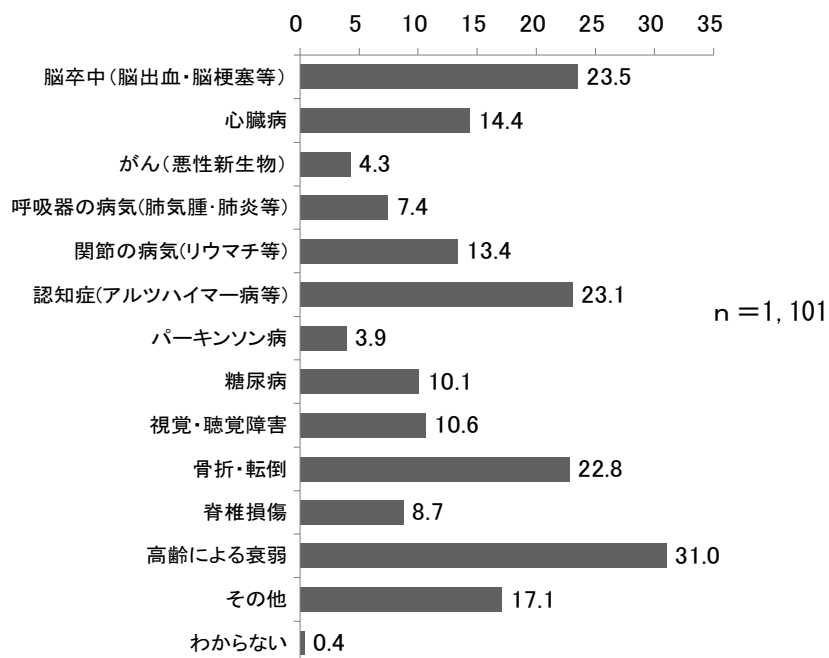


■治療中もしくは後遺症のある病気（高齢者等一般調査）



要支援・要介護認定を受けている人において、介護・介助が必要になった主な原因を聞いたところ、「高齢による衰弱」が最も多く、次いで「脳卒中」、「認知症」、「骨折・転倒」と続いています。

■介護・介助が必要になった主な原因（高齢者等実態調査 居宅要支援・要介護高齢者）



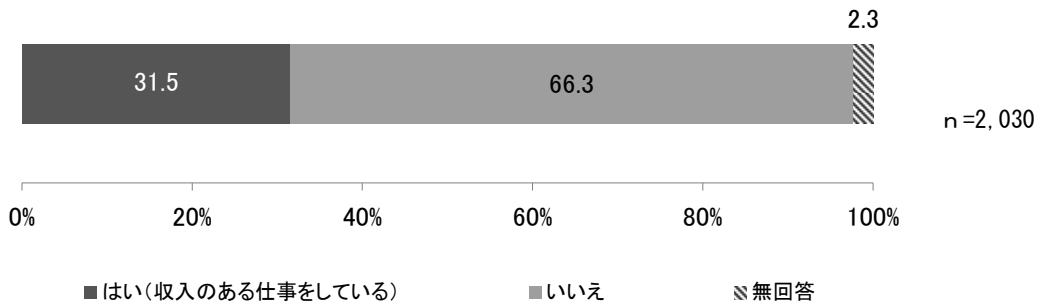
2 就業の状況

要支援・要介護状態にない高齢者の就業状況をみると、収入のある仕事をしている人は約3割となっています。

性別にみると、男性で約4割、女性で約2割の人が「はい」と回答しており、男性の割合が高くなっています。

年齢別にみると、60～64歳では6割の人が仕事をしていますが、65歳以上になると大きく減少しています。

■現在、収入のある仕事をしているか（高齢者等一般調査）



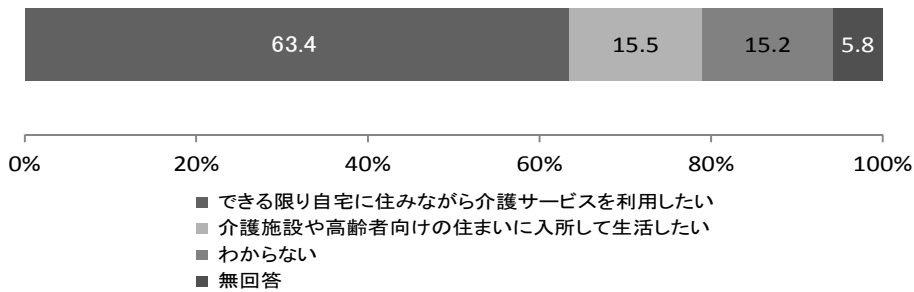
	合計	てあは いる 仕（ 事— 収入 を入 しの	い い え	無 回 答
全体	2030	639	1345	46
	100.0	31.5	66.3	2.3
男性	898	42.0	56.5	1.6
女性	1077	23.2	75.0	1.8
60歳～64歳	506	59.1	40.7	0.2
65歳～69歳	432	35.2	63.0	1.9
70歳～74歳	387	20.4	77.8	1.8
75歳～79歳	327	18.7	79.2	2.1
80歳～84歳	213	12.2	85.9	1.9
85歳以上	134	11.2	82.8	6.0

3 介護サービスの利用意向

要支援・要介護状態にない高齢者の介護が必要になった場合の生活の場の希望をみると、「できる限り自宅に住みながら介護サービスを利用したい」と回答した人が6割を超えています。施設や高齢者向けの住まいへの入所を希望している人の割合は減少してきています。

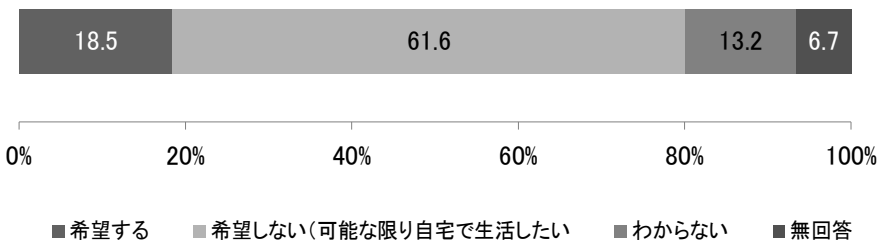
一方、居宅でサービスを利用している要支援・要介護認定者では、施設や高齢者向けの住まいへの入所を希望している人が2割弱で、前回、前々回の調査と比べると微増しています。

■要介護状態になった場合の希望（高齢者等実態調査 元気高齢者）



	n=309	回答者数	割合 (%)	前回 (H19)	前々回 (H16)	長野県
できる限り自宅に住みながら介護サービスを利用したい	196	63.4	65.9	62.9	66.4	
介護施設や高齢者向けの住まいに入所して生活したい	48	15.5	20.5	25.1	12.3	
わからない	47	15.2	9.9	8.8	15.6	
無回答	18	5.8	3.8	3.2	5.8	

■施設や高齢者向け住宅への入所希望（高齢者等実態調査 居宅要支援・要介護認定者）



	回答者数	割合 (%)	前回 (H19)	前々回 (H16)	長野県
希望する	255	18.5	17.7	15.5	17.6
希望しない(可能な限り自宅で生活したい)	852	61.6	61.7	65.8	61.6
わからない	183	13.2	13.2	12.1	14.0
無回答	92	6.7	7.4	6.5	6.8

第5節 日常生活圏域の状況

1 日常生活圏域の設定

平成18年度の介護保険法の改正で、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、身近な地域ごとに必要なサービス提供基盤の整備を進めていくため、市町村内をいくつかに分けて「日常生活圏域」を定めることになりました。

市内全地区に住民自治協議会が設置されていることから、前計画に引き続き本計画においても、住民自治協議会設置の32地区を「日常生活圏域」として設定することとします。

なお、施設整備等については、効率的な配置を考慮する必要があるため、32地区単位よりも大きな「くくり」で捉え、従来からの「保健福祉ブロック」の枠組みも考慮し、弾力的に運用します。

2 日常生活圏域ごとの高齢者の状況

日常生活圏域の中で、最も高齢者数が多い地区は篠ノ井地区の10,015人、最も少ない地区は小田切地区の477人で、地区によって人口に大きな差が見られます。

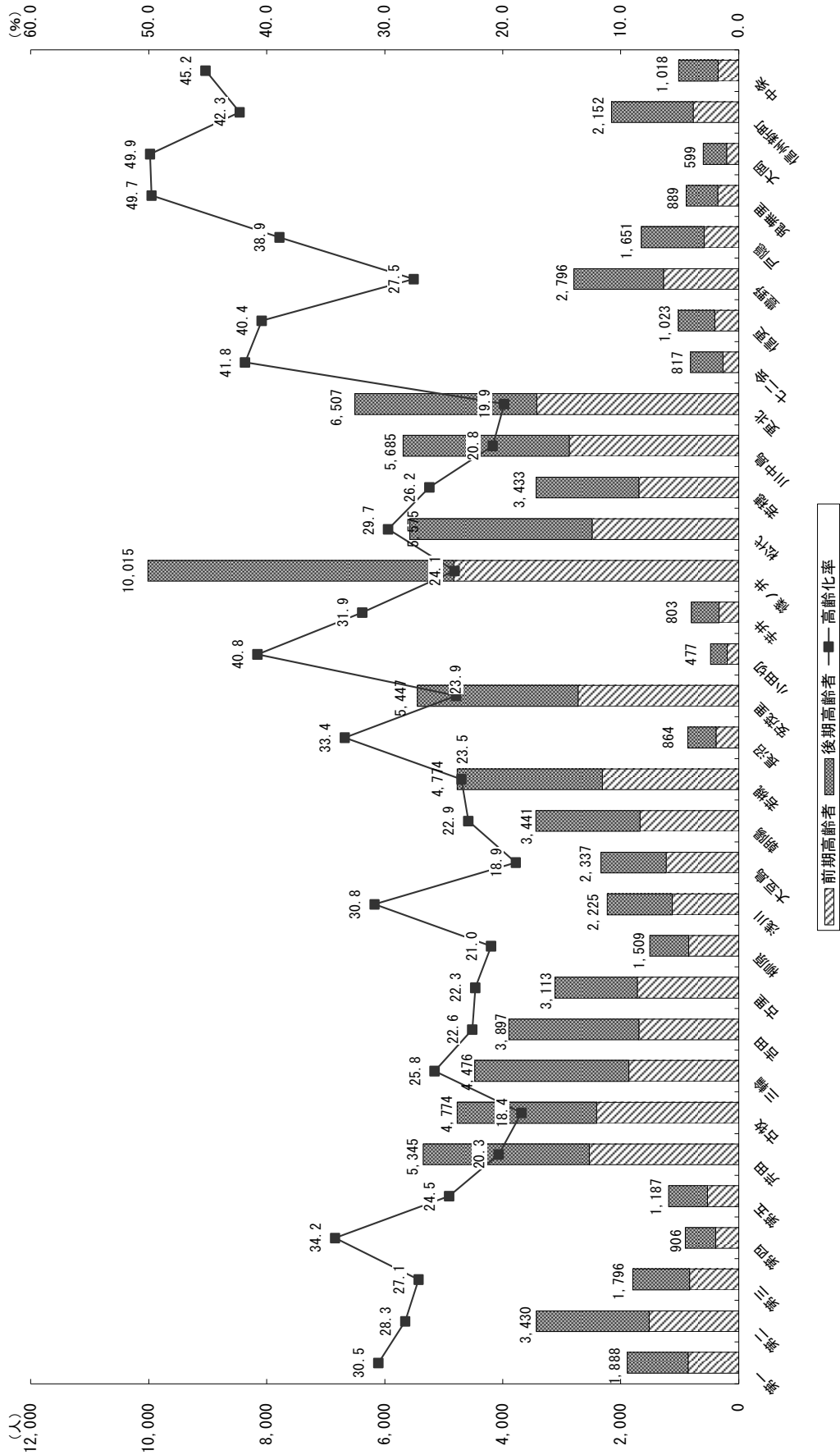
高齢化率をみると、大岡地区、鬼無里地区では、それぞれ49.9%、49.7%と、ほぼ半数が高齢者です。中条地区、信州新町地区、七二会地区、小田切地区、信更地区でも高齢化率が40%を超えています。一方、古牧地区、大豆島地区、更北地区では高齢化率が20%を下回っています。

要支援・要介護認定率をみると、多くの地区は15～20%前後となっています。

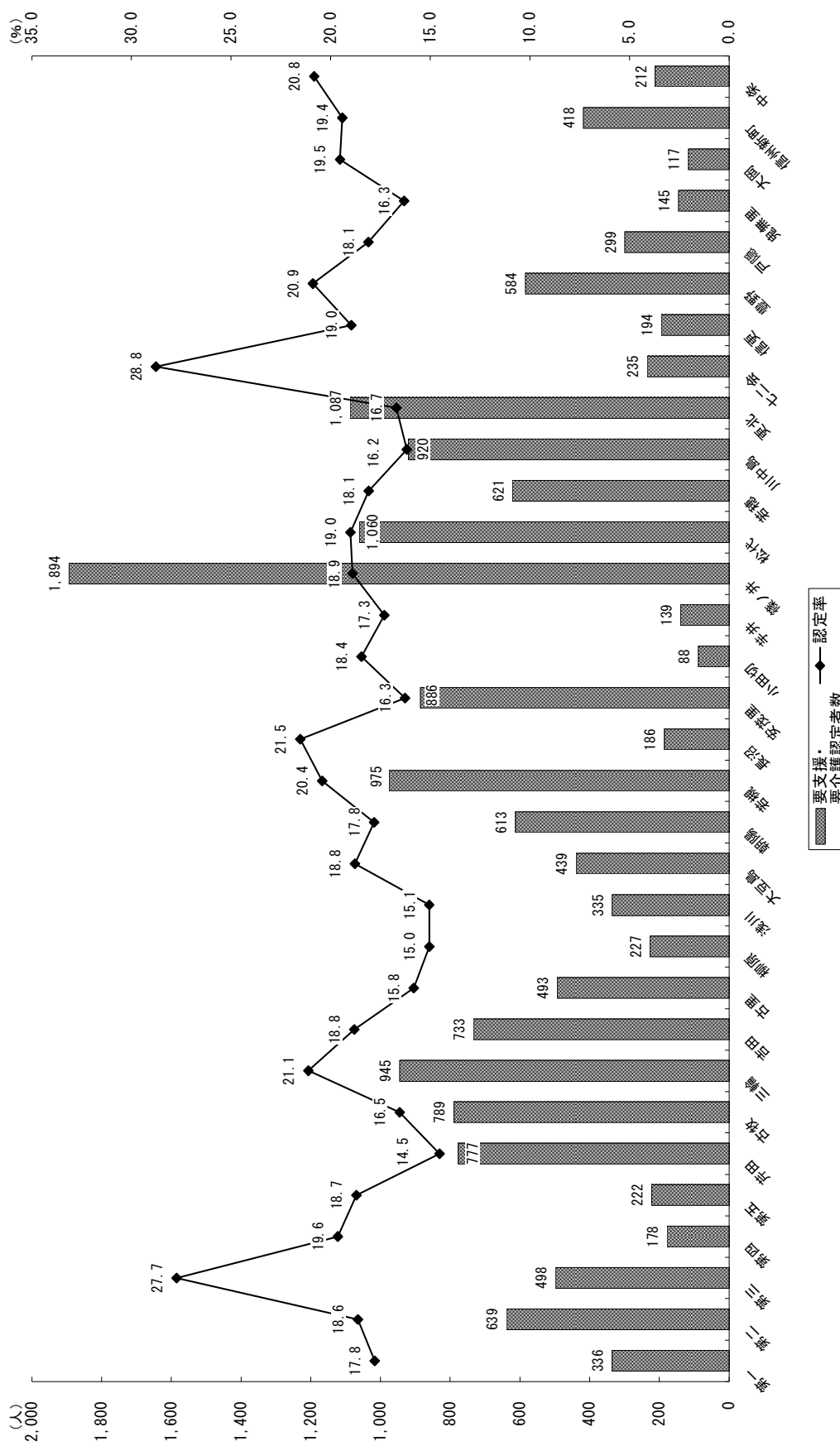
一人暮らし高齢者の状況をみると、高齢者人口が多い篠ノ井地区で789人が最も多く、次いで三輪地区の667人、安茂里地区の487人と続いています。高齢者数に対する一人暮らしの割合は、第三地区が19.1%で最も高く、高齢者の5人に1人が一人暮らしです。大岡地区、鬼無里地区でも15%を上回るなど、人口が少なく、高齢化率が高い地区で一人暮らし高齢者の割合が高くなっています。

日常生活圏域ごとに高齢者の状況は異なります。「地域包括ケア」のさらなる強化のためにも、状況に応じたサービス提供基盤の確保と生活支援の充実が必要です。

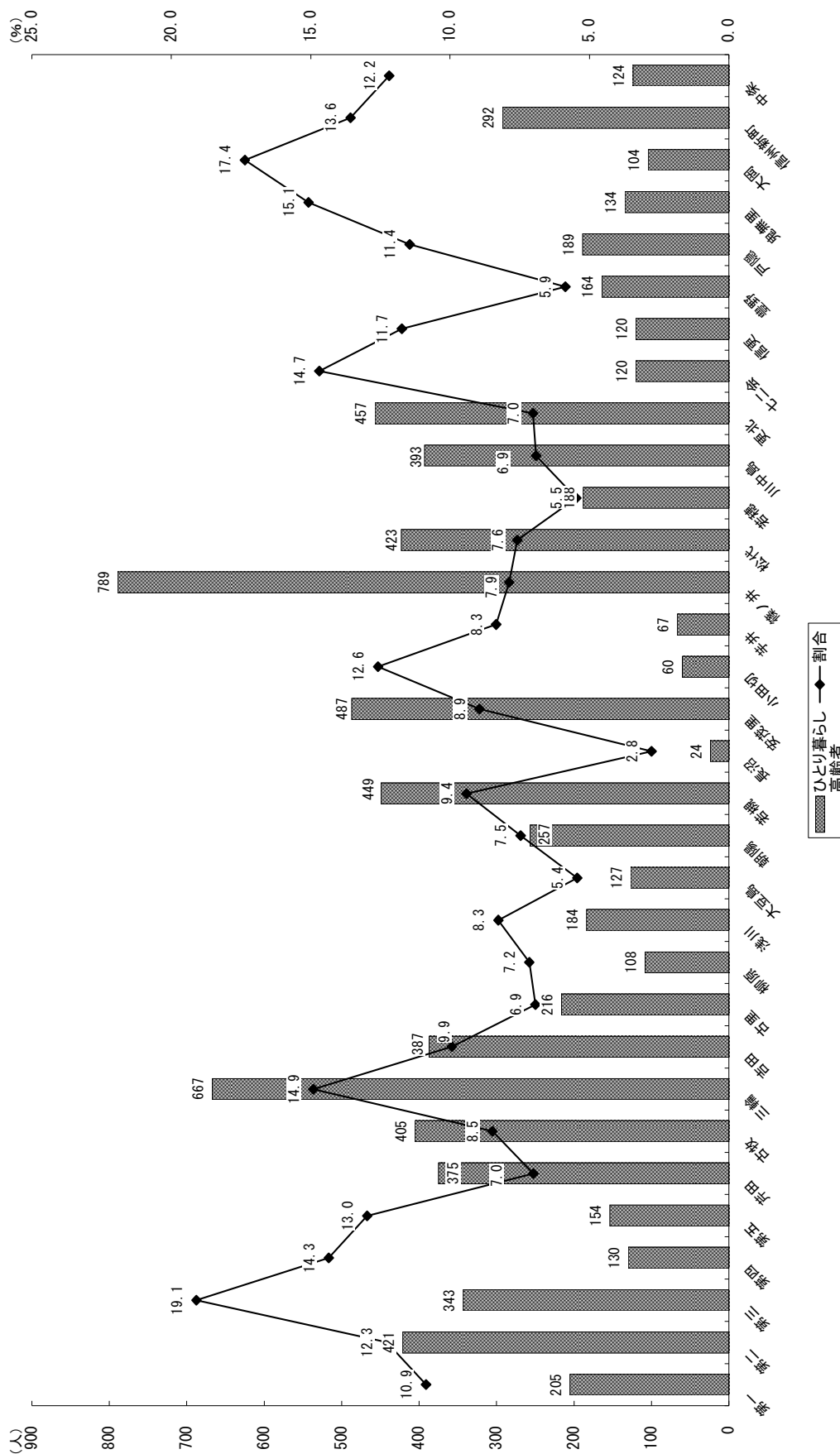
■日常生活圏域別 高齢者数、高齢化率（平成23年4月1日現在）



■日常生活圏域別 要支援・要介護認定者数、認定率（平成23年4月1日現在）



■日常生活圏域別 ひとり暮らし高齢者数、対高齢者割合（平成23年4月1日現在）



第3章 基本理念及び基本的な政策目標

1 基本理念

誰もが迎える高齢期に、それぞれが心身ともに健康で、生きがいをもって豊かに生活していくことが望まれます。また、介護が必要となっても、一人ひとりが必要に応じた多様なサービスを利用し、その人らしく自立した生活を送ることができる、そんな社会の実現が求められます。

市民の皆さんと行政との二人三脚により生きがいのある豊かな高齢社会を形成し、長野市に暮らしてよかったと心から思える社会を築くため、本計画の基本理念を次のように定めます。

自分らしく

元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに

介護が必要となっても安心して生活できる

明るい社会を共に築きましょう

2 基本的な政策目標

本計画の基本理念を実現するために、高齢者福祉及び介護保険事業の各分野において様々な施策を実施する必要があります。各分野の施策を総合的に実施していくため、5つの観点から基本的な政策目標を定めます。

1 ー積極的な社会活動参加支援ー

積極的に社会活動へ参加し、生きがいづくり・健康づくりに取り組むことができるように

明るく活力に満ちた社会を確立するためには、一人ひとりが地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくことができる社会をつくる必要があります。

積極的に社会活動に参加し、生きがいづくりや健康づくりに取り組むことができるような環境づくりを推進します。

【主要施策】

- 社会参加活動の支援
- 生きがいづくりの充実
- 健康づくりの推進
- 高齢者への就労支援
- 高齢者が利用しやすい建築物、道路等の整備

2 ー地域包括ケア体制づくりー

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるように

多くの市民が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを望んでいます。そのためには、介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、一人ひとりを地域全体で支える体制を構築する必要があります。

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が切れ目なく提供される「地域包括ケア」の実現を目指し、各分野の連携強化とサービス提供基盤の充実を推進します。

【主要施策】

- 相談支援体制の充実
- 日常生活支援
- 介護者支援
- 地域福祉活動支援
- 医療と介護の連携強化
- 安全・安心のゆとりある住生活の確保
- 交通事故、犯罪、災害等からの高齢者の保護
- 高齢者福祉施設等の整備

3 ー介護予防の推進ー

いつまでも元気でいきいきと過ごすことができるように

高齢になっても、一人ひとりが活動的で生きがいに満ちた自己実現ができることが理想です。このため、身体的・精神的・社会的に一人ひとりが持っている能力を活かし、また、高めることを通じて活動的に暮らすことが望まれます。

可能な限り要介護状態とならないように、生活機能の低下を予防する介護予防を推進します。

【主要施策】

- 二次予防事業の実施
- 一次予防事業の実施

4 一介護保険事業の適正な運営一

要介護・要支援状態になったとき、自らの選択により必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように

要介護・要支援状態の方の自立した生活を支えるために、介護保険制度をより一層円滑に実施することが重要です。各種介護サービスの実施状況を踏まえ、需要に応じた介護サービスの整備目標を定め、量的整備を促すとともに個人の尊厳に配慮した質の向上を図る必要があります。

また、日常生活圏域を基本として、在宅を中心とした生活を円滑に行うことができるよう、様々な保健福祉・介護保険サービスが総合的に提供される体制づくりを推進します。

【主要施策】

- 介護保険サービス基盤の整備
- サービスの質の向上
- サービスの利便性の向上
- 低所得者の負担軽減
- 公正で迅速な要支援・要介護認定
- 相談・苦情への対応

5 一認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実一

認知症になっても尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を送ることができるように

認知症高齢者を支えるには、家族だけではなく、地域住民全体の理解や協力が不可欠であるため、認知症高齢者を支えることができる環境づくりを行う必要があります。認知症を予防するための正しい知識の普及啓発に努めるとともに、認知症を予防するサービスの充実に努めるほか、判断能力が低下した場合に財産等が法的に保護されるよう、様々なサービスを総合的に提供する施策を推進します。

また、高齢者虐待のない地域にするために、高齢者本人、養護者、地域住民、関係機関等が虐待防止に努め、早期発見や早期対応が図れる体制整備に積極的に取り組む必要があります。高齢者虐待に関する正しい知識の普及を図り、高齢者の権利擁護支援を推進します。

【主要施策】

- 認知症高齢者（家族）支援
- 高齢者の権利擁護支援体制の充実

第4章 計画の推進体制

進む高齢化と、多様化する高齢者福祉・介護保険サービス需要に対応するためには、計画の推進体制を整え、各種の施策を実施していくことが必要です。

様々な場面における連携を強化あるいは充実させ、計画を円滑かつ柔軟に実施していきます。

■保健・医療・福祉の連携強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、保健・医療・福祉の密接な連携関係の上に成り立つものです。高齢者の多様なニーズに対応するため、行政をはじめ各種機関等における保健・医療・福祉分野の連携の強化に努めます。

■地域における連携支援体制の充実

本計画を円滑に実施するため、地域包括支援センターを中核に、保健センター、在宅介護支援センターをはじめ居宅介護支援事業所等との相談・支援体制の充実を図ります。

また、地域包括支援センター運営協議会のもと、ブロックケア会議や地区ケア会議の一層の充実を図り、地域において高齢者が安心して生活を送るのに必要なサービスが、家族をはじめ地域住民、様々なサービス事業者及び地域福祉を支える関係団体（長野市社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体等）の連携・支援の下に提供される体制の充実に努めます。

■サービスの質の確保と向上

サービスを利用する高齢者の尊厳を保持するため、介護保険サービスをはじめとする様々なサービスの提供基盤の確保はもとより、その質の確保に努めるとともに、質の向上を図り、充実したサービスが提供される環境の実現に努めます。

■行政関係機関との連携体制強化

高齢者が自分らしく生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができる明るい長寿社会を実現するためには、保健・医療・福祉分野はもとより、これらの分野以外の施策が重要です。市民の4人に1人が高齢者の今日にあっては、本計画以外の市民サービスのほとんどが、高齢者に配慮することなく実施することが難しい状況にあります。幅広く市役所の関係部署との連携を強化し、高齢者関係施策の円滑な実施に努めます。

また、多岐にわたる保健・医療・福祉サービスに関する市民からの相談や問い合わせに総合的に応じるため、市役所内に設置している「保健福祉総合相談窓口」に専門の職員を配置し、市民のニーズに応じ保健福祉全般の案内を行います。

介護保険サービス事業者の指定・指導監査等については長野県健康福祉部及び長野保健福祉事務所と、要介護認定については長野広域連合と連携して実施します。

■民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進

保健福祉サービス及び介護保険サービスの提供主体として、様々な民間事業者や民間団体等が参入することにより、高齢者の多様なニーズに応じたサービスの提供が行われています。

引き続き高齢者が安心してサービスを利用できるような充実した環境を維持するため、多様なサービス事業者が保健福祉事業及び介護保険事業に参入できる環境整備に努めます。

■情報提供体制の充実と情報公開

高齢者に関する保健福祉・介護保険サービスについての周知を図るとともに、市民が知りたいときに必要な情報を入手できるように、マスメディアやインターネット等を活用した情報提供体制の充実を図ります。また、介護保険サービス事業者や福祉サービス事業者のサービス内容等については、利用者保護やサービスの適正化を図るため、広く市民への公表を求めるなど情報公表を促進します。

第2部 各論

第1章 積極的な社会活動参加支援

第2章 地域包括ケア体制づくり

第3章 介護予防の推進

第4章 介護保険事業の適正な運営

第5章 認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実

第1章 積極的な社会活動参加支援

第1節 生きがい対策の充実

高齢者が、自らの生きがいづくり・健康づくりに取り組み、それぞれの持てる力に応じて、市民としての社会的役割を積極的に果たせる環境づくりを推進します。

また、一人ひとりのニーズに応じた生きがいづくりの充実を図り、介護予防の観点を含め、高齢者がいきいきと生活できる環境を目指します。

1 社会参加活動の支援

高齢者の自主的な生きがい活動を支援するとともに、自らの生活意欲の向上を図るなど、積極的に社会活動に参加できる環境づくりを推進します。

老人クラブの育成

■施策の目的・内容

老人クラブ活動を通じて、教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加や世代間交流を促進し、老後の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び長野市老人クラブ連合会に補助金を交付してその活動促進を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
老人クラブ数	クラブ	309	300	292	279	301	
会員数	人	22,641	22,027	21,392	20,094	21,413	

■現状と課題

○老人クラブへの加入率を高め、地域の実情に応じた主体的な活動を支援していく必要があります。

■今後の方針・目標

○単位老人クラブ及び老人クラブ連合会への加入率向上を目指して、魅力あるクラブづくりが進むよう様々な支援を行い、引き続き事業を推進します。

おでかけパスポート事業

■施策の目的・内容

高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけパスポート」を発行し、市内一般路線バスを1回100円で乗車できるようにするものです。

[対象者] 70歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
パスポート延べ交付者数 (年度末交付者数)	人	54,133	57,592	60,316	64,963	71,325	
利用状況 (1日あたりの平均利用回数)	回	3,888	4,052	3,951	3,741	3,908	

■現状と課題

- 高齢者人口の増加、市町村合併による対象路線の延長等により運営経費が増加しています。
- バス利用者数の減少や、燃料の高騰などによる運行経費の増加等により、バス事業の採算が取れない状況が生じており、バス路線自体の維持にも影響がでています。
- 乗車距離に関係なく利用者負担額が一律なため不均衡が生じています。
- 路線バスのICカード化に伴い利用実態が正確に把握できることから、具体的な見直しが可能となります。

■今後の方針・目標

- 市民ニーズが高い事業であり、引き続き事業を実施していきませんが、長野市路線バスICカードシステムの導入に併せ、おでかけパスポートのICカード化を推進するとともに、今後も安定的に事業を運営していくため、3者(利用者・バス事業者・市)の負担割合を見直し、利用者負担について、現在の定額制から乗車距離に応じた従量制の導入を含め、今後の在り方を検討します。

敬老事業

■施策の目的・内容

長寿を祝福し、高齢者に対する敬愛の精神と、高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、「老人の日」に祝状等を贈呈します。

■これまでの実施状況

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高齢者祝状 88歳	人	1,187	1,304	1,494	1,495	1,722	
99歳	人	77	94	115	107	107	
100歳	人	66	50	68	83	81	
市内最高齢 ^(※)	人	71	1	1	1	1	
高齢者祝品 100歳	人	70	50	68	83	81	
高齢者写真撮影 77歳	人	1,334	1,454	1,415	1,459	1,471	
100歳	人	21	21	25	22	28	

(※) 平成18年度は101歳以上

■現状と課題

- 高齢者所在不明問題に代表されるように、高齢者の孤立化が進んでおり、社会全体で高齢者を敬愛し、長寿を祝福する必要があります。
- 本事業は、高齢者の居住確認作業も兼ねて実施しています。
- 平均寿命の延伸や今後の高齢社会の進展を鑑み、対象年齢等の事業内容の見直しが必要となっています。

■今後の方針・目標

- 引き続き事業を実施しますが、事業内容の見直しを検討します。

2 生きがいつくりの充実

高齢者の閉じこもりを防止し、健康で生きがいのある生活を保つため、仲間づくりや高齢者の学習活動の支援等を目的とした生きがいつくり事業の充実を図ります。

老人福祉センター運営事業

■施策の目的・内容

高齢者の多様な要望に応えるため、生きがいつくりや健康づくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生きがいづくり講座	回	2,144	2,063	2,403	2,353	2,270	
	人	43,081	41,677	47,437	44,583	43,409	
グループ活動	回	5,185	5,616	5,983	5,933	6,245	
	人	72,904	75,527	79,068	71,509	87,134	
地域福祉活動	回	1,654	1,921	2,050	3,383	2,147	
	人	13,948	18,131	19,835	47,054	20,880	
その他	回	783	795	786	1,502	1,332	
	人	20,580	17,667	19,548	20,847	26,963	

■現状と課題

- 高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており、利用者のニーズに応じた多様な講座の充実を図っていく必要があります。
- 地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たす必要があります。
- 「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」において、講座受講料は有料化の対象として市の方針が決定しています。

■今後の方針・目標

- 高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけづくりのための講座を開設するとともに、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座の充実を図ります。またボランティア活動や世代間交流など高齢者の地域活動の拠点として、引き続き事業を実施します。
- 市民負担の公平性を確保するなどの観点から、講座受講料を有料化するとともに、魅力ある講座の開催に努めます。

ふれあい交流ひろば運営事業

■施策の目的・内容

地域的な事情により「老人福祉センター」の利用が困難な高齢者を対象に、老人福祉センターを補完する施設として、保健福祉施設等の一部を「ふれあい交流ひろば」として整備を行い、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
講座開催回数	回	181	180	173	173	292	
延べ参加者数	人	2,918	2,285	2,089	2,604	4,378	
利用者数	人	14,865	14,480	17,695	19,415	11,159	

■現状と課題

- 「老人福祉センター」と同様に、利用者のニーズに応じて多様な講座の充実を図っていく必要があります。
- 「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」において、講座受講料は有料化の対象として市の方針が決定しています。

■今後の方針・目標

- 利用者のニーズに応じて講座内容の充実を図るとともに、地域住民との協働による運営を進めるなど、地域の交流活動の拠点として、引き続き事業を実施します。
- 市民負担の公平性を確保するなどの観点から、講座受講料を有料化するとともに、魅力ある講座の開催に努めます。

シニアアクティブルーム運営事業

■施策の目的・内容

中心市街地での「老人福祉センター」等の機能をもつ高齢者の活動を支援する拠点として、特色を生かした講座及びイベントの開催、自主グループ活動の支援・促進など様々な事業を行い、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
年間利用者数	人	8,301	7,915	6,585	8,901	9,772	
講座数	講座	40	36	32	43	53	
延べ開催回数	回	323	299	256	253	311	
延べ参加人数	人	5,236	4,585	3,369	4,898	6,102	

■現状と課題

- 今後も利用者のニーズに応じた多様な講座及び自主グループ・世代間交流活動の更なる充実、促進を図る必要があります。
- 生きがいづくり講座について、公民館等の類似施設と重複する講座が多いことから、事業の位置付けや実施内容について整理する必要があります。
- 「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」において、講座受講料は有料化の対象として市の方針が決定しています。

■今後の方針・目標

- 今後も「シニアアクティブルーム」の特色を生かした講座及び自主グループ・世代間交流活動の充実と、「ながのシニアライフアカデミー」及び「老人福祉センター」等との連携を検討し、各地域にも活動の幅を広げ、引き続き事業を実施します。

- 市民負担の公平性を確保するなどの観点から、講座受講料を有料化するとともに、魅力ある講座の開催に努めます。

老人憩の家運営事業

■施策の目的・内容

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を有料で提供し、心身の健康の保持増進を図ります。

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
1日平均利用者数	人	79.3	75.6	74.0	71.1	68.7	
延べ利用者数	人	232,899	222,846	210,004	207,906	204,247	
障害者及び介助者数	人	34,715	36,534	36,622	38,622	41,599	

■現状と課題

- 古い施設ではトイレが男女共用であったり、バリアフリーの面でも問題があり、施設の利便性が悪い状況です。
- 老朽化によりメンテナンス経費等の維持コストが増加し、一部施設においては耐震性等の問題もあり、大規模改修又は建て替え等の必要性が生じています。
- 総利用者数が年々減少している中、障害者（及び介助者）の利用が増加傾向にあります。
- 老人憩の家建設当時に比べ、民間の入浴施設が充実してきています。
- 「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」に基づき、引き続き利用者負担について検証する必要があります。

■今後の方針・目標

- 高齢者の社会参加活動の場として、介護予防の観点からも必要な施設であり、引き続き利用者の増加に向けた取り組みを積極的に推進する必要がありますが、老朽化した施設等については、今後策定する「公共施設見直し指針」に基づき施設の統廃合を含めた見直し方針を決定するとともに、市民負担の公平性を確保するなどの観点から、適正な利用者負担について見直しを行います。

ながのシニアライフアカデミー運営事業

■施策の目的・内容

高齢者も社会の重要な一員であり、他の世代とともに社会において積極的な役割を果たしていくことが期待されていることから、自らの健康づくりを進めるとともに、地域における指導的役割を果たす人材（地域リーダー）を育成します。

※2学年制（1学年定員45人）

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
受講者	人	57	56	37	45	90	
うち男性	人	20	18	19	12	26	
うち女性	人	37	38	18	33	64	
平均年齢	歳	70.2	70.8	67.8	68.2	68.4	
修了者	人	56	46	33	-	45	
うち男性	人	20	16	16	-	12	
うち女性	人	36	30	17	-	33	
平均年齢	歳	70.2	71.2	68.8	-	68.2	

※平成18～20年度は老人大学園

■現状と課題

- 開校時（H21年度）に比べ、志願者数が減少傾向にあります。
- 自らの知識や技能を地域で役立てたいという意識は高く、活動の場や情報の提供が求められています。
- 「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」において、講座受講料は有料化の対象として市の方針が決定しています。

■今後の方針・目標

- 長野県短期大学、信州大学と連携し、先進的な高齢者向けのより高度で専門的な人材育成講座の提供に努めます。
- 修了生に対してのサポート体制の確立を行い、地域での自立・自助、ボランティア活動などの社会参画が図られるよう環境整備を行います。
- 市民負担の公平性を確保するなどの観点から、講座受講料を有料化するとともに、魅力ある講座の開催に努めます。

健康麻将（まーじゃん）初心者講座事業

■施策の目的・内容

「金をかけない」「酒を飲まない」「タバコを吸わない」。これら三つの約束を守って、健康的な環境で楽しむ健康麻将是、介護予防の面において効果があると言われています。日本健康麻将協会、信州大学地域共同研究センターと協働で初心者講座を開催し、生きがいつくりと介護予防の促進を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
開催回数	回	2	3	2	3	3	
受講者	人	41	67	41	47	36	
うち男性	人	15	19	12	21	15	
うち女性	人	26	48	29	26	21	
修了者	人	38	63	32	41	29	
うち男性	人	15	17	10	18	14	
うち女性	人	23	46	22	23	15	

■現状と課題

- 老人福祉センター等で開催するなど、受講しやすい環境づくりに努めています。
- 事業開始当初に比べ、受講者数が減少傾向にあります。

■今後の方針・目標

- 今後も、生きがいつくりと介護予防の促進を図るため、引き続き事業を実施します。
- 事業の効果的な周知方法について研究するとともに、引き続き「きっかけづくり」の場として開催場所等の幅を広げ、広く受講できるように努めます。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）及び高齢者共同生活支援施設運営事業

■施策の目的・内容

【生活支援ハウス】

利用者に対し、住居の提供、各種相談・助言及び緊急時の対応を行います。

【高齢者共同生活支援施設】

利用者に対し住居及び食事の提供と、各種相談・助言を行い、緊急時の対応を行います。

【対象者】 60歳以上のひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属する人で、高齢等のため独立して生活することが困難な人

■これまでの実施状況

		単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活支援ハウス	設置箇所	か所	2	2	2	3	3	
	定員	人	28	28	28	34	34	
	延べ利用人員	人	6,488	4,231	2,904	3,997	3,696	
共同生活支援施設	設置箇所	か所	2	2	2	2	2	
	定員	人	14	14	14	14	14	
	延べ利用人員	人	2,542	2,683	2,590	2,515	2,781	

■現状と課題

- 入居者の要介護度が重度化しており、対応が困難なケースが生じています。
- 滞在期間を限定している「高齢者共同生活支援施設」は、長期の滞在を希望する人が増加しています。

■今後の方針・目標

- 「高齢者共同生活支援施設」については、住み慣れた地域で可能な限り在宅での生活を維持することができる拠点としての趣旨を明確にし、設置地区の住民が優先的に利用することができる運用を図ります。

温湯温泉湯～ぱれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業

■施策の目的・内容

温湯温泉湯～ぱれあ内に、地域福祉の拠点となる老人福祉センターの機能を持つスペース「高齢者福祉ゾーン」を併設し、温泉を利用した心身の「健康維持・増進」及び教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場を提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

		単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
入浴利用者数	人		152,557	140,052	145,469	141,958	139,186	
健康ゾーン利用者数	回		395	530	733	737	775	
	人		4,208	6,542	3,420	6,463	6,626	
高齢者福祉プログラム	回		273	261	218	232	276	
	人		4,103	4,205	3,989	3,661	4,176	
グループ活動など貸館利用	回		46	180	367	379	416	
	人		624	2,151	4,799	5,251	6,089	

■現状と課題

- 高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており、利用者のニーズに応じて多様な講座の充実を図っていく必要があります。

■今後の方針・目標

○利用者のニーズに応じた講座等の充実を図るとともに、施設の条件を生かした健康づくり、介護予防や世代間交流等の事業を推進します。

高齢者学級開設事業【生涯学習課】

■施策の目的・内容

高齢者が自分に適した学習の機会を選択し、自主的に学習活動を展開していくことができるように、地域の各市立公民館がそれぞれ計画する学習内容を体系的にし、地域住民が主体となった高齢者学級の開設を進めます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
実施公民館数	か所	15	15	14	13	20	
学級数	学級	24	26	17	125	181	
延べ受講者数	人	7,570	5,338	7,244	6,023	13,174	

■現状と課題

○学んだ成果を高齢者自らの生きがいに反映させるとともに、地域社会に還元する動機付けとなるようなカリキュラムが組み込まれている高齢者学級を増やしていく必要があります。

■今後の方針・目標

○地域ごとのバランスを取りながら、高齢者学級の開設と積極的な参加を促進します。

公民館における世代間交流事業【生涯学習課】

■施策の目的・内容

各市立公民館で、スポーツ・レクリエーション活動や史跡めぐりなど地域の特性や高齢者の豊かな経験・技術を生かしたふれあい活動を行い、各世代と高齢者との交流を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
実施公民館数	か所	15	16	15	17	20	
実施講座数	講座	29	27	19	31	42	
延べ参加者数	人	3,906	3,884	2,286	2,558	3,100	

■現状と課題

- ゲートボールやペタンクの大会等世代を超えて楽しめる種目の選定や運営の工夫を図っていますが、子どもの参加をさらに増やすためには、学校や他の社会教育団体行事との調整が必要です。

■今後の方針・目標

- 本事業は、高齢者の生きがいづくり及び地域コミュニティ意識の醸成につながる事業であり、今後も引き続き実施します。
- より多くの世代間交流の機会を確保するため、地域公民館等における事業を引き続き支援します。

保育園における世代間交流事業【保育家庭支援課】

■施策の目的・内容

地域に開かれた保育所として、園児が高齢者福祉施設へ訪問したり、保育園に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、世代間のふれあい活動を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
公立実施保育園数	園	25	24	25	19	19	
私立実施保育園数	園	20	20	19	23	23	

※公立保育園は統廃合のため、実施園数が減少。

■現状と課題

- 地域の高齢者と園児とのより活発なふれあい・交流が必要です。

■今後の方針・目標

- 今後も地域に開かれた保育所として、園児が高齢者福祉施設・介護保険施設への訪問や、保育所に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、各地域の特性を生かした世代間のふれあい活動を実施します。

3 健康づくりの推進

病気に対する早期発見・早期治療にとどまらず、高齢者の主体的な健康づくり活動を支援し、社会・家庭での役割を担う生涯現役づくりを推進します。

はり、マッサージ費助成事業

■施策の目的・内容

「老人憩の家」の利用者に対し、はり・マッサージを施術することで、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図ります。

[対象者] 60歳以上の老人憩の家を利用する人

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
開設箇所	施設	10	10	10	10	10	
延べ日数	回/年	1,254	1,272	1,226	1,253	1,274	
延べ利用人員	マッサージ	3,602	3,752	3,452	3,360	3,334	
	はり	883	807	861	874	1,017	
	合計	4,485	4,559	4,313	4,234	4,351	

■現状と課題

○施設間で利用者数に差が生じているため、この是正に努める必要があります。

■今後の方針・目標

○利用者の健康増進が図られていることから、利用促進を図りながら、引き続き事業を実施します。

健康づくり事業【体育課】

■施策の目的・内容

各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、中高年齢者の健康保持・増進、体力向上及び仲間づくりを推進しています。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
スポーツ教室	教室数	47	43	44	42	45	
	参加者数	1,501	1,360	1,370	1,416	1,419	

■現状と課題

○多様なニーズに対応するため、内容の検討・見直しが必要となってきています。

■今後の方針・目標

○関係各課や指定管理者と連携を図り、市民ニーズを内容に反映した教室等を実施していきます。

がん検診【保健所健康課】

■施策の目的・内容

医療機関での個別検診及び検診車等による集団検診を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげ、がんによる死亡の減少を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
胃がん 35歳～	人	6,914	6,787	6,630	6,334	5,816	
子宮がん 20歳～	人	9,137	10,272	10,136	12,823	13,316	
乳がん 30歳～	人	7,343	8,638	8,560	11,372	10,696	
肺がん 40歳～	人	24,492	23,372	22,095	21,374	20,123	
大腸がん 40歳～	人	29,384	30,184	23,117	23,589	23,550	
前立腺がん 50歳～74歳	人	772	755	658	815	698	

■現状と課題

○がん対策は国をあげて推進していますが、依然としてがんは、わが国の死亡原因の第1位となっており、がん検診の受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○がんの病態に関する知識の普及啓発を行うとともに、がん検診の周知及び実施方法等を見直し、受診率の向上を図ります。

骨粗しょう症検診【保健所健康課】

■施策の目的・内容

骨粗しょう症は、高齢者に多く、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が懸念されることから、早期に骨量の減少が見られる人を発見するため、節目年齢の市民（女性）を対象に医療機関で検診（骨量測定）を実施し、骨粗しょう症の予防を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
受診者数	人	1,040	1,206	961	996	807	

■現状と課題

○骨粗しょう症は、高齢者の生活の質に影響を及ぼす疾患であり、より多くの市民、特に中高年齢者の受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○骨粗しょう症の病態に関する知識の普及啓発を行うとともに、検診の周知及び実施方法等の見直しを行い、受診率の向上を図ります。

歯周疾患検診【保健所健康課】

■施策の目的・内容

歯周疾患は、歯牙喪失の原因となるとともに、糖尿病や心臓疾患等の全身の病気との因果関係があることから、歯周疾患の早期発見、早期治療及び疾患予防等を目的に、節目年齢の市民を対象に、歯周疾患検診を医療機関で実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
受診者数	人	1,156	1,385	1,581	1,496	1,115	

■現状と課題

○80歳になっても20本の歯を保つことを目標（「8020運動」）に実施しており、歯周疾患検診の受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○歯周疾患の病態に関する知識の普及啓発を行うとともに、検診の周知及び実施方法等を見直し、受診率の向上を図ります。

第2節 高齢者への就労支援

高齢者の勤労意欲を尊重し、就業できる機会の確保に努めます。

高齢者授産施設就労奨励金支援事業

■施策の目的・内容

授産施設に就労する高齢者に交通費の一部を支給し、就労の促進を図ります。

[対象者] 授産施設に就労する60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
対象者	人	54	54	66	65	82	

■現状と課題

○対象者が少数で限られているため、助成のあり方を含め事業の見直しを図る必要があります。

■今後の方針・目標

○授産施設での高齢者就労促進の必要性を含め、事業の継続について引き続き検討します。

シルバー人材センター【産業政策課】

■施策の目的・内容

高齢者の長年培った知識・経験・能力を有効に活かし、臨時的・短期的な就業の機会の確保と生きがいの充実、社会参加の促進を図るため、公益社団法人長野シルバー人材センターの運営を補助します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
会員数	人	2,052	2,168	2,316	2,446	2,454	
うち男性	人	1,380	1,472	1,578	1,662	1,699	
うち女性	人	672	696	738	784	755	

■現状と課題

○厳しい経済状況等により、様々な経験や能力を持つ会員に対し、希望どおりの職種を提供することが難しい状況にあります。

■今後の方針・目標

- 就業機会の開拓の推進、会員の能力開発や資質向上及び安全就業対策の推進等を支援します。

第3節 高齢者が利用しやすい建築物、道路等の整備

高齢者が積極的に社会参加できるように、建築物・道路等のバリアフリー化を推進し高齢者が利用しやすいまちづくりを進めるとともに、移動手段確保に努めます。

人にやさしい建築物の促進【建築指導課】

■施策の目的・内容

高齢者や障害者を含むすべての人が円滑に利用できる、人にやさしい建築物の促進を図ります。

■これまでの実施状況

高齢者や障害者を含むすべての人々が地域社会に積極的に参加することができるように、高齢者、障害者等が利用する建築物や、多くの人々が利用する民間の建築物について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、長野県福祉のまちづくり条例及び長野市福祉環境整備指導要綱に基づき、整備基準を満たすように指導及び助言を行っています。

また、公共施設で高齢者、障害者等が利用する建築物や、多くの人々が利用する建築物について、整備基準を満たすように努めています。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
届出、事前相談件数	件	62	70	39	49	50	
バリアフリー法（ハートビル法）認定件数	件	1	2	1	1	1	

■現状と課題

○一定の規模及び用途の建築物のバリアフリー整備は義務となりますが、一方努力義務である規模の建築物は、指導、助言を行っても基準を満たさないものがあります。

■今後の方針・目標

○民間の建築物においては、バリアフリー整備の促進のために建築確認申請時に指導及び助言を行っています。公共施設については、高齢者や障害者を含むすべての人々が、円滑に利用できるように、人にやさしい建築物の整備を促進します。

歩道段差解消事業【道路課】

■施策の目的・内容

障害者や高齢者をはじめ、すべての人が通行しやすいように、交差点の歩道巻込み部や横断歩道に接続する歩車道の段差解消を進めます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
既設歩道における段差解消箇所数	か所	21	30	21	18	20	
新設道路における施行箇所数	か所	54	70	46	12	48	

■現状と課題

○既設歩道の段差解消については、今まで中心市街地を主体に進めてきましたが、その他の地域においても、通行量や連続性などを考慮し順次進めていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 「長野市歩車道段差解消要領」（平成14年4月1日施行）に基づき、歩車道段差解消を推進します。
- 新たにつくる道路の歩道巻込み部などについては段差のない構造とし、また、既設の歩道についても計画的に順次改修し、段差解消を進めます。

高齢者に配慮したまちづくり【駅周辺整備局】

■施策の目的・内容

市の玄関口長野駅東口では、新たな都市の顔にふさわしいまちとするため、高齢者や障害者などすべての人が積極的に社会に参加できるよう、都市施設や公共交通機関等の利用しやすいまちづくりを推進します（長野駅周辺第二区画整理事業として実施）。

具体策として、

- 広幅員で、段差のない安心・安全な歩道をもつ幹線道路整備を推進します。
- 高齢者も安心できるゆとりある生活道路整備を推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
歩道付き幹線道路の整備	m	260	236.52	
幅員6m以上の区画道路整備	m	518.52	421.38	

■現状と課題

○近年、区画整理事業に対する住民の理解協力が深まり、事業が大きく前進するようになってきました。しかし、事業の長期化とともに、地域関係住民の高齢化が進み、一日も早い事業の完了と新しいまちづくりの整備が望まれています。

■今後の方針・目標

- 住民との協働により、区画整理事業の一層の推進、早期の完了を目指します。その中で、高齢者などすべての人が暮らしやすいまちとなるように道路、公園等の公共施設において、住民の声を反映しながらバリアフリー化された施設の

整備を推進します。

公共交通機関の整備【交通政策課】

■施策の目的・内容

高齢者を含む交通弱者の移動手段を確保するため、既存路線を維持するとともに交通空白地域・不便地域の解消を図ります。

また、どなたでも公共交通を安心かつ便利に利用できる環境の整備を促進します。

■これまでの実施状況

- 市バス、廃止代替バスを運行するほか、将来廃止の恐れのある民間不採算路線の経費の一部に補助を行い、運行の継続を支援しています。
- 地域循環バスや乗合タクシーを導入し、交通空白地域・不便地域の解消を図っています。
- 交通事業者が行う施設・設備の改修等に要する経費に補助を行い、バリアフリー化を促進しています。
- 地域の関係者による協議会を組織し、公共交通の再生・活性化を目指す取り組みを進めています

■現状と課題

- モータリゼーションの進展により公共交通の利用者減少に歯止めが掛からず、民間事業者の経営努力だけでは公共交通の維持・確保が困難な状況となっています。
- バリアフリー化を行うに当たっては交通事業者にも多額の資金が必要となることから、施設・設備の改修等がなかなか進みにくい状況です。

■今後の方針・目標

- バス路線網を確保するため、運行に対する支援を継続します。
- 長野市バス共通ICカードの導入など、公共交通の利便性を向上させるとともに、モビリティ・マネジメントの推進により公共交通の利用促進に努めます。
- 安心して公共交通を利用できる環境を整備するため、バリアフリー化に対する支援を継続します。

第2章 地域包括ケア体制づくり

第1節 地域包括ケア体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく尊厳ある生活続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、介護や支援が必要になっても、一人ひとりの状態に即した適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制を整備します。

1 相談支援体制の充実

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが身近な相談窓口となって、高齢者及びその介護者等が保健・医療・福祉の各分野から適切な支援を受けられるために有効な情報を提供し、総合的な相談支援を行います。

地域包括支援センター及び在宅介護支援センター

高齢者一人ひとりの状況や変化に応じて、介護サービス、医療サービスをはじめとする様々なサービスを効果的に提供する仕組みが地域で機能するよう、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター（地域包括支援センターの機能を補完するプランチ）による相談支援体制を整備し、高齢者の課題に対応する地域の拠点機能を充実します。

⇒ 各論 第2章 第2節 地域包括支援センターの機能強化（53頁）

「ケア会議」

■施策の目的・内容

保健、医療及び福祉の担当職員が相互に協力し、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう調整するため、「長野市ケア会議」、「ブロックケア会議」、「地区ケア会議」を設置しています。

地区単位に「地区ケア会議」を、保健福祉ブロック単位に「ブロックケア会議」を、全市を総括して「長野市ケア会議」を設置し、それぞれの段階で保健福祉サービスの総合調整等を行います。

なお、地域包括支援センターを円滑に運営するために設置している地域包括支援センター運営協議会において「長野市ケア会議」の役割も併せて担います。

<ケア会議の構成>

①長野市ケア会議

医師会、歯科医師会、介護予防に関する職能団体、介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者、社会福祉保健関係団体の代表者、権利擁護・地域ケアなどに関する学識経験者、関係行政機関の職員等

②ブロックケア会議

医師会、歯科医師会、地区ケア会議の代表者、地域包括支援センター・在宅介護支援センター・福祉事務所等の職員、保健師等

③地区ケア会議

民生児童委員、地域包括支援センター・在宅介護支援センター・福祉事務所等の職員、保健師等（各地区の民生児童委員の定例会と併せて開催する。）

■これまでの実施状況

○平成22年12月の民生児童委員の交代に合わせて、民生児童委員を始め、関係職員等と地区ケア会議における情報交換の重要性について共通理解を深めてきました。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
開催回数	長野市ケア会議	回	2	1	3	1	1	
	ブロックケア会議	回	23	19	19	19	18	
	地区ケア会議	回	原則、毎月1回、各地区民生児童委員協議会定例会の開催に併せて実施					

■現状と課題

- ケア会議は、単なる事例検討の場ではなく、地域の課題を把握し、地域の実情に合わせた解決策を検討する場となって、地域のケア体制を充実していく必要があります。
- 高齢者の抱える課題は認知症の増加や家族形態の変化などにより複雑多様化しており、保健、医療、福祉関係者の相互協力だけでは解決が難しくなっています。

■今後の方針・目標

- 複雑多様化した課題を持つ高齢者等へ最も適切な支援の調整を図るためには、保健・医療・福祉関係者だけにとどまらず、成年後見制度の活用・消費者被害への対応には司法関係者とも連携しながら、ケア会議の充実に努めます。

2 地域福祉活動の推進

長野市社会福祉協議会、ボランティアセンター及び住民自治協議会を中心として、民生児童委員、福祉推進員、ボランティア団体等により様々な福祉活動が行われています。地域住民が主体となった自主的取組やグループ活動等は、高齢者を地域全体で支える体制づくりに不可欠なものです。

高齢者をはじめ、すべての人が地域で安心して生活を送ることができるよう地域福祉活動を促進するために、引き続き地域福祉活動支援事業を実施し、「地域福祉計画」のもと、各地区に策定されつつある「地域福祉活動計画」と連携を図りながら、地域福祉活動の充実に努めます。

3 医療と介護の連携強化

医療ニーズが高い高齢者の在宅での生活を支えるためには、在宅医療と介護の連携を強化していくことが必要です。

特に、新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合型サービス」をはじめ、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのサービス提供基盤の充実に努めます。

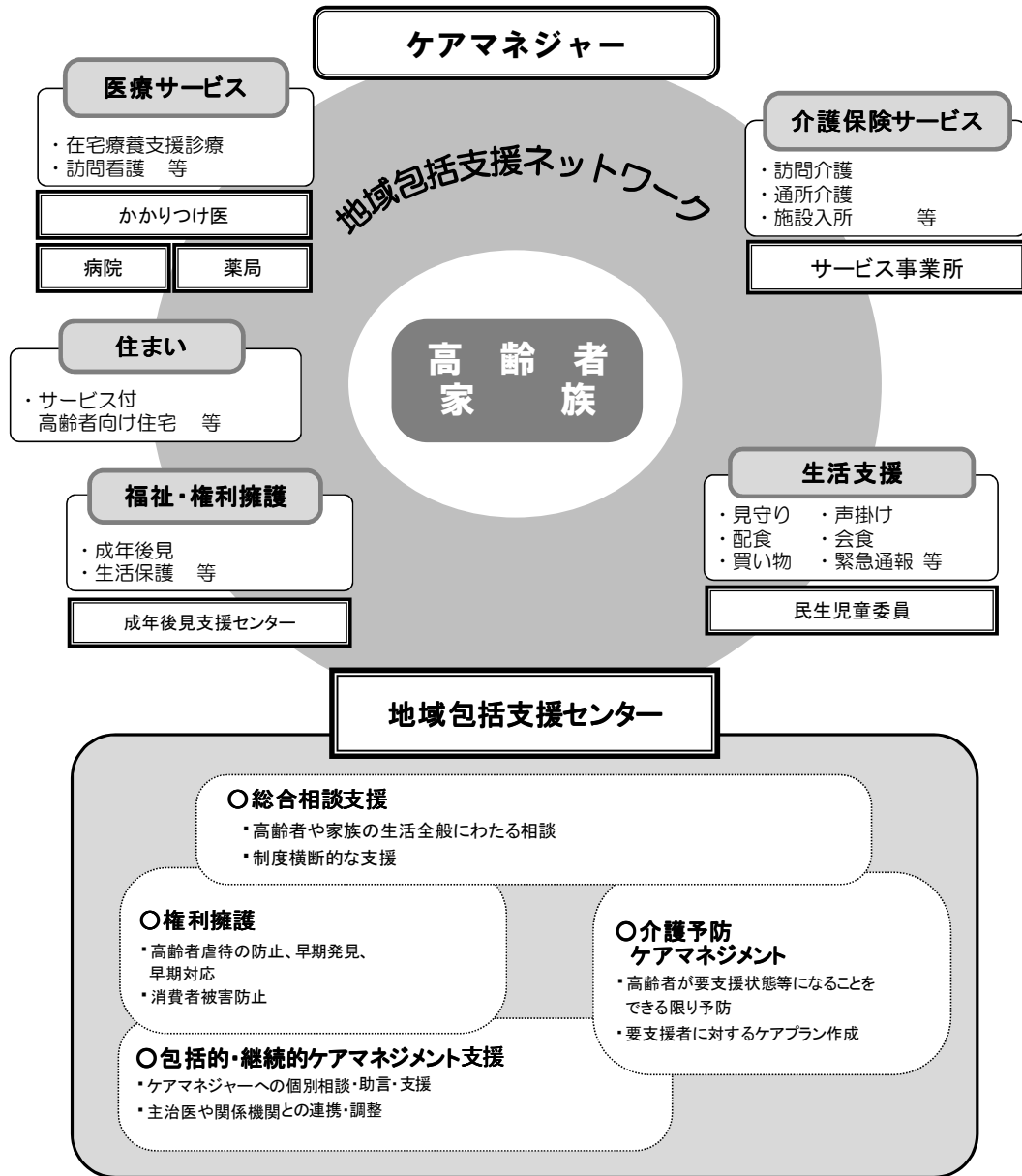
また、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供につなげるため、医療と介護が更に円滑に互いの情報を提供し合い共有していく必要があります。ケース会議や日々の情報交換を通じて連携を深め、在宅の要支援・要介護状態の高齢者の支援を効果的に行います。

4 認知症対策の充実

認知症の予防に向けた各種講座を開催するとともに、自主的な予防活動の活性化を支援します。また、認知症になった場合でも、地域全体で見守り、支えていくための体制づくりを推進するとともに、介護する家族等への支援を充実します。

⇒ 各論 第5章 第1節 認知症高齢者（家族）支援（139頁）

■ 地域包括ケアシステムのイメージ



第2節 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアの実現に向けて、その中核となる地域包括支援センターの機能強化を図ります。

1 地域包括支援センター運営体制の強化

地域包括支援センター及び在宅介護支援センター

■施策の目的・内容

本市では、高齢者等を包括的に支援していくため、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置しています。両センターは、福祉事務所や保健センターなどの関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた自宅や地域でできる限り継続して生活を送れるように支援しています。

1 地域包括支援センターの業務

在宅の高齢者を支える地域の中核機関として、高齢者支援に必要な関係機関とのネットワークづくりを進め、保健や医療、福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業を地域において一体的に実施します。

包括的支援事業には、①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、④介護予防ケアマネジメント事業があり、専門職のそれぞれの専門性を活かし、連携しながら業務を行います。

地域包括支援センターは、市が設置した地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営をしています。

2 在宅介護支援センターの業務

地域包括支援センターを補完する相談窓口（ブランチ）として、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、必要な保健福祉サービスが提供されるように関係機関との連絡調整を行うほか、地域の高齢者の実態を把握するなど地域包括支援センターと連携しながら業務を行います。

3 人員配置及び担当業務

【地域包括支援センター】

地域包括支援センター1か所につき、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種の配置が必須となります。専任配置が基本で、相互に連携して地域包括ケアの調整を行います。

	職種	主な担当業務
1	保健師 * 職種要件に準用規定あり	総合相談支援業務 介護予防ケアマネジメント業務
2	社会福祉士 * 職種要件に準用規定あり	総合相談支援業務 権利擁護業務
3	主任ケアマネジャー * 職種要件に準用規定あり	総合相談支援業務 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域包括支援センターが包括的支援事業を適切に実施するために、第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーそれぞれ1人配置しています。

【在宅介護支援センター】

在宅介護支援センターには、社会福祉士などの専門職1人を配置しています。

■これまでの実施状況

- 地域包括支援センターは、介護保険法の改正により、地域包括ケアを担う中核機関として、平成18年4月から市町村が設置することになりました。
- 本市では、市直営の在宅介護支援センターを地域包括支援センターに転換するとともに、地域の身近な相談窓口として定着している民間委託の在宅介護支援センターの実績やノウハウを活用し、効率的な事業展開を図ることとしました。
- 平成18年4月、市内を3ブロックに分け市直営の地域包括支援センター3か所を設置し、さらに地域包括支援センターを補完する相談窓口（ランチ）として在宅介護支援センター23か所を設置しました。
- 平成19年1月から段階的に在宅介護支援センターを地域包括支援センターへ移行し、相談支援機能の強化を図ってきました。
- 第4期計画では、地域包括支援センターの設置目標数を平成23年度までに13か所としていましたが、12か所の設置にとどまっています。また、ランチとして在宅介護支援センター14か所を設置しています。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域包括支援センター（直営）	か所	3	3	3	3	3	
（委託）	か所	6	6	6	9	9	
合計	か所	9	9	9	12	12	
在宅介護支援センター	か所	17	17	17	14	14	

■現状と課題

- 地域包括支援センターは、高齢者の生活を地域で支えるため、地域のネットワークを通じて、保健・医療・福祉等の様々なサービスが適切に提供されるように調整機能を発揮することが求められています。さらに、認知症の正しい理解や成年後見制度の普及啓発に努め、地域で支え合う仕組みづくりが必要です。
- 前ページの表のとおり、直営3か所、委託9か所の計12か所設置しています。市は民間委託センターに対し取組方針を明確に示し、直営センターはセンター相互の連絡調整や民間委託センターの後方支援を行うことが必要です。また、職員の専門能力の向上を図るため、研修を計画的に実施する必要があります。

■今後の方針・目標

- それぞれの地域で効果的に支援業務を行えるよう、地域包括支援センターを増設し体制整備を進めるとともに、運営体制を強化します。
「設置運営の基本方針」を次のとおりとし、増設に当たっては、各地域の地理的条件、人口その他の事情を勘案しながら段階的に進めていきます。

◆市直営の地域包括支援センターを「基幹的な機能を担う地域包括支援センター」と位置付けます。

市の関与や責任を明確にし、市直営の地域包括支援センターが市内にある地域包括支援センター全体の業務を統括し、調整します。

◆市は、委託型の地域包括支援センターに対して、包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を明示します。

委託型の地域包括支援センターは、市の運営方針に基づき、地域の特性を考慮した事業計画を作成します。

◆地域包括支援センターの担当高齢者人口は1か所につきおおむね6,000人程度とします。

地域包括支援センターの担当区域の地理的条件、高齢者人口等を勘案し、必要に応じて当該地域包括支援センターを補完する相談窓口（ブランチ）を設置します。

◆地域住民の信頼を得ている在宅介護支援センターを有効的に活用します。

ブランチ機能を担う在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行を促進します。

【各地域における整備目標数】

保健福祉ブロック	高齢者人口 (人)	平成20年度		平成23年度		平成26年度目標	
		地域包括支援センター数	在宅介護支援センター数	地域包括支援センター数	在宅介護支援センター数	地域包括支援センター数	在宅介護支援センター数
古里・柳原・長沼・豊野ブロック	8,343	1 (直営)	2	1 (直営)	2	1 (直営) 5 (委託) 1 (直営) 4 (委託) 1 (直営) 5 (委託) 1 (委託)	地理的条件、高齢者人口等を勘案して、地域包括支援センターのプランチとして必要数を設置
三輪・吉田・若槻ブロック	13,235	1 (委託)	2	2 (委託)	1		
古牧・大豆島・朝陽ブロック	10,613	1 (委託)	1	2 (委託)	0		
第一・第二・浅川・芋井・戸隠・鬼無里ブロック	10,869	1 (委託)	3	1 (委託)	3		
第三・第四・第五・芹田・信州新町・中条ブロック	12,448	1 (直営)	2	1 (直営)	3		
安茂里・小田切・七二会ブロック	6,767	1 (委託)	0	1 (委託)	0		
川中島・更北ブロック	12,341	1 (委託)	2	1 (委託)	1		
篠ノ井・信更・大岡ブロック	11,643	1 (直営)	4	1 (直営) 1 (委託)	4		
松代・若穂ブロック	9,041	1 (委託)	1	1 (委託)	1		
合計	95,300	9	17	12	15	17	10程度

※高齢者人口は、平成23年10月1日現在

※平成23年度在宅介護支援センター15か所のうち、地域包括支援センターのプランチは14か所

※保健福祉ブロックを基本としているが、信州新町と中条は違うブロックに編入

地域包括支援センター運営協議会

■施策の目的・内容

地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

【地域包括支援センター運営協議会の所管事務】

- ①地域包括支援センターの設置等に関する事
- ②地域包括支援センターの運営に関する事
- ③地域包括支援センターの職員の確保に関する事
- ④その他地域包括ケアに関する事

なお、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために、適切な支援が総合的に受けられるよう調整する「長野市ケア会議」の役割を、地域包括支援センター運営協議会が担います。

■これまでの実施状況

- 運営協議会は、地域の介護、保健、医療、福祉等の関係者で構成し、地域包括支援センターの設置、運営等について協議しています。
- 地域包括支援センターの増設に当たっては、担当区域の設定や設置方法（直営方式あるいは委託方式）、委託先法人の選定等について協議しています。
- 地域包括支援センターの運営状況や指定介護予防支援事業者としての公正・中立性の確保の方策等の報告を求め、事業内容を評価しています。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	回	4	2	4	2	2	

■現状と課題

- 市は、地域包括支援センターの設置・運営等に関する事項については、運営協議会の意見を踏まえ、決定を行ってきました。今後は、地域包括ケアに関する事項についても運営協議会で協議し、その意見を地域で高齢者を支える仕組みづくりに反映させていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保します。
- 地域包括支援センターの設置等に当たっては、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、担当区域や委託先法人等を決定していきます。
- 地域包括ケアに関する事についても協議します。

2 包括的支援事業の推進

地域包括支援センターでは、包括的支援事業として、（１）総合相談支援事業、（２）権利擁護事業、（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、（４）介護予防ケアマネジメント事業を実施します。

地域包括支援センターでは、これらの事業を一体的に実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう支援を行います。

また、これらの事業を効果的に実施するためには、介護保険サービスをはじめ、保健・医療・福祉サービスやインフォーマルサービスなどの様々な社会的資源を結び付ける調整機能が必要となるため、各事業を通じて地域の行政機関を始め、医療機関、サービス事業者、民生児童委員、各種団体等とのネットワークを構築します。

（１）総合相談支援事業

高齢者が安心して、その人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関・制度の利用へつなげるなどの支援を行います。

総合相談支援

■施策の目的・内容

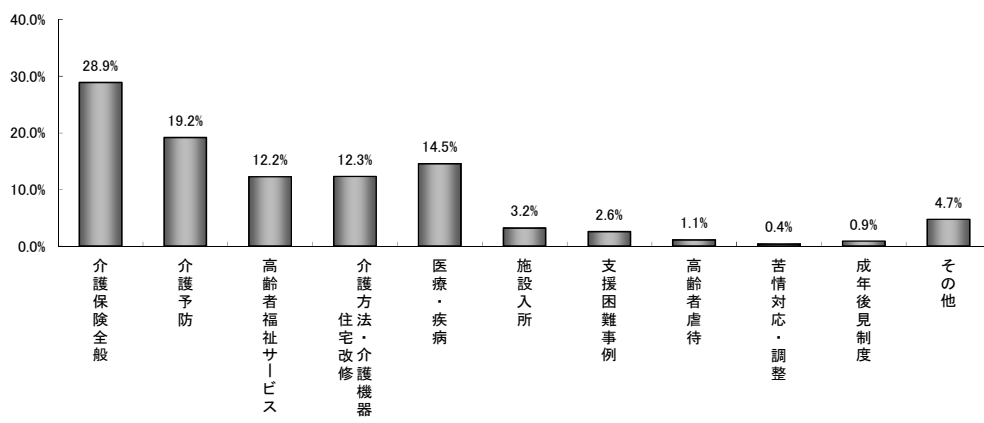
社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
相談支援延べ件数	件	47,022	44,951	43,068	27,860	29,837	

※平成 21 年度から集計方法を変更しました。

【相談内容別割合（平成 22 年度）】



■現状と課題

- 高齢者人口の増加に伴い、相談内容も、一人暮らし高齢者・認知症高齢者に対する支援、老老介護、高齢者虐待、成年後見、消費者被害など複雑多様化しています。
- 高齢者に関する相談だけでなく、障害者などを含む複合的な支援を必要とする相談内容もあります。

■今後の方針・目標

- 基幹となる地域包括支援センターに、認知症地域支援推進担当者と嘱託医（認知症サポート医）を配置し、地域におけるケア体制及び医療との連携体制の更なる強化に努めます。
- 複雑多様化した相談、複合的な相談に対して、各専門職の専門性を活かし、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につながる支援に努めます。
- 身近な相談窓口として、高齢者の生活を軸として総合的に相談を受け付けるために、担当職員の資質向上を図るとともに、関係機関等と地域のネットワークの強化に努めます。

高齢者実態把握事業

■施策の目的・内容

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員との連携のもと、在宅介護支援センターとともに、地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
把握延べ件数	件	8,804	7,406	7,103	5,842	5,841	

※平成19年度より対象者要件を変更。

■現状と課題

- すべての高齢者の実態把握をすることは現実的に難しい状況です。
- 地域で収集した情報からニーズを分析し、地域にあった支援体制づくりに結びつけることが必要です。

■今後の方針・目標

- 災害時要援護者台帳を活用し、支援の必要性が高い高齢者の実態把握を重点的に行います。
- 地域に根ざした支援体制を作り上げるために、民生児童委員等の地域における様々な関係者と連携し、地域のニーズの把握に努めます。

(2) 権利擁護事業

高齢者が地域で安心して生活するためには、高齢者を狙った悪質商法や高齢者に暴力や心理的苦痛等を与える虐待などの権利侵害から、社会全体で護っていくことが必要です。

そのため、高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応や成年後見制度の積極的な活用、消費者被害防止に取り組めます。

⇒ 各論 第5章 第2節 高齢者の権利擁護支援体制の充実（143頁）

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者や家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けることができるように、介護に携わる地域のケアマネジャーへの助言・支援を行い、主治医や地域の関係機関との連携・調整を図ることで、包括的・継続的ケア体制を推進します。

ケアマネジャーへの支援

■施策の目的・内容

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、個別の相談を受け、ケアプランの作成についての相談、困難事例への具体的な援助方法の検討などケアマネジャーへの支援を行います。

ケアマネジャーが主体的に利用者への援助を行うことができるように支援を行います。

■これまでの実施状況

- ケアマネジャーの個別の相談に応じています。困難事例には、主任ケアマネジャーが中心となり、支援内容を分析検討し、助言・支援をしています。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研修会 実施回数	回	7	30	28	33	25	
参加延べ人数	人	677	1,133	1,110	1,549	1,431	
相談延べ件数	件	-	1,716	1,741	1,092	1,289	

■現状と課題

- 家族形態や地域及び経済状況の変化に伴い、高齢者の孤立化や経済状況の悪化等深刻な課題を有する支援困難事例が増加しており、3職種が連携して支援内容を検討する必要度が増しています。

■今後の方針・目標

- ケアマネジャーが気軽に地域包括支援センターに相談できるよう連携を強化し、ケアマネジャー自身が自ら問題解決が図られるよう後方支援を行います。
- 支援困難事例等ケアマネジャーが解決困難な問題の相談に対しては、3職種がその専門性を活かし、協力しながら支援します。

包括的・継続的ケア体制の構築

■施策の目的・内容

ケアマネジャーと主治医や地域の関係機関との連携体制を構築します。

併せて、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域のあらゆる社会資源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるように調整します。

■これまでの実施状況

- 主治医との連携には「長野県医療と介護との連携連絡票」を活用し、病院地域連携室等関係者との連携を深め、施設・在宅を通じた継続的支援体制の構築に努めています。
- 研修会、ケアマネジャー連絡会を開催し、ケアマネジャー同士のネットワークを構築しました。
- 地域のインフォーマルサービスや社会資源の情報をまとめ、ケアマネジャーに提供しています。

【研修会のテーマ】

平成 21 年度 「地域の医療機関との連携」

平成 22 年度 「認知症高齢者を地域で支えるために」

平成 23 年度 「家族支援」

■現状と課題

- 医療機関との連携については、更に迅速な情報のやりとりができるように体制を整備していくことが必要です。
- 民生児童委員や地域の福祉関係者等との連携を強化する必要があります。

■今後の方針・目標

- ケアマネジャーと病院等地域の関係機関が顔を合わせる機会を増やし、連携体制の強化に努めます。

- 住民自治協議会、老人クラブやボランティア団体等が提供する有償・無償の在宅福祉サービス情報を民生児童委員やケアマネジャーに提供し、社会資源を有効に利用できるように支援します。
- 民生児童委員やケアマネジャーが活用することができる、地域の様々な社会資源の情報を集めたマップ作りに取り組みます。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態等になることをできる限り予防し、また、要介護状態になっても、それ以上に悪化しないように維持・改善を図ります。

二次予防事業対象者（はつらつアップ高齢者）に対するケアマネジメント

■施策の目的・内容

二次予防対象者把握事業（第3章第1節1(1)参照）において、把握・選定された二次予防事業対象者（長野市では「はつらつアップ高齢者」という。）が、要介護状態になることを予防するために、対象者の状態に合わせて必要な介護予防事業が効果的に提供されるよう必要な支援を行います。

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援を中心とした介護予防事業に対象者が主体的に取り組めるように、対象者と共に考え、必要なサービスを提供できるようにします。

■これまでの実施状況

- 平成22年度及び23年度に二次予防事業対象者の選定基準が変更されました。
- 対象者数にばらつきはありますが、サービス計画の作成率は伸びています。
- 訪問や電話にて、介護予防の必要性について啓発しています。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
二次予防事業対象者数	人	1,114	8,014	8,573	8,474	3,137	
サービス計画作成数	件	48	321	365	529	299	
作成率	%	4.2	4.0	4.3	6.2	9.5	

■現状と課題

- 二次予防事業の認知度がまだ低いことに加え、選定基準が変更になり、対象者数にばらつきがあり、サービスにつながる人の数が増えていません。
- 介護予防事業のサービスメニューの内容、量などを検討する必要があります。
- 介護予防に取り組んだ方がいい人であっても、その必要性を感じていない人が多くいます。

■今後の方針・目標

- 介護予防の必要性の普及啓発に努めます。

- 介護予防事業の修了後も、修了者が自ら意欲をもって継続して介護予防の活動ができる環境づくりを調査・研究します。

要支援認定者に対するケアマネジメント

■施策の目的・内容

要支援認定者（要支援 1 及び 2）に対し、現在の状態の維持・改善を目指し、目標を定め、その目標に向けて、対象者の能力や機能を最大限に生かし、その人らしい自立した生活を継続できるように支援するための介護予防サービス支援計画を提示します。

利用者の主体的な取組を促し、利用者の自立の可能性を引き出すため、廃用症候群の予防の観点から、日常生活の活発化に資する通所サービスの利用などによって、目標の達成を目指します。

一定期間後に、介護予防サービス支援計画で設定された目標が達成されたかどうか利用者の状態を評価し、必要に応じて支援計画を見直します。

■これまでの実施状況

- 平成 22 年 4 月のサービス利用者（直営地域包括支援センターが担当する利用者）の、1 年経過後の要介護度は、5.7%が改善、66.0%が維持との結果となっています。利用者の約 7 割が通所サービスを利用しています。
- 介護予防サービスの未利用者のアンケートから、新規認定者は介護保険の内容について理解が不十分なことがわかったので、新規認定者に対しては訪問により説明しています。予防給付サービスの理解が深まっています。

[介護予防サービスの利用状況（居宅）]

	単位	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
要支援 1 認定者数	人	1,905	1,783	1,730	2,269	
サービス利用者数	人	859	785	826	1,175	
要支援 2 認定者数	人	1,692	2,155	2,209	2,174	
サービス利用者数	人	969	1,238	1,313	1,406	

[追跡調査結果]

	単位	改善	維持	悪化	計
追跡調査結果	人	46	529	226	801

■現状と課題

- 予防給付サービスが、利用者の自立支援につながるものとなっているか、利用者、ケアマネジャー、サービス提供事業者が、共に介護予防を理解し、効果について検証することが必要です。
- 要支援認定者のうち、3分の2はサービスを利用しています。新規認定者は介護予防サービスの情報が十分でないので、介護予防サービスの趣旨の説明や周

知を行うことが必要です。

■今後の方針・目標

- 利用者一人ひとりの状態や意向に合わせ、適切な介護予防サービス支援計画を提供し、予防給付サービスやその他のフォーマルサービスやインフォーマルサービスの利用などにより、本人の機能や能力を最大限に活かし、その人らしい自立した生活を継続できるように支援していきます。
- 新規認定者については、訪問等により介護予防サービスを説明し、適切なサービスにつながるよう支援していきます。

第3節 地域での自立した生活支援

介護保険周辺サービスの充実を図り、多様なサービスを利用することができる環境づくりに努めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることができるように、介護を地域社会全体で支える環境づくりに努めます。

1 要援護高齢者等に対する支援強化（生活支援サービス）

寝たきり高齢者及び認知症高齢者といった要援護高齢者等に対する介護保険周辺サービスの充実を図り、自立した生活を支援するとともに在宅における介護を支援する体制の充実を図ります。

（1）日常生活支援事業

日常生活用具給付事業

■施策の目的・内容

ひとり暮らしの高齢者に対して、日常生活の支援のために必要な物品を給付するものです。介護保険給付（介護用品）の対象とならない品目について、必要に応じて給付し、日常生活の便宜を図ります。

（注）所得制限があります（前年分所得税非課税）。

【給付品】電磁調理器、ガス漏れ警報器

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
電磁調理器	台	13	21	73	23	10	
ガス漏れ警報器	台	3	10	63	9	1	

■現状と課題

- 電磁調理器の給付対象者の要件を心身機能の低下による防火等の配慮が必要な者としており、給付対象者の要件の明確化を図る必要があります。
- ガス漏れ警報器は、給付対象者の要件に身体条件を加えていないため、身体要件を含めるかどうか検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 在宅高齢者の日常生活支援及び防災のため、追加給付品目・身体要件等の検討を行いながら、引き続き事業を実施します。

配食サービス事業

■施策の目的・内容

調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に対して、定期的に食事を提供（配食）するとともに安否確認を行うことにより、孤独感の緩和や栄養面の観点から健康の維持を図り、在宅での生活を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
実施地区	地区	11	11	11	7	7	
実利用者数	人	36	28	22	21	21	
配食総数	食	3,538	2,803	2,217	2,489	1,974	

■現状と課題

- 地域福祉の推進の観点から、配食協力員による配食を行っているが、配食協力員の高齢化、後継者不足により配食体制が整わず、対象地区が限られています。
- サービスを提供している戸隠地区、鬼無里地区における聞き取り調査では、ホームヘルパー、デイサービス、親族の食事の作り置き等といった様々な方法で食事を確保している状況があります。
- 戸隠地区、鬼無里地区以外で、宅配事業者が採算が合わず配達していない中山間地域でも、栄養改善、食事の確保の観点からサービス提供体制を確立する必要があります。

■今後の方針・目標

- 民間事業者を利用することで配食サービスの提供が受けられる地域は、民間事業者に任せることとし、民間事業者がサービスを実施していない中山間地域における配食サービスの提供について検討します。

訪問理美容サービス事業

■施策の目的・内容

寝たきりや認知症の状態のため理容店又は美容院へ出かけることが困難な高齢者に対して、理容師及び美容師が高齢者の自宅を訪問し、理・美容サービスを行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
年間利用者数	理容	1,230	1,313	1,356	1,199	1,047	
	美容	418	450	475	397	379	
	総数	1,648	1,763	1,831	1,596	1,426	

■現状と課題

- 訪問理容美容サービスは要介護状態にある高齢者の精神的なケアの面で効果があるため、引き続き事業を継続していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 介護保険の要介護度を取り入れた対象者の認定基準を維持し、公平性の確保に努めるとともに、利用状況を踏まえ、交付枚数の検証を行いながら、引き続き事業を実施します。

緊急通報システム設置事業

■施策の目的・内容

ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報用装置、安否確認センサー及び火災警報器を貸与し、急病や災害等の緊急時に通報することにより、コールセンターから様態確認、協力者による処置の要請を行い、不安の軽減及び安全確保を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
設置数	台	1,655	1,334	1,356	1,422	938	

■現状と課題

- 平成22年度から対象年齢を引き下げるなど利用対象者の拡大を図るとともに、ハード面では安否確認センサー、コールセンター方式を導入し、ソフト面では月1回のお元気コールを行うなどサービスの向上を図り、併せて利用者負担を導入しました。
- 対象者及び関係機関にサービス内容を周知し利用拡大を図るとともに、既に利用している方及び協力者に機器の仕組みや利用方法への理解を深め、有効活用していただけるよう、お知らせしていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 今後もひとり暮らし高齢者等の増加が予測される中で、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全を確保していくために、引き続き事業を実施します。

(2) 介護者支援事業

在宅福祉介護料の支給事業

■施策の目的・内容

介護が必要な高齢者を在宅で6か月以上介護している介護者に対して、その労をねぎらい在宅における介護を支援することを目的として支給します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
第1種（要介護4、5該当）	人	972	1,036	1,016	912	994	
第2種（要介護3該当）	人	809	952	926	969	883	
支給総数	人	1,781	1,988	1,942	1,881	1,877	

■現状と課題

- 在宅介護サービスの利用によって、介護者の心身の負担が軽減されているため、平成18年度から段階的に支給額を減額してきています。
- 社会全体で介護者を支える介護保険制度が定着し、介護保険サービスによって介護を支援することが一般化されている状況にあって、在宅福祉介護料という現金給付と介護保険サービスの提供という二重の支援が実施されています。

【高齢者等一般調査の結果より】

- 「現金の支給は必要である」と回答した人が約半数（56.0%）を占めています。

【高齢者等実態調査の結果より】

- 介護が必要となった時に、「可能な限り自宅に住みながら介護サービスを利用したい」と回答した人が多く（63.4%）、在宅での介護を希望する高齢者が多い傾向があります。
- 在宅での介護を希望する高齢者のうち、「家族だけに介護されたい」「家族による介護を中心とし、ホームヘルパーなどの介護サービスも利用したい」と回答した人が多く（56.1%）、家族による介護を希望する傾向が強い状況です。

■今後の方針・目標

- 介護保険サービスの提供による介護支援が一般化され、在宅介護者の負担軽減が図られてきていますが、現金給付の在り方も含め、事業内容の見直しを検討します。

在宅介護者リフレッシュ事業

■施策の目的・内容

在宅介護者が介護から一時的に離れ、心身のリフレッシュを図ることを目的として、介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等を行う長野市社会福祉協議会の事業経費を助成します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
参加者数 宿泊	人	44	63	90	154	141	
日帰り	人	22	19	0	40	49	

■現状と課題

○市民要望の高い事業であり、事業の更なる充実・活性化を図る必要があります。

【高齢者等実態調査の結果より】

○介護者が介護を行う上で困っていることとして、「心身の負担が大きい」と回答した割合が59.8%と最も高く、次いで「旅行などのリフレッシュできる時間がない」が33.9%でした。

■今後の方針・目標

○介護者の介護に対する労をねぎらう事業として、内容を充実したものとするよう引き続き支援を行い、介護者が参加しやすい環境を整備し、より多くの参加を促します。

要介護被保険者等住宅整備事業

■施策の目的・内容

介護保険の要支援及び要介護認定を受けた被保険者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行うことができることを目的として、住宅改修に要する費用を助成します。

介護保険サービスである住宅改修費の支給を優先させ、その給付限度額を超える改修経費を対象とします。

住宅改修に要する経費の9割が補助され、交付額は63万円が上限となっています。

(注) 市町村民税が非課税の世帯であること等の条件があります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
補助件数	件	41	47	10	11	11	
補助総額	千円	17,492	22,359	4,200	5,388	5,729	

■現状と課題

- 要介護被保険者等の自立支援のための住宅整備となるよう、ケアマネジャー及び工事事業者への研修を引き続き実施する必要があります。

■今後の方針・目標

- 介護予防及び介護負担軽減につながっていることから、引き続き適正な事業実施を図ります。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

■施策の目的・内容

徘徊行動の見られる認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、PHS、GPSの電波を利用して位置を知らせる端末機を貸し出すことによって、徘徊時に早期発見を図り、事故を防止することにより介護者の心身の負担を軽減します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
端末機貸与台数	台	20	21	21	21	24	

■現状と課題

- 端末機貸与台数は、身体機能の低下や施設入所などにより、入れ替わりが多く、微増となっています。
- 類似する民間のサービスが存在しています。

【高齢者等一般調査の結果より】

- 「事業の継続も含め何らかの支援を実施すべき」と回答した人が71.5%を占めています。

■今後の方針・目標

- 徘徊高齢者を在宅で介護することは、心身ともに介護者の負担が大きいため、支援の必要性は高く、高齢者の安全を確保していくためにも、引き続き事業を継続していきますが、民間に類似するサービスが存在することから、利用者の幅広いニーズに対応し、効率的な事業運営のため、実施方法の見直しを検討します。

介護者教室

■施策の目的・内容

高齢者及び在宅で高齢者を介護している者に対して、介護技術の講習や介護者の相互交流等を行い、介護者のストレス軽減・リフレッシュにつながる介護者教室を開催します。

■これまでの実施状況

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターで開催しています。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
開催総数	回	54	64	44	51	69	
参加人数	人	1,026	1,216	836	838	1,413	

■現状と課題

- 高齢者の増加に伴い、老老介護や認知症高齢者介護など介護者が抱える問題や介護方法も複雑化しています。
- 特に認知症の介護においては、家族による介護や介護保険サービスの利用だけでなく、地域での支援が重要となってきています。

■今後の方針・目標

- 適切な介護知識・技術、病気の知識の習得や、本人や家族が安心して在宅生活を送れるように、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターと共に実施方法等の検討を行います。

ごみ処理手数料減免【生活環境課】

■施策の目的・内容

平成21年10月1日より家庭ごみ処理手数料の有料化制度が実施され、減量の努力が難しい紙おむつや在宅医療廃棄物を排出する世帯の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護又は要支援の認定を受け、常時紙おむつを使用する人等に対し、可燃ごみ指定袋（大・30ℓ）を最大で年間60枚（小・20ℓの場合は最大で年間90枚）無料で交付します。

（入院・施設入所者は除きます。）

■これまでの実施状況

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
申請件数	件	3,589	327	
交付件数	件	3,589	3,514	

■現状と課題

○制度について周知をしていく必要があります。

■今後の方針・目標

○引き続きごみ処理手数料減免制度について、市民に周知徹底していくとともに、市民からの要望を基に必要に応じて制度を見直していきます。

(3) 地域福祉活動支援事業

友愛活動への支援

■施策の目的・内容

ひとり暮らし高齢者に対して、地域のボランティア団体等が行う定期的な訪問活動及びふれあい会食を行う費用を助成し、孤独感の緩和や安否確認を行います。

○ふれあい会食：

公民館等において会食を行う団体に対し、ひとり暮らし高齢者1人につき1回550円以内（月3回を限度）の補助金を交付。

○自宅訪問活動：

定期的（月1回以上）にひとり暮らし高齢者を訪問し安否確認を行う団体に対し、対象高齢者1人あたり年間10,000円以内の補助金を交付。

■これまでの実施状況

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ふれあい会食	ボランティア団体数	168	164	137	138	142	
	ボランティア会員数	1,994	2,035	1,981	1,873	1,979	
	対象高齢者数	3,596	3,445	3,092	3,287	3,425	
配食数		31,615	31,195	13,552	13,087	13,247	
自宅訪問活動	ボランティア団体数	59	57	82	81	77	
	ボランティア会員数	645	705	1,145	936	669	
	対象高齢者数	534	529	844	833	769	

■現状と課題

○実施地域やボランティア数にばらつきがあります。

○心身の状況により、会食会へ参加できない人が多くなっています。

○要介護認定高齢者、認知症高齢者の増加により安否確認の必要な方が増加しています。

■今後の方針・目標

○ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消、事故防止に効果があることから引き続き事業を実施しますが、補助対象事業の要件等（自宅訪問活動の訪問回数や月割り交付等）の検討を行います。

地域たすけあい事業への支援

■施策の目的・内容

長野市社会福祉協議会及び地区住民自治協議会が実施する「地域たすけあい事業」（家事援助サービスと福祉移送サービス）の実施に要する経費を助成し、地域における福祉活動の活発化を図ります。

○社会福祉協議会が実施している地域たすけあい事業に対して、年2回補助金を交付。

○地区住民自治協議会等で福祉自動車を購入した場合、補助金を交付。

■これまでの実施状況

【補助実施内容】

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
福祉自動車購入補助	台	3	2	3	2	3	
(地区名)	—	松代、七二会 鬼無里	浅川、大豆島	安茂里、豊野 戸隠	東北、川中島	芹田、芋井 信州新町	
コーディネーター人件費・事務費補助	人分	19.5	19	20	20.5	23.5	

【活動内容】

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用会員数	人	2,864	3,272	2,666	3,106	3,623	
協力会員数	人	640	632	622	662	703	
実施件数	件	35,657	38,859	43,999	43,846	45,878	

■現状と課題

○地域により、協力会員、活動件数にばらつきがあります。

○地域住民の参加を基本とし、有償在宅福祉サービス活動を地域に定着させる必要があります。

○福祉自動車の維持費等が地区住民自治協議会の負担となっています。

■今後の方針・目標

○福祉自動車の更新（買い替え）に係る費用の負担を軽減するため、地区住民自治協議会等に交付する補助金の見直しを検討します。

○各地区の事業の実施状況を調査し、効率的な運営体制について研究します。

(4) その他事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

■施策の目的・内容

シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行います。

■これまでの実施状況

		単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市営住宅今井団地 (川中島町)	入居室数	室	19	17	21	21	21	
	入居者数	人	20	18	23	24	23	

■現状と課題

○高齢者が安心して暮らし続けるために、ケア付住宅は必要とされていますが、生活援助員の支援内容と入居者の自立度との調和を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○要援護高齢者等の在宅生活を支援することにより、地域の中で安全に快適に生活し続けることが可能となることから、生活支援策の一つとして引き続き事業を実施します。

特別措置事業

■施策の目的・内容

「やむを得ない事由」により介護保険給付を利用することが著しく困難な場合に、措置を行うとともに、保護が必要と認められるにもかかわらず介護保険給付を受けられない場合に心身の健康の保持及び介護等に関する措置を実施しています。

【対象者】

①「やむを得ない事由」に該当する措置＝介護保険を利用する場合

- 65歳以上の介護を要する状態にある人が、家族等の虐待を受けている場合
- 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、65歳以上の介護を要する状態にある人で、本人を代理する家族等がない場合

②その他必要な場合の措置＝介護保険を利用できない場合

- 養護老人ホーム入所措置対象者（予定者を含む）のうち、住居等の状況により施設での保護が必要と認められる場合
- 介護保険法施行令に規定する特定疾病以外の疾病により介護を要する状態にある65歳未満の人で、何らかの保護が必要と認められる場合

【主なサービス内容】

訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホーム

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
特別措置	件	5	7	11	20	19	

■現状と課題

- 特別措置を実施した人については、認知症等の状況に応じて成年後見制度の利用を検討する必要があります。
- 特別措置の対象となる人の要件について検討を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 「やむを得ない事由」により介護等を受けられない高齢者の救済のために、引き続き事業を実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業

■施策の目的・内容

介護保険の認定が、「要支援」と「非該当（自立）」で行き来するような高齢者に対し、状態像や意向に応じて、介護予防や生活支援、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供するものです。

■これまでの実施状況

平成 24 年度介護保険制度改正に伴う新規事業

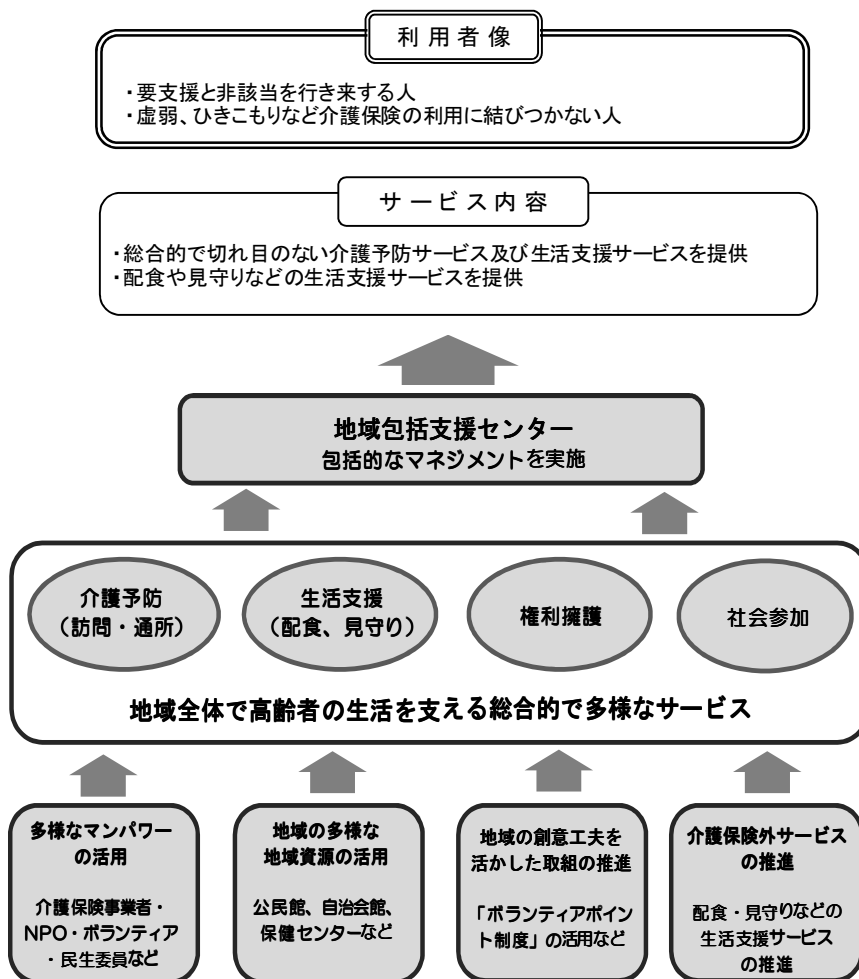
■現状と課題

- 虚弱や閉じこもりなどにより、介護予防事業につながらず、地域から孤立しやすい高齢者への対応が課題としてあげられています。

■今後の方針・目標

- 孤立しそうな高齢者への対応は、当面、現行のサービスや事業の体系の中で、地域で安心して暮らしていくための支援を実施します。
- 総合事業の内容、サービス利用者及びサービス提供体制について調査検討を進め、計画期間中に介護予防・日常生活支援総合事業を実施するよう努めます。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ



2 安全・安心のゆとりある住生活の確保

住宅は生活の基盤であることから、高齢者が暮らしやすい住環境の整備を図るため、平成 28 年度を目標とした「第二次長野市住宅マスタープラン」に基づき、安全・安心に生活できる住環境づくりを推進します。

福祉住宅建設資金融資事業【住宅課】

■施策の目的・内容

高齢者（60 歳以上）又は身体障害者等の住居環境の向上と、好ましい家族関係の維持と福祉の増進を図ることを目的に、高齢者等又は同居している親族が、高齢者等に必要の新築または増改築、修繕、模様替えの工事（専用居宅、玄関、台所、浴室、トイレ、洗面所等）を行う場合に融資を行います。

（注）所得制限があります。

■これまでの実施状況

○昭和 56 年の「福祉住宅建設資金融資制度」創設以来、平成 23 年 2 月末現在で 139 件、1 億 8,833 万円の融資を行いました。この間住宅の質は確実に改善され、高齢者を考慮したバリアフリー化も相当に進んでいます。

■現状と課題

○近年の経済不況から、住宅建設や増改築の件数は減少状況が続いています。「福祉住宅建設資金融資」の利用も、制度創設以来当初は年間 10 件近くの利用がありました。ここ数年は 1～2 件にとどまっています。この要因としては、住宅の建設戸数が減り、官民併せて融資利用者が減少していること、また、民間金融機関の住宅建設資金融資が競合し、充実してきているため、低利で多種類の融資制度から選択できること等が考えられます。

■今後の方針・目標

○耐震補強やアスベスト対策、バリアフリー化などの改修工事が見込まれることから、本市の「福祉住宅建設資金融資」は継続するものの、民間金融機関の融資制度が充実してきていることから、支援方法等の見直しを検討します。

市営住宅等高齢者対策事業【住宅課】

■施策の目的・内容

市営住宅等の建設、建替、改善の場合には、エレベーターや手すりの設置、住戸内の段差の解消など高齢者等に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市営住宅 団地数	団地	56	53	52	51	59	
戸数	戸	3,522	3,503	3,495	3,487	3,628	
うちシルバーハウジング	戸	21	21	21	21	21	
うちバリアフリー化した住宅	戸	642	642	642	642	642	

※各年度4月1日現在

■現状と課題

○高齢者が入居している市営住宅等の更新あるいはバリアフリー化により、住環境が改善される一方で家賃が高くなるため、入居者の同意を得ることが難しいなどの課題があります。

■今後の方針・目標

○だれもが安心して生活できる住まいを確保できるよう市営住宅等の供給を推進するとともに、シルバーハウジングの供給や既存ストックのバリアフリー化を進め、安全・安心な生活空間の確保を図ります。

住宅情報提供事業

■施策の目的・内容

住宅の地震対策や住宅保証制度、あるいは悪質な住宅商法への備えなど、高齢者等が住宅改修等をする場合の専門的な相談や知識等の情報提供を促進します。

■現状と課題

○高齢者向けの民間空き家情報等の不動産情報については、各団体の情報が個々に紹介されているため、これらの団体との協働によるPR活動が必要です。
○住宅の設備紹介やピックアップ対策などの情報も不足しています。

■今後の方針・目標

○相談窓口の紹介とPRの強化を図り、市民への住宅情報の提供を推進します。
○更に、空き家・空きオフィスの民間活用による有効利用や不動産情報の活用を図ることができるよう民間との連携を促進します。

3 交通事故、犯罪、災害等からの高齢者の保護

高齢者が安心して生活できる環境をつくるため、交通安全、災害対策等の支援を行います。

高齢者交通安全教育・事故防止対策事業【交通政策課】

■施策の目的・内容

高齢者を悲惨な交通事故から守るため、家庭や地域、関係機関・団体などと連携し、あらゆる機会を捉え、様々な交通安全教育や交通事故防止活動を実施し、市民のモラルの向上や意識の高揚を図るとともに、高齢者自身が「自分の身は自分で守る」意識をもてる啓発活動を通じ、高齢者の交通事故防止に努めます。

■これまでの実施状況

- 地域や老人クラブを中心とした交通安全教室を開催する際、長野市交通安全教育講師を派遣し、交通安全教育に取り組んでいます。
- 長野市老人クラブ連合会と連携し、連合会が開催する会議やイベント開催時において、交通安全教育事業を実施しています。また、高齢者が関係する重大な交通事故が発生・多発した場合には、連合会機関紙へ事故防止ポイントなどの記事を掲載しています。
- 県から高齢者交通安全モデル地区として指定されている地区においては、各種事業を重点的に実施しています。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
高齢者向け交通安全教室 教育講師派遣数（延べ）	人	128	125	140	138	135	
交通安全教室 開催回数	回	73	65	72	54	66	
受講者数	人	3,225	2,915	2,552	2,472	2,722	

■現状と課題

- 単身高齢者や老人クラブ会員以外の高齢者への対応が課題となっています。

■今後の方針・目標

- 引き続き事業を実施するとともに、住民自治協議会等と連携し、各種交通安全研修会、住民大会、交通安全教室などを開催し、交通事故防止に努めます。

高齢者向け消費啓発事業【市民課】

■施策の目的・内容

高齢者を狙う悪質商法や振り込め詐欺による被害を未然に防止するため、小冊子・リーフレット等を配布するとともに、ホームページでの情報提供、広報紙やラジオ放送等も活用し啓発を行います。

また、高齢者向けの各種講座を開催します。

■これまでの実施状況

○地域の老人クラブやお茶のみサロン、住民自治協議会などからの要請に基づいた出前講座や、講演会、知識講座を開催し、高齢者が安全・安心して生活するための啓発を行っています。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
開講座数	講座	2	5	5	9	21	
参加者数	人	115	945	160	250	493	

■現状と課題

○巧妙化する犯罪手口により高額な被害に遭うなど、様々な消費者問題が発生しています。これらに対応するために、高齢者に分かりやすい啓発の充実が求められています。

■今後の方針・目標

○昼間ひとりになるなど高齢者の置かれている社会的・経済的・身体的背景と、高齢者の特性を把握し、引き続き積極的な啓発活動を行います。

災害時要援護者台帳の整備

■施策の目的・内容

高齢者や障害者などの「災害時要援護者」の避難を支援するとともに、日常時においても迅速かつ適切な対応を講ずることができるよう台帳の整備を進めます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
災害時要援護者台帳登録対象者数	人	16,819	18,475	19,535	

■現状と課題

○高齢者や障害者が安心して暮らし続けていけるよう、引き続き事業を継続するとともに、「災害時要援護者」の支援につながる効果的な活用を検討していく

必要があります。

■今後の方針・目標

- 個人情報保護に配慮しながら、災害時はもとより日常の見守り活動や介護予防事業などにもつなげることができるよう、登録内容の充実を図ります。

災害時要援護者対策事業【消防局予防課】

■施策の目的・内容

高齢者等の災害時要援護者に対して、消防職員による定期的な訪問指導や電話による安全確認を実施します。また、「高齢者を火災から守る運動」をはじめ、春・秋の火災予防運動などの機会をとらえ、火災や地震等の災害を回避することが困難な高齢者等の安全対策を積極的に推進します。

■これまでの実施状況

- 年間計画に基づき、消防職員による訪問指導を実施しています。また、高齢者を火災から守る運動では、ガス関係機関及び建築物防災協会と合同で訪問指導を実施し防火安全対策を図っています。
- 更に、春・秋の火災予防運動、高齢者を火災から守る運動及び夏の防火運動では、女性消防団員を含む消防団員により災害時要援護者訪問指導を行っています。

■現状と課題

- 高齢社会の進行により災害時要援護者世帯は、増加傾向にあり、これらの世帯における出火防止及び災害発生時における逃げ遅れによる被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置・消火器の設置など防火対策の推進が必要となっています。

■今後の方針・目標

- 災害時要援護者に対する訪問指導を実施し、住宅防火診断を行い、地域と連携し出火防止及び防火意識の高揚を図るとともに、引き続き住宅用火災警報器・消火器等の設置を推進し、住宅防火安全対策を図ります。

福祉避難所の指定【厚生課】

■施策の目的・内容

大規模災害時に指定避難所での生活が困難な在宅の高齢者、障害者等の災害時要援護者を受け入れるため、市内の施設を「福祉避難所」として指定します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
指定施設	施設	-	-	-	
収容可能人数	人	-	-	-	

■今後の方針・目標

- 引き続き適切な施設の指定を行うとともに、人員配置や具体的な運営マニュアル等について検討します。
- 国において「災害時要援護者対策」について見直しを含めた検討を行う予定であり、国の状況を注視しながら適切な対応を図ります。

ひとり暮らし高齢者宅の上下水道整備電話相談サービス【上下水道局サービスセンター】

■施策の目的・内容

日頃適切な管理ができにくい、70歳以上のひとり暮らし高齢者宅の水道や水洗便所等の宅地内設備の電話相談を実施し、修繕を要する箇所の早期発見と早期修繕の指導を行い、快適で使いやすい水道施設の維持に努めます。

■これまでの実施状況

- 平成15年度より、給水区域内の対象となる全世帯からの、電話相談受けを行っています。

■現状と課題

- 県営水道の給水区域内の対象世帯への実施について、関係者との調整が課題となっています。

■今後の方針・目標

- 対象世帯のサービス向上を図るために、訪問点検サービスを希望する高齢者の要望を電話などで受け付けを行い、速やかに訪問点検サービスが実施できるよう引き続き実施します。

第4節 高齢者福祉施設等の整備

可能な限り在宅で生活を続けられるために在宅サービスの充実を図り、並行して在宅生活が困難となった人のために、施設・居住系サービスの基盤整備を促進します。特に、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域密着型サービスの整備を促進します。

また、介護保険給付対象外のサービス拠点となる保健福祉施設の基盤を維持し、さまざまな保健福祉・介護保険サービスが総合的に提供される環境づくりに努めます。

1 介護保険関連施設の整備

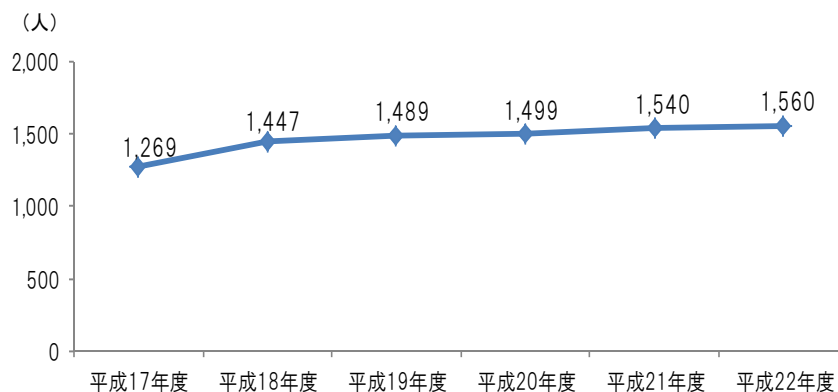
長野県の介護保険事業支援計画及び本市の介護保険事業計画の見込量の枠内で、民間の整備意向を尊重し、居住系サービス及び在宅サービスの基盤整備を促進します。高齢者の住まいのニーズの多様化に合わせ介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホームや介護付有料老人ホームなどサービスの選択の幅が広がるように整備を促進します。

また、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）及び地域密着型介護老人福祉施設のユニット化を促進します。平成26年度までに、これらの全施設の入所定員のうち50%以上がユニット型施設の定員となることを目標とします。また、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の入所定員のうち70%以上がユニット型施設の定員となることを目標とします。

(1) 介護老人福祉施設申込者数の状況

介護老人福祉施設への入所申込者は増加傾向にあり、平成23年3月31日現在1,560人となっています。

■入所申込者の推移(各年度末現在:長野県調査による)



■入所申込者の内訳(平成 22 年度末現在)

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在宅	94	129	156	192	123	694
介護老人保健施設	25	45	109	157	128	464
介護療養型医療施設	0	2	5	35	33	75
認知症高齢者グループホーム	11	27	27	13	7	85
その他施設	17	14	15	31	10	87
入院	9	14	23	57	52	155
計	156	231	335	485	353	1,560

(2) 在宅サービス基盤

通所介護施設（デイサービスセンター）

■施策の目的・内容

介護保険の給付サービスである通所介護（日帰りで食事、入浴、機能訓練などのサービスを提供）を行う施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	91	103	109	109	130	
うち介護予防提供施設数	施設	78	92	101	101	117	
定員数	人	1,857	2,065	2,110	2,110	2,393	

■現状と課題

○通所介護は、長野市で最も利用されている介護サービスであり、地域的な均衡に配慮しつつ地域の需要動向を十分見極めながら整備する必要があります。

■今後の方針・目標

○需要動向を見極めながら良質なサービスが提供されるよう事業者に働きかけます。

通所リハビリテーション施設（デイケアセンター）

■施策の目的・内容

介護老人保健施設や病院・診療所が、介護保険の給付サービスである通所リハビリテーション（心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法などのリハビリテーション等を提供）を行う施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	22	22	23	23	25	
うち介護予防提供施設数	施設	12	13	22	22	22	
定員数	人	590	612	613	612	662	

■現状と課題

- 通所リハビリテーションは、比較的ニーズが高いものの、提供する事業所が限られています。
- 日常生活圏域によって利用状況が異なっており、未整備地域において不足感が生じています。

■今後の方針・目標

- 整備意向のある医療機関に需要動向等の情報を提供し均衡ある整備を働きかけます。

短期入所生活介護施設（ショートステイ施設）

■施策の目的・内容

介護保険の給付サービスである短期入所生活介護（介護老人福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、トイレ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練のサービスを提供）を行う施設です。主に介護老人福祉施設に併設され、ショートステイ専用ベッドを設けるものです。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	29	29	29	29	31	
うち介護予防提供施設数	施設	27	27	28	29	30	
定員数	人	515	517	517	540	591	

■現状と課題

- 利用したいときに利用できない、緊急時に利用できないなどサービスに対する不足感が生じており、短期入所施設の拡充が必要です。

■今後の方針・目標

- 整備意向のある民間事業者等に需要動向等の情報を提供し整備を働きかけます。あわせて、緊急時に利用できるようにするための対策を検討します。

短期入所療養介護施設（ショートステイ施設）

■施策の目的・内容

介護保険の給付サービスである短期入所療養介護（介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所してもらい、看護・医学的管理下で入浴、トイレ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や医療サービスを提供）を行う施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	20	19	19	21	21	
うち介護予防提供施設数	施設	20	19	19	21	21	

■現状と課題

○短期入所療養介護は、短期入所生活介護同様に不足感があります。

■今後の方針・目標

○整備意向のある医療機関等に需要動向等の情報を提供し整備を働きかけます。

特定施設

■施策の目的・内容

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、介護保険の特定入居者生活介護のサービスを提供することができる施設であり、指定には一定の設備、人員、運営上の要件を満たす必要があります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	4	5	5	8	9	
うち介護予防提供施設数	施設	3	4	4	7	8	
定員数	人	220	250	260	362	378	

■現状と課題

○入居者の高齢化や高齢者の住まいのニーズの多様化に対応するため、特定施設が必要です。

■今後の方針・目標

○事業者の意向、入居者の介護度の状況等を勘案して特定施設入居者生活介護の指定を行います。

(2) 地域密着型サービス基盤

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

■施策の目的・内容

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら短時間の定期巡回型訪問を行うとともに、利用者からの通報により、電話等による対応や訪問などの随時対応を行います。

要介護1～5と判定された人に対して提供されます。

■これまでの実施状況

○介護保険制度の改正により、平成24年度から新たに創設されたサービスであり、提供事業所はありません。

■現状と課題

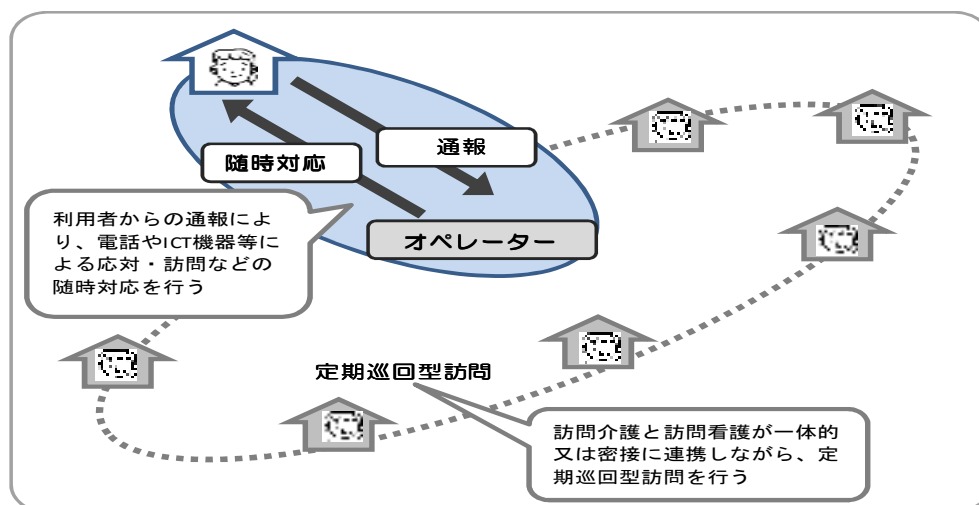
○医療依存度が高い重度者などが在宅生活を継続していくためのサービスであるものの、サービス提供に当たっては、採算面や人材の確保など経営面での課題があります。

■今後の方針・目標

○訪問介護と訪問看護の両方を提供している事業者、あるいは介護系事業所と医療系事業所の連携により、ニーズに応じたサービス提供ができる体制の整備を促進します。

整備目標 2事業所

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ



夜間対応型訪問介護事業所

■施策の目的・内容

夜間に介護福祉士などの訪問介護員が居宅を訪問して介護保険の給付サービスである夜間対応型訪問介護（入浴、トイレ、食事などの介護その他日常生活上の世話、緊急時の対応などのサービスを提供）を行います。

要介護1～5と判定された者人に対して提供されます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
事業所数	事業所	1	1	1	1(休止中)	1(休止中)	

■現状と課題

- 平成18年度から平成20年度まで1事業所がサービスを提供していましたが、現在休止中です。
- 利用登録者数が少なく、経営面で課題があります。

■今後の方針・目標

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備することで、夜間の訪問ニーズに対応することとします。

小規模多機能型居宅介護拠点

■施策の目的・内容

「通い」、「泊まり」又は「訪問」により、入浴、トイレ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する拠点施設です。

1事業所の登録者数は25人、1日当たりの「通い」の利用者は15人、「泊まり」の利用者は9人が上限となります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	2	4	4	4	4	
うち介護予防提供施設数	施設	1	3	3	3	3	
定員数	人	49	99	99	100	100	

■現状と課題

- なじみの事業所から状況に応じてサービスを受けることができるため、認知症高齢者を支援する拠点としても整備が求められており、地域の需要に応じて整備を促進していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 在宅生活の継続を支える拠点として、需要及び利用実態を踏まえ、引き続き整備を促進します。

認知症対応型共同生活介護施設（認知症高齢者グループホーム）

■施策の目的・内容

介護の必要な認知症高齢者が共同生活をし、入浴、トイレ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを提供する施設です。

要支援2・要介護1～5と判定された人に対して提供されます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	14	18	20	24	29	
うち介護予防提供施設数	施設	14	16	18	22	26	
定員数	人	221	292	316	388	478	

■現状と課題

- 高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者の増加が見込まれることから、在宅の認知症高齢者のニーズを踏まえ、整備を促進していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 介護保険事業計画の見込量の枠内で、地域の需要に応じて引き続き整備を促進します。
- 認知症高齢者の特性に十分配慮し、地域に根ざし、家庭的な雰囲気の中で良質なサービスが提供されるよう事業者働きかけます。

認知症対応型通所介護施設（認知症対応型デイサービスセンター）

■施策の目的・内容

認知症の人に対し、通所介護（日帰りで食事、入浴、機能訓練などのサービスを提供）を行う施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	18	16	16	18	19	
うち介護予防提供施設数	施設	18	16	16	17	18	
定員数	人	181	162	162	177	188	

■現状と課題

○認知症高齢者の増加が見込まれることから、整備を促進していく必要があります。

■今後の方針・目標

○需要動向を踏まえ、整備を促進します。

複合型サービス

■施策の目的・内容

医療ニーズの高い要介護者など、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

要介護1～5と判定された人に対して提供されます。

■これまでの実施状況

○介護保険制度の改正により、平成24年度から新たに創設されたサービスであり、提供事業所はありません。

○複合型サービスの拠点となる小規模多機能型居宅介護を提供している事業所は、平成23年10月時点で5事業所（定員125人）あります。

■現状と課題

○小規模多機能型居宅介護は地域での在宅生活を支える拠点として期待されており、さらに医療ニーズに対応できる体制を整備していく必要があります。

■今後の方針・目標

○複合型サービスの拠点となる小規模多機能型居宅介護を整備しながら、小規模多機能型居宅介護提供事業者が複合型サービスに参入しやすい環境整備について検討し、医療ニーズの高い要介護者に対応できる提供体制の整備を促進します。

整備目標 3事業所

■複合型サービスのイメージ



地域密着型特定施設

■施策の目的・内容

介護保険の「要介護」と認定された、定員 29 人以下の小規模な特定施設入居者に対し、介護保険の給付サービスである特定施設入居者生活介護（食事、入浴、トイレ、食事などの介護その他の日常生活や機能訓練などのサービスを提供）を行う施設です。長野市では「介護付有料老人ホーム」でサービス提供しています。

要介護 1～5 と判定された人に提供されます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	1	3	6	8	8	
定員数	人	20	78	151	209	209	

■現状と課題

○高齢者の住まいのニーズの多様化に対応し、多様な運営主体によって整備を促進していく必要があります。

■今後の方針・目標

○本計画の見込量の枠内で、地域の需要に応じて整備を促進します。

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

■施策の目的・内容

常に介護が必要で、在宅での生活が困難な人を対象に、入浴、トイレ、食事などの介護その他の日常生活や機能訓練、健康管理などのサービスを提供する施設です。

入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームです。

要介護 1～5 と判定された人に提供されます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設数	施設	0	0	0	0	0	
定員数	人	0	0	0	0	0	

■現状と課題

○前々計画では新たな施設整備を凍結していましたが、前計画は凍結を解除し、平成 23 年度に 6 施設が整備されました。

○家庭的な雰囲気の中で常時介護が受けられる小規模な施設の希望が多く、今後も整備を促進していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 介護老人福祉施設入所申込者が住み慣れた地域で入所できるよう、本計画の見込量の枠内で、地域の需要に応じて整備を促進します。

(3) 施設サービス基盤

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■施策の目的・内容

常に介護が必要で、在宅での生活が困難な人を対象に、入浴、トイレ、食事などの介護その他の日常生活や機能訓練、健康管理などのサービスを提供する施設です。

要介護1～5と判定された人が入所できます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設の定員数	人	1,290	1,290	1,290	1,394	1,457	
長野老人保健福祉圏域定員	人	2,068	2,068	2,068	2,088	2,151	

■現状と課題

- 前計画では整備を促進し、平成23年度までに定員1,525人まで整備が進められていますが、入所申込者数は増加しており、引き続き整備が必要です。

■今後の方針・目標

- 介護老人福祉施設入所申込者の増加や高齢者等実態調査で「介護保険の施設サービス（特別養護老人ホーム等）の充実」を求める声が多いことから、本計画の見込量の枠内で、引き続き整備を促進します。
- 長野老人保健福祉圏域における必要入所定員数目標を維持するよう圏域で調整を図りながら、入所者の居住環境に配慮したユニット化を促進します。

介護老人保健施設

■施策の目的・内容

病状が安定期にあり、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療を必要とする要介護者を対象に、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、居宅生活への復帰を目指すサービスを提供する施設です。

要介護1～5と判定された人が入所できます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設の定員数	人	1,122	1,122	1,122	1,241	1,241	
長野老人保健福祉圏域定員	人	1,712	1,727	1,727	1,746	1,746	

■現状と課題

○介護老人福祉施設の入所申込者の増加に伴い、介護老人保健施設の入所期間が長期化しています。

■今後の方針・目標

○終の住処である介護老人福祉施設等の整備を行うことから、在宅復帰支援型の施設である介護老人保健施設の整備は引き続き凍結します。ただし、療養病床からの転換分については認めます。

介護療養型医療施設

■施策の目的・内容

病状は安定しているものの、長期にわたる入院療養を必要とする要介護者を対象に、医療介護を含むサービスを提供する施設です。

要介護1～5と判定された人が入所できます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設の定員数	人	279	316	316	317	317	
長野老人保健福祉圏域定員	人	390	392	392	371	371	

■現状と課題

○医療・介護療養病床の再編が行われており、当初は平成23年度末で医療療養病床は削減、介護療養病床（介護療養型医療施設）は廃止し、介護保険施設等へ転換することとなっていました。その期限が平成29年度末まで延長されました。

■今後の方針・目標

○転換を希望する事業者については、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等への転換を認めます。

2 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備

多様な施設整備により高齢者福祉サービスの選択の機会を確保するとともに、高齢者の地域活動、教養の向上及び健康の増進を図る拠点の整備・充実に努めます。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

■施策の目的・内容

ひとり暮らしの高齢者等で独立して生活することに不安がある人などが低額の料金で利用でき、利用者に対し住居の提供と、各種相談・助言及び緊急時の対応を行います。

介護保険の要介護認定において判定が非該当の高齢者、要介護度が低く施設サービスが受けにくい高齢者等が安心して住むことができる施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設の定員	人	28	28	28	34	34	

※施設数（平成 18～20 年度：2 施設 平成 21～23 年度：3 施設）

■現状と課題

○入居者の要介護度が重度化しており、対応が困難なケースが生じてきています。

■今後の方針・目標

○施設整備については現状のままとし、必要に応じ施設の改修を行っていきます。

高齢者共同生活支援施設

■施策の目的・内容

地域において、ひとり暮らし等で見守りがなければ自宅で独立して生活することに不安がある人などが低額の料金で利用でき、利用者に対し住居及び食事の提供と、各種相談・助言を行い、緊急時の対応を行います。

滞在期間は、おおむね3か月程度とし、住み慣れた地域での在宅生活を維持することを支援する施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設の定員	人	14	14	14	14	14	

※施設数：2 施設

■現状と課題

○利用者の長期滞在希望が増加してきています。

■今後の方針・目標

- 施設整備については現状のままとし、必要に応じ施設の改修を行っていきます。
- 住み慣れた地域で可能な限り在宅での生活を維持することができる拠点としての趣旨を明確にし、設置地区の住民が優先的に利用することができる施設とします。

老人福祉センター

■施策の目的・内容

高齢者の多様な要望に応えるため、健康づくりや生きがいがづくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の拠点となる施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設数	施設	12	12	12	13	13	

■現状と課題

○老朽化した施設については、適切に改善を図る必要があります。

■今後の方針・目標

- 施設整備については現状維持を基本としますが、施設の老朽化や利用状況など、施設の状況に応じて今後のあり方を検討します。また、必要に応じて施設の改修を行っていきます。

ふれあい交流ひろば

■施策の目的・内容

老人福祉センターを補完する施設として、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど、地域のふれあいの場として、また活動拠点となる施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設数	施設	4	4	4	4	4	

■現状と課題

○老朽化した施設については、適切に改善を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○施設整備については、現状のままの設置数として、必要に応じて施設の改修を行っていきます。

老人憩の家

■施策の目的・内容

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を有料で提供し、心身の健康の保持増進を図る施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設数	施設	10	10	10	10	10	

■現状と課題

- 古い施設ではトイレが男女共用であったり、バリアフリーの面でも問題があり、施設の利便性が悪い状況です。
- 老朽化によりメンテナンス経費等の維持コストが増加し、一部施設においては耐震性等の問題もあり、大規模改修又は建て替え等の必要性が生じています。

■今後の方針・目標

○老朽化した施設等について、今後策定する「公共施設見直し指針」に基づき施設の統廃合を含めた見直し方針を決定します。

養護老人ホーム

■施策の目的・内容

環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置（行政処分）により養護し、生活の場を提供する施設です。

高齢者虐待の受け皿としても期待されています。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設の定員数	人	150	150	150	150	150	
長野老人保健福祉圏域定員	人	290	290	290	290	290	
長野市措置者数	人	131	134	136	145	146	

■現状と課題

- 独居高齢者保護世帯や精神疾患を有する人など地域において自立した生活が困難な人の増加により、措置の受け皿として現状の定員を確保する必要があります。

■今後の方針・目標

- 施設整備については現状維持を基本とし、長野老人保健福祉圏域を利用圏域とするため、調整を図りながら圏域で設定された必要数を確保するよう努めます。

軽費老人ホーム（A型）

■施策の目的・内容

低所得であり、高齢等のため独立して生活するには不安がある人が低額の料金で自立した生活を送ることができる施設です。利用者の状況に応じて食事、入浴など日常生活上のサービスが提供されます。

■これまでの実施状況

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市内施設の定員数	人	50	50	50	50	50	
長野老人保健福祉圏域定員	人	50	50	50	50	50	

■現状と課題

- 本施設は一定の役割を果たしてきていますが、今後は、入所状況や国の動向を踏まえて対応していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 施設整備については現状維持を基本とします。
- 国において、軽費老人ホームは将来に向けてA型・B型・ケアハウスの三類系を統一することとし、現にあるA型・B型については、今後建て替えの機会等にケアハウスに円滑に移行することができるよう十分な配慮が必要であるとされていることから、建て替え時にケアハウスに移行できるよう検討を行います。

ケアハウス

■施策の目的・内容

軽費老人ホームの一種で、身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活するには不安があり、家族の援助が困難な人が自立した生活を継続できるように配慮された施設です。各種相談、食事、入浴サービス等が提供されます。

入居者の様態により、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受け、手厚い介護が提供されます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設の定員数	人	319	319	319	319	319	
長野老人保健福祉圏域定員	人	399	399	399	399	399	

■現状と課題

○ケアハウスは生活の場であることから、立地条件としては、市街地やその近郊で身近に商店街や病院等が整備された利便性が高い地区であり、公共交通機関が整っていることも必要です。

■今後の方針・目標

- 施設整備については現状維持を基本とし、長野老人保健福祉圏域を利用圏域とするため、調整を図りながら圏域で設定された目標数定員を確保するよう努めます。
- 既存の事業者については、入居者の介護度の状況等を加味しながら、特定施設入居者生活介護の指定も考慮します。

有料老人ホーム

■施策の目的・内容

高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする居住施設です。利用料は全額自己負担です。

「住み替え」のニーズに対応できる施設で、入居者の様態が重度化して手厚い介護の提供が必要となった場合には、介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受け介護保険施設並みの介護サービスが提供されます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
健康型／住宅型	施設	2	7	6	6	6	
介護付	施設	2	5	8	11	12	

類 型	内 容
健康型	介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。
住宅型	介護が必要となった場合、訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。
介護付	介護が必要となっても、その施設が提供する介護保険の特定施設入居者生活介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。

■現状と課題

○高齢者の多様な住まいニーズの高まりから、整備希望事業者が増加しています。

■今後の方針・目標

- 定員 29 人以下の介護付有料老人ホームについては、従来の保健福祉ブロックに1か所程度整備することとし、引き続き整備を促進するとともに、介護保険事業計画のサービス見込量に基づき、必要に応じ地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを整えていく（介護保険サービスとして指定を行っていく）こととします。
- その他の有料老人ホームについても、事業所の意向、入居者の介護度の状況等を加味しながら、特定施設入居者生活介護の指定も考慮していきます。

サービス付き高齢者向け住宅

■施策の目的・内容

高齢者向けの賃貸住宅又は居住専用部分を有する有料老人ホームで、状況把握サービス、生活相談サービスなどが付き、規模・構造・設備、契約内容等が国土交通省及び厚生労働省が定める基準に適合しているものは、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。登録を受けた住宅は、閲覧制度などにより広く情報提供され、高齢者は自らのニーズにあった安心して暮らし続けることができる住まいを選択しやすくなります。

■これまでの実施状況

- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正（平成 23 年 10 月 20 日施行）され、新たに創設された事業です。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市内施設数	施設	-	-	-	-	-	

■現状と課題

- 単身高齢者・夫婦のみ世帯が増加しており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが重要となっています。

■今後の方針・目標

- 国の直接補助制度である「サービス付き高齢者向け住宅整備」などについて積極的に情報提供することにより、民間事業者の参入意欲を喚起し、高齢者向け住宅の供給促進を目指します。

保健センター

■施策の目的・内容

保健センターは、市民の健康づくり推進のため、地域に密着した健康診査、健康教育、健康相談、保健指導等の対人保健サービスを総合的に行う拠点施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市内施設数	施設	12	12	12	12	12	

■現状と課題

○市内9つの保健福祉ブロックに各1か所の設置を目標に、未整備区域への整備を計画的に進めてきましたが、「第三・第四・第五・芹田」ブロックについては、整備時期や候補地の選定を進める必要があります。

■今後の方針・目標

○「第三・第四・第五・芹田」ブロックについて、地域の要望、立地条件、財政状況等を勘案しながら、未整備区域への整備に努めます。

保健保養訓練センター

■施策の目的・内容

保健保養訓練センターは、市民の健康の保持及び増進を図るとともに、身体に軽度の障害のある人が継続した機能訓練を行うため、松代温泉を利用して設置した施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
延べ利用者数	人	3,951	4,071	3,994	3,974	3,947	

■現状と課題

○介護保険制度創設後は、施設設置当初の機能回復訓練施設という役割が薄れてきていることから、施設のあり方を見直す必要があります。

■今後の方針・目標

○隣接する松代老人憩の家と一体的に、今後のあり方について検討を進めます。

3 高齢者福祉施設等の整備目標

介護保険の施設・居住系サービスの平成23年度末における定員見込は、要介護2から5までの人数に対して一定の整備水準に達します。

本計画期間中の整備水準の維持確保及び保険料への影響並びに介護老人福祉施設への入所申込者の状況を勘案しています。

		平成23年度末の 状況	平成26年度 整備目標
介護保険施設			
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,525人	1,672人
	介護老人保健施設	1,241人	1,241人
	介護療養型医療施設	317人	317人
地域密着型施設			
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	559人	730人
	地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	165人	368人
	地域密着型特定施設 (小規模介護付有料老人ホーム)	209人	247人
特定施設		391人	432人
合 計		4,407人	5,007人
生活支援ハウス(定員)		34人	34人
高齢者共同生活支援施設(定員)		14人	14人
老人福祉センター		13施設	13施設
ふれあい交流ひろば		4施設	4施設
老人憩の家		10施設	10施設
養護老人ホーム(定員)		150人	150人
軽費老人ホーム(A型)(定員)		50人	50人
ケアハウス(定員)		319人	319人
保健センター		12施設	12施設

■ 日常生活圏域別 地域密着型施設の整備目標

保健福祉 ブロック	地 区	認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設		地域密着型介護老人福祉施設	
		平成 23年度末 (見込)	平成 24～26年度 の整備目標	平成 23年度末 (見込)	平成 24～26年度 の整備目標	平成 23年度末 (見込)	平成 24～26年度 の整備目標
①	第 一		3か所：36人	1か所：15人	9人		1か所：29人
	第 二						
	浅 川	2か所：36人					
	芋 井						
	戸 隠						
	鬼無里	2か所：16人					
小 計	4か所：52人	3か所：36人	1か所：15人	9人		1か所：29人	
②	三 輪	1か所：18人	2か所：36人	1か所：29人			1か所：29人
	吉 田	1か所：18人					
	若 槻	1か所：18人					
	小 計	3か所：54人				2か所：36人	
③	古 里	1か所：18人		1か所：29人			1か所：29人
	柳 原	1か所：18人					
	長 沼	1か所：18人					
	豊 野	3か所：54人					
	小 計	6か所：108人					
④	安茂里	1か所：18人	2か所：27人		1か所：29人	1か所：29人	
	小田切						
	七二会						
	信州新町	1か所：9人					
	中 条	1か所：18人					
小 計	3か所：45人	2か所：27人		1か所：29人	1か所：29人		
⑤	第 三	1か所：18人	3か所：27人	1か所：29人		1か所：29人	
	第 四						
	第 五						
	芹 田	3か所：42人					
	小 計	4か所：60人				3か所：27人	
⑥	古 牧	1か所：6人	1か所：9人	1か所：29人			1か所：29人
	大豆島	2か所：36人					
	朝 陽	1か所：18人					
	小 計	4か所：60人				1か所：9人	
⑦	川中島	2か所：36人		1か所：20人		1か所：29人	
	更 北	3か所：54人					
	小 計	5か所：90人					
⑧	篠ノ井	3か所：54人	2か所：18人	1か所：29人			1か所：29人
	信 更						
	大 岡						
	小 計	3か所：54人				2か所：18人	
⑨	松 代	1か所：18人	1か所：18人	1か所：29人		1か所：29人	
	若 穂	1か所：18人					
	小 計	2か所：36人				1か所：18人	
総 計		34か所：559人	14か所：171人	8か所：209人	1か所：38人	6か所：165人	※ 7か所：203人

※ 未設置地区5か所のほか、各地区の整備状況を見ながら更に2か所：58人を整備する。

第3章 介護予防の推進

第1節 介護予防事業の推進

高齢者が心身ともに自立した状態でいきいきと暮らしていくために、介護予防の普及啓発や、生活機能が低下し要介護状態等になる可能性の高い人を介護予防プログラムにつなげる仕組みづくり、地域での自主的な介護予防の取組に対する支援等の介護予防事業を推進します。

1 二次予防事業の実施

生活機能が低下し、要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者を「二次予防事業対象者（長野市では、「はつらつアップ高齢者」という。）」として、一人ひとりの状況に応じて、様々な要素を取り入れて二次予防事業を実施するとともに、一定期間ごとに目標を設定し、評価を行い、効果的な介護予防事業を実施します。

（1）二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者把握事業

■施策の目的・内容

基本チェックリストにより、生活機能が低下し要支援・要介護状態になる可能性の高い二次予防事業対象者を選定し、介護予防プログラムを行うことが必要な人を決定します。

■これまでの実施状況

- 平成20・21年度は、はつらつアップ高齢者を把握するため、国保特定健診及び後期高齢者健診を受診する高齢者に対し、生活機能評価（基本チェックリスト及び生活機能検査）を実施しました。22年度は決定に当たり、医師の意見（生活機能の低下の有無）を必要としたため、決定者が減少しました。
- 平成23年度からは、高齢者本人が生活機能の低下をチェックする基本チェックリストの実施により対象者を把握し、決定しています。
- 被用者保険の加入者へは、広報などで周知し、サービス希望者に基本チェックリストを実施しています。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
二次予防事業対象者決定者数	人	1,141	8,014	8,573	8,474	3,137	
運動器の機能向上	人	237	4,939	5,207	5,498	2,308	
栄養改善	人	295	908	877	2,370	841	
口腔機能の向上	人	5	3,951	4,330	4,199	1,377	
閉じこもり予防・支援	人	326	1,227	1,271	1,406	664	
認知症予防・支援	人	798	4,074	3,738	3,908	1,492	
うつ予防・支援	人	688	3,353	3,653	3,976	1,604	

■現状と課題

- 平成22年度までは、対象者の決定に医師の判断（意見）を必要としたため、サービスが必要な人に迅速に対応することができませんでした。
- 平成23年度からは基本チェックリストのみで対象者を決定し、サービスを迅速に提供しています。

■今後の方針・目標

- 平成23年度と同様に、国保・後期高齢者健診等と同時に基本チェックリストを実施していきます。
- 国保・後期高齢者健診後に、生活機能が低下した人には、基本チェックリストの実施により速やかに対応していきます。
- 被用者保険の加入者や市補助による人間ドック受診により国保・後期高齢者健診を受診できない人等についても、広く周知し基本チェックリストを実施していきます。
- 地域包括支援センター等の相談業務・実態把握などを通じてサービスが必要と判断した人には、随時、基本チェックリストを実施し、サービスが受けられるよう対応していきます。
- 要介護認定を申請したが、非該当（自立）となった人にも、サービスを受けられるよう対応していきます。

（２）通所型介護予防事業

通所により介護予防を目的とする運動器の機能向上、栄養改善等の事業を実施します。

運動器機能向上事業（生活らくかる運動塾）

■施策の目的・内容

地域包括支援センター又は在宅介護支援センターがアセスメントを行い、介護予防の観点からそれぞれの個人に合った適切な運動を指導します。

通所型の運動器機能向上事業を「生活らくかる運動塾」と称し、専門的な運動指導が可能な市内の通所介護事業所等へ委託し実施します。

運動塾修了後も、習得した運動を自宅で継続して実施することを目的としています。

■これまでの実施状況

平成 21 年度から平成 23 年度は、週 2 回 3 か月の 24 回を 1 コースとして実施しています。(地域により送迎も実施)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用実人数	人	17	165	195	377	227	

■現状と課題

- 実施事業所が少ない地域では希望してもすぐに参加ができないため、実施事業所を増やすか、コースを増設する必要があります。
- 修了後も継続できる運動プログラムの工夫が必要です。

■今後の方針・目標

- 実施事業所及びコースの増設をします。また、実施事業所の送迎がない地域では、訪問リハビリ指導事業や介護予防教室などにより対応します。
- 自宅でも気軽に取り組めるプログラムを作成し、実施します。

栄養改善事業（通所型）

■施策の目的・内容

低栄養状態にある人又はその可能性の高い栄養改善対象者を対象に、管理栄養士が作成する個別計画に基づき、低栄養状態を改善するための個別栄養相談や集団栄養教育等を実施します。

管理栄養士を配置している通所介護支援事業所へ委託しています。

■これまでの実施状況

- 平成 22 年度は、医師の判定による「生活機能の低下なし」が増加したため該当者が減少しました。
- 平成 23 年度からの栄養改善対象者は、「基本チェックリスト」2 項目の該当者に限られ、血液検査の血清アルブミン値での把握はなくなっています。
- 平成 23 年度から通所介護事業所を 5 か所から 8 か所に増やしています。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用実人数	人	0	4	7	16	1	

■現状と課題

- 対象者のうち栄養改善事業に参加した人は 1%弱と少なく、この原因としては、高齢者が低栄養状態を予防・改善するという認識が低いことが考えられます。

○低栄養状態が続くとうつや閉じこもり等になることがあるので、できるだけ早く食事指導や相談を行う必要があります。

■今後の方針・目標

○対象者には、低栄養状態からくるリスクの重要性と自らが「食」の大切さを認識していけるように啓発します。

(3) 訪問型介護予防事業

保健師等の専門職が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

訪問リハビリ指導事業

■施策の目的・内容

運動器の機能向上のため支援が必要な人を対象に、理学療法士・作業療法士が訪問して、リハビリテーションに関する指導・助言を行います。(年1～2回)

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問実人数	人	6	59	47	71	49	

■現状と課題

○日常生活の中で運動を取り入れて継続することを指導していますが、一人ではうまくできない人もいるため、指導・援助方法について検討する必要があります。

■今後の方針・目標

○運動を継続するための指導・援助方法を検討すると共に、必要に応じて、介護保険サービスや地域資源の活用など、地域包括支援センター等と連携しながら事業を実施していきます。

訪問栄養指導事業

■施策の目的・内容

食生活改善が必要な人やその家族等を対象に、管理栄養士が訪問して、栄養・食生活に関する指導・助言を行います。

■これまでの実施状況

- 管理栄養士が、低栄養状態の人を訪問し、栄養・食生活全般の指導を行っています。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問実人数	人	5	8	3	5	1	

■現状と課題

- 対象者のうち栄養指導につながった人は少なく、この原因としては、高齢者が低栄養状態を予防・改善するという認識が低いことが考えられます。
- 低栄養状態が続くとうつや閉じこもり等になることがあるので、できるだけ早く訪問指導を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 食生活の改善が難しい人には、その人が実践できる内容の改善方法を考え、指導を継続します。
- 低栄養状態を改善するために、地域包括支援センター等と連携をとりながら、食生活の重要性を周知・啓発します。

訪問歯科指導事業

■施策の目的・内容

歯の喪失や嚥下障害などは、食べる機能の低下を招き、栄養障害の原因ともなります。また、口腔内は細菌が繁殖しやすいことから、肺炎などの呼吸器感染症をはじめ、全身の疾患と密接に関連しています。

歯科衛生士が訪問して、口腔機能向上に関する指導・助言を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問実人数	人	1	0	66	62	30	

■現状と課題

- 口腔機能の低下が、生活機能の低下につながることや、口腔ケア（口腔機能の向上）の大切さを周知・啓発する必要があります。

■今後の方針・目標

- 基本チェックリストで、固いものが食べにくい、お茶や汁物でむせることがある、口の渇きが気になるなど、口腔機能の向上が必要な人に、地域包括支援センター等と連携をとりながら、口腔ケアの重要性を周知・啓発します。

訪問介護予防指導事業

■施策の目的・内容

閉じこもり予防・うつ予防・認知症予防のため支援が必要な人やその家族等を対象として、保健師・看護師が訪問し、保健指導を行います。また、必要に応じて保健・医療・福祉関係者と連携しながら、対象者の状態に応じた適切なサービス提供につなげます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問実人数	人	1	49	18	141	9	

■現状と課題

○閉じこもりやうつ、認知症などにより不活発な生活を送るようになると、筋力が低下して転倒したり、消化機能が低下して低栄養状態になるなど、生活機能の低下につながりやすいことから、早期に対応し状態の悪化を防ぐとともに、必要に応じて適切な治療やサービスの利用につなげていく必要があります。

■今後の方針・目標

○チェックリストや実態調査から支援が必要な人を把握して訪問します。

(4) 介護予防二次予防施策評価事業

介護予防二次予防施策評価事業

■施策の目的・内容

介護予防二次予防事業の目標値の達成状況等の検証を通じ、事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を行います。

■これまでの実施状況

- 介護予防二次予防施策事業の評価はプロセス評価（企画・手順・過程）、アウトプット評価（実施量・実施率）、アウトカム評価（事業効果）により実施することとなっています。年度ごとに実施量・実施率等のデータを収集し分析を行ってきました。
- 平成22年度は、はつらつアップ高齢者の約1割が事業へ参加し、参加者の9割以上の人に維持・改善が認められました。

■現状と課題

- 国の地域支援事業実施要綱に基づき事業の評価を実施しています。
- 国の示す目標値を達成していました。

■今後の方針・目標

○事業参加後の心身の状況は維持・改善が認められますが、その状態を個人の努力で維持することは難しく、介護保険の要支援又は要介護認定になるケースも見られます。サービス利用者のその後を検証し、二次予防事業だけでなく、介護保険予防給付や一次予防事業などとの連動も考え、総合的なサービス提供体制を構築するための資料となるような評価を検討していきます。

2 一次予防事業の実施

すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を図るための一次予防事業を行います。二次予防事業で効果があると確認されている事業を模倣しながら効果的な事業実施に努めることとします。

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、各種教室等の実施やパンフレットの作成・配付等を実施しています。

認知症予防講座【健康課】

■施策の目的・内容

認知症予防のための知識の普及を図り、日常生活の行動の改善に向けて支援することを目的に、認知症予防講話及び音楽療法等の体験並びに個別相談を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
会場数	か所	15	14	14	14	15	
参加者数	人	566	441	369	375	350	

■現状と課題

○講座に初めて参加する人が減少しているため、広く多くの市民が参加するよう、講座内容等の見直しが必要です。

■今後の方針・目標

○講座内容や実施方法等を検討し、認知症予防の正しい知識の普及を図ります。

歯科健康教育（高齢者歯科講話・むせ予防教室含む）【健康課】

■施策の目的・内容

歯牙を失う最大の原因である歯周疾患の予防・治療方法等の啓発を行い、生涯にわたって自分の歯を持つ人を増やすことを目的に、歯科講話を実施するとともに、「むせ」や「誤嚥性肺炎」の予防方法等の啓発を行い、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図ることを目的に、むせ予防教室を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
高齢期歯科セミナー	回	51	34	48	38	42	
	人	1,584	953	1,336	886	1,045	
むせ予防教室	回	18	18	18	18	18	
	人	171	167	152	218	139	

■現状と課題

○歯周疾患や誤嚥性肺炎等の原因・予防方法について、知識の浸透が不十分であり、効果的な情報提供が必要です。

■今後の方針・目標

- 「8020 運動」を推進し生活の向上を図るため、歯科健康教育の充実に努めます。
- 65 歳以上の者については、口腔ケアやむせ予防等の普及を図ります。
- 摂食・嚥下機能の低下を防止する観点から口腔機能の向上を図ります。

成人歯科相談【健康課】

■施策の目的・内容

歯科保健上の問題点や心配事等のある人の相談に応じ、問題点の解決に必要な助言をすることにより、口腔の健康の保持増進を図ることを目的に、歯科衛生士による歯科相談を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
会場数	か所	10	10	10	10	10	
参加者数	人	150	169	151	166	170	

■現状と課題

○他事業と連携することにより、多くの市民が利用できるように周知することが必要です。

■今後の方針・目標

○相談利用者の増加に努め、健康な口腔を保持する人の増加に努めます。

介護予防講話【健康課】

■施策の目的・内容

介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するため、地域、団体等からの要望により保健師を派遣し、介護予防講話を実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
回数	回	74	65	40	21	21	
参加者数	人	2,066	1,671	1,017	542	600	

■現状と課題

介護予防講話については、講話を聞くことだけで終わらないように、日常でも取組めるような内容を検討し、伝えていく必要があります。

■今後の方針・目標

講話の内容や実施方法について、関係課と連携しながら介護予防講話の充実を図ります。

介護予防あれこれ講座

■施策の目的・内容

お茶のみサロン、老人クラブ等の高齢者の集いやグループからの依頼により、講話や実技を出前講座として実施します。

【講座内容】

- (1) 足腰を強くする運動
- (2) 体をほぐす・痛みをとる運動
- (3) 膝の痛みを予防・緩和しよう
- (4) 腰の痛みを予防・緩和しよう
- (5) 尿もれを予防する方法
- (6) 認知症を予防する生活
- (7) 生活からの転倒予防
- (8) むせを予防する体操
- (9) 低栄養を予防しよう
- (10) バランス良く食べて改善しよう

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
回数	回	38	40	85	169	274	
延べ人員	人	896	1,013	2,459	4,692	6,760	

■現状と課題

○事業の実施回数（実施団体数）は年々増加していますが、その内容を理解して日常生活の中でも取り組んでいるか検証していく必要があります。

■今後の方針・目標

○講座内容が効果的であるか検討しながら、事業を実施していきます。

介護予防教室

■施策の目的・内容

介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、転倒予防や認知症予防・健康づくりのための介護予防教室を開催します。

■これまでの実施状況

○高齢者が楽しみながら、積極的に介護予防に取り組めるよう、老人福祉センター（かがやきひろば）や保健センター等と連携をしながら、地域包括支援センター・在宅介護支援センターで開催しています。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
開催総数	回	218	206	214	211	224	
参加者数	人	4,389	4,696	4,830	4,890	5,146	

■現状と課題

○今後、増加が予想される認知症に関する予防教室の内容の検討が必要となっています。

○虚弱な高齢者が教室に参加しにくい状況があります。

■今後の方針・目標

○引き続き、老人福祉センター（かがやきひろば）や保健センター等と連携しながら、認知症予防も含め、介護予防の効果が上がるよう実施していきます。

○教室への参加が難しい人には、介護予防あれこれ講座の利用など他の事業の利用を勧めます。

援助老人サービス事業（通所援助、短期入所援助、訪問援助）

■施策の目的・内容

介護保険の認定では「自立」と判定されるものの、ひとり暮らし等の理由により何らかの支援が必要な二次予防対象者及びそれに準じると認められる人を市が独自に「援助老人」と認定し、介護保険の予防給付・介護予防サービスに準じ日常生活の維持及び寝たきり等の防止を図るサービスを提供します。

【通所援助サービス】

デイサービスセンターへ送迎し、日常動作訓練、入浴、食事等のサービスを提供する。（デイサービスに準じたサービス）

【短期入所援助サービス】

特別養護老人ホーム等の空室を利用し、一時的に宿泊して生活習慣等の指導、体調の調整を図る。（ショートステイに準じたサービス）

【訪問援助サービス】

生活管理指導員が、居宅を訪問し、家事の援助や日常生活の指導・援助を行う。（ホームヘルプサービスに準じたサービス）

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
通所援助サービス	延べ利用人数	257	93	38	21	80	
短期入所援助サービス	人	1	0	0	0	0	
訪問援助サービス	人	117	36	26	0	0	

■現状と課題

- 「自立」と判定されたものの何らかの支援が必要な高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるように支援し、介護予防に努めていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 必要なサービスが必要とする人に適切に提供されるよう、本制度の周知を図り、「地域包括支援センター」と連携をとりながら引き続き事業を実施します。

生きがいデイサービス事業

■施策の目的・内容

二次予防対象者及びこれに準じると認められる高齢者に対して、老人憩の家等の施設を利用し、車で送迎を行い、日帰りで日常動作訓練、入浴、食事等のサービスを提供するとともに趣味などの生きがい活動及び介護健康相談を行うことにより、家に閉じこもりがちな高齢者の生きがい・健康づくりと社会参加を促進

し、介護予防に努めるとともに自立生活の助長を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
登録者数	人	1,236	1,055	523	511	483	
実施施設数	施設	12	12	12	12	12	
実施回数	回	419	428	376	376	376	
延べ利用者数	人	7,497	7,253	6,484	6,262	5,926	

■現状と課題

○社会参加、高齢者相互の交流機会として参加の希望が多くなっている一方、利用者の固定化も見られます。

■今後の方針・目標

○介護予防の観点に基づいた利用者の選定を行い、引き続きサービス内容の充実等を図ります。

(2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防クラブ支援事業

■施策の目的・内容

地域で身近な高齢者同士が、自主的に介護予防活動を楽しみながら継続できるように支援します。

地域の高齢者グループに対して、運動やレクリエーションなどを体験・習得する「はつらつ倶楽部体験講座」や、グループ活動のリーダーを養成する「介護予防リーダー養成講座」を実施するほか、グループ活動を支援するための情報提供や専門的なアドバイス等を総合的に実施し、地域に介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）ができるように支援します。

■現状と課題

○これまで介護予防を推進するためのボランティアを養成してきました。しかし、養成した「介護予防リーダー」だけでは、地域でクラブを立ち上げることや介護予防活動を継続することは難しい状況です。

○平成23年度から、地域で介護予防の取り組みを始めやすいように、情報提供や専門的なアドバイスを行っています。

■今後の方針・目標

○地域の介護予防活動を推進するための周知・啓発を行い、地域ごとに「はつらつ倶楽部」ができるように努めます。

(3) 介護予防一次予防施策評価事業

介護予防一次予防施策評価事業

■施策の目的・内容

介護予防一次予防事業が適切に実施されていることを確認する事業として、目標量の達成状況等の検証を通じ、事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を行います。

■これまでの実施状況

○介護予防一次予防施策事業の評価はプロセス評価（企画・手順・過程）を主に実施しています。

■現状と課題

- 国の地域支援事業実施要綱に基づき事業の評価を実施しています。
- 国の示した手順どおり適正に行われていました。

■今後の方針・目標

○地域の自主的な介護予防クラブ活動支援のプロセスを検証し、評価します。

第4章 介護保険事業の適正な運営

第1節 介護保険サービスの推計

本計画期間の介護サービスの利用量を推計します。

高齢者数及び要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護保険サービス利用者数も増加が見込まれます。推計値に基づき適正な保険料を設定します。

(保険料設定は、資料編「5 介護保険料額の算定」を参照)

1 施設・居住系サービス利用者数の推計

第2章「地域ケア体制づくり」第4節「高齢者福祉施設等の整備」の各施設基盤の整備目標に基づく定員の増加と本市被保険者の利用率を勘案して、サービス利用者数を推計します。

■施設・居住系サービス利用者数の実績と推計

区分	単位	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	人/月	1,293	1,364	1,415	1,492	1,498	1,532
介護老人保健施設	人/月	1,129	1,161	1,150	1,123	1,123	1,123
介護療養型医療施設	人/月	264	255	258	250	250	250
地域密着型介護老人福祉施設	人/月	0	0	75	188	234	321
特定施設入居者生活介護	人/月	186	292	296	273	279	293
認知症対応型共同生活介護	人/月	395	435	544	591	629	696
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	154	207	202	211	226	239
計		3,421	3,714	3,940	4,128	4,239	4,454

厚生労働省は、施設入所者の重症者への重点化という視点から平成 26 年度の目標値の設定における参酌標準を示しています。本市においても、全利用者に対する要介護 4・5 の利用者の割合を 70%以上とすることを目標とします。

■厚生労働省が示す参酌標準

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び施設サービスを要介護 2 以上の者が利用すると見込み、それらのサービスの利用者数の合計のうち、要介護 4 及び要介護 5 の認定者数の合計数が占める割合を 70%以上とする。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
全利用者 (A)	2,686	2,780	2,898	3,053	3,105	3,226
要介護 2 以上の利用者数 (B)	2,601	2,665	2,760	2,906	2,956	3,150
要介護 4 及び要介護 5 の認定者数 (C)	1,822	1,869	1,967	2,081	2,114	2,268
割合 (C/A) %	67.83%	67.23%	67.86%	68.16%	68.08%	70.30%

※平成 21～23 年度は給付実績データより算出(平成 23 年度は 9 月利用分までの月平均に 12 を乗じて算出)

2 標準的居宅サービス見込量

居宅サービス見込量は、平成 23 年度の各サービスの利用実績（利用率）をもとに、計画期間における要支援・要介護認定者の伸びを勘案して推計します。

■居宅サービスごと利用量の実績と推計（予防給付）

区分	単位	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護予防訪問介護	人/年	9,022	10,585	11,511	12,044	12,759	13,475
介護予防訪問入浴介護	回/年	58	106	126	110	116	122
介護予防訪問看護	回/年	1,762	1,989	2,458	2,398	2,539	2,681
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	1,811	2,324	2,702	5,265	5,574	5,883
介護予防居宅療養管理指導	人/年	237	290	346	179	189	200
介護予防通所介護	人/年	15,086	17,715	19,942	21,218	22,480	23,741
介護予防通所リハビリテーション	人/年	3,066	3,709	4,032	4,248	4,500	4,752
介護予防短期入所生活介護	日/年	2,114	2,829	2,746	3,123	3,306	3,489
介護予防短期入所療養介護	日/年	200	364	338	280	297	313
介護予防福祉用具貸与	人/年	6,993	9,813	12,156	12,844	13,604	14,364
特定介護予防福祉用具販売	件/年	360	385	442	395	419	442
住宅改修	件/年	353	411	358	434	460	486
介護予防支援	人/年	27,911	33,187	36,874	39,309	41,647	43,984
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	227	214	132	89	94	100
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	32	39	26	26	27	29

※平成 21～23 年度は給付実績データより算出（平成 23 年度は 9 月利用分までの月平均に 12 を乗じて算出）

■居宅サービスごと利用量の実績と推計（介護給付）

区分	単位	第4期（実績）（見込み）			第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問介護	回/年	576,539	569,848	573,561	583,877	614,602	645,327
訪問入浴介護	回/年	17,461	17,446	17,419	17,947	18,699	19,450
訪問看護	回/年	43,196	45,353	43,113	44,268	46,308	48,349
訪問リハビリテーション	回/年	17,254	18,629	19,425	37,791	39,749	41,708
居宅療養管理指導	人/年	7,158	7,833	7,774	4,435	4,646	4,857
通所介護	回/年	437,299	479,838	504,950	527,734	559,027	590,321
通所リハビリテーション	回/年	88,325	91,030	90,960	97,278	103,043	108,809
短期入所生活介護	日/年	188,062	194,580	202,226	207,674	218,320	228,966
短期入所療養介護	日/年	19,201	19,063	16,383	17,136	18,001	18,865
福祉用具貸与	人/年	49,957	52,698	53,078	54,877	57,890	60,904
特定福祉用具販売	件/年	1,149	1,121	1,346	1,147	1,214	1,282
住宅改修	件/年	717	721	674	742	788	834
居宅介護支援	人/年	87,427	89,003	89,047	93,591	99,101	104,612
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	-	-	-	0	240	480
認知症対応型通所介護	回/年	27,863	29,390	27,657	33,087	34,817	36,548
小規模多機能型居宅介護	人/年	1,085	1,059	1,275	1,374	1,452	1,530
複合型サービス	人/年	-	-	-	300	600	900

※平成 21～23 年度は給付実績データより算出（平成 23 年度は 9 月利用分までの月平均に 12 を乗じて算出）

3 日常生活圏域ごとのサービス見込量

日常生活圏域ごとのサービス見込量は、平成 23 年度の実績をもとに、各地区の要支援・要介護認定者数の割合を勘案して推計します。

保健福祉 ブロック	地 区	認知症対応型共同生活介護（人）				地域密着型特定施設（人）			
		実績	見込			実績	見込		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
①	第 一	9	10	11	12	4	4	4	5
	第 二	17	20	21	23	7	7	8	8
	浅 川	15	16	17	18	2	2	2	3
	芋 井	6	7	7	7	2	2	2	2
	戸 隠	6	7	8	9	0	0	0	1
	鬼 無 里	12	13	13	13	0	0	0	0
	小 計	65	73	77	84	15	16	17	19
②	三 輪	36	40	42	46	23	23	24	25
	吉 田	30	33	35	37	12	12	13	13
	若 槻	27	31	33	37	11	11	12	13
	小 計	93	104	110	120	46	47	49	51
③	古 里	15	17	18	20	2	2	3	3
	柳 原	4	5	5	6	12	12	12	12
	長 沼	5	6	6	7	3	3	3	3
	豊 野	22	24	26	28	4	4	5	5
	小 計	46	52	56	61	21	21	23	24
④	安 茂 里	36	40	42	45	12	12	13	14
	小 田 切	0	0	1	1	3	3	3	3
	七 二 会	4	5	6	7	1	1	1	1
	信州新町	3	5	6	7	0	0	1	1
	中 条	12	13	14	14	0	0	0	0
	小 計	55	63	67	74	16	17	18	20
⑤	第 三	19	21	22	24	17	17	18	18
	第 四	12	13	13	14	3	3	3	3
	第 五	11	12	12	13	1	1	1	1
	芹 田	27	30	32	35	7	7	8	9
	小 計	69	76	80	87	28	28	30	31
⑥	古 牧	23	26	28	31	5	5	6	7
	大 豆 島	14	16	17	18	3	3	3	4
	朝 陽	16	19	20	22	4	4	5	5
	小 計	53	61	65	72	12	13	14	15
⑦	川 中 島	30	34	36	40	8	8	9	10
	更 北	30	35	37	41	16	16	17	18
	小 計	60	69	73	81	24	25	26	28
⑧	篠ノ井	37	45	49	56	13	14	15	17
	信 更	1	2	2	3	1	1	1	1
	大 岡	0	1	1	1	0	0	0	0
	小 計	38	47	52	60	14	15	16	18
⑨	松 代	27	32	34	38	13	13	14	15
	若 穂	12	15	16	18	17	17	18	18
	小 計	39	46	50	57	30	30	32	33
	合計	518	591	629	696	206	211	226	239

保健福祉 ブロック	地 区	地域密着型介護老人福祉施設（人）				定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/年）			
		実績		見込		実績		見込	
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
①	第 一	0	2	3	5	-			
	第 二	0	4	6	9	-			
	浅 川	0	2	3	5	-			
	芋 井	0	1	1	2	-			
	戸 隠	0	2	3	5	-			
	鬼 無 里	0	1	1	2	-			
	小 計	0	13	18	28	-			
②	三 輪	0	7	9	14	-			
	吉 田	0	5	7	11	-			
	若 槻	0	7	9	14	-			
	小 計	0	19	26	39	-			
③	古 里	0	4	5	7	-			
	柳 原	0	2	2	3	-			
	長 沼	0	1	2	3	-			
	豊 野	0	4	6	9	-			
	小 計	0	11	15	22	-			
④	安 茂 里	0	6	9	13	-			
	小 田 切	0	1	1	1	-			
	七 二 会	0	2	2	4	-			
	信州新町	0	3	4	7	-			
	中 条	0	2	2	4	-			
	小 計	0	14	19	28	-			
⑤	第 三	0	4	5	8	-			
	第 四	0	1	2	3	-			
	第 五	0	2	2	3	-			
	芹 田	0	6	8	12	-			
	小 計	0	12	17	26	-			
⑥	古 牧	1	7	9	13	-			
	大 豆 島	0	3	4	6	-			
	朝 陽	0	4	6	9	-			
	小 計	1	14	19	28	-			
⑦	川 中 島	28	35	38	42	-			
	更 北	1	9	12	17	-			
	小 計	29	44	49	60	-			
⑧	篠ノ井	3	16	21	31	-			
	信 更	0	1	2	3	-			
	大 岡	0	1	1	2	-			
	小 計	3	19	24	35	-			
⑨	松 代	15	23	26	31	-			
	若 穂	15	19	21	24	-			
	小 計	30	42	47	55	-			
合計		63	188	234	321	-	0	240	480

平成25年度に1事業所、平成26年度に1事業所の設置を見込む

保健福祉 ブロック	地 区	(介護予防) 認知症対応型通所介護 (回/年)				(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (人/年)			
		実績		見込		実績		見込	
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
①	第 一	173	279	313	346	94	96	97	99
	第 二	1,181	1,381	1,444	1,506	118	122	124	127
	浅 川	252	360	394	428	151	153	154	156
	芋 井	0	43	56	70	0	1	1	2
	戸 隠	26	124	155	186	24	26	27	29
	鬼 無 里	0	46	60	74	0	1	1	2
	小 計	1,632	2,234	2,422	2,609	387	398	406	415
②	三 輪	1,548	1,847	1,940	2,034	122	127	132	136
	吉 田	2,318	2,551	2,624	2,697	120	124	128	131
	若 槻	1,522	1,830	1,926	2,022	149	155	159	163
	小 計	5,388	6,229	6,491	6,753	391	406	418	430
③	古 里	924	1,081	1,130	1,179	9	12	14	16
	柳 原	261	335	358	381	12	13	14	15
	長 沼	291	355	375	394	0	1	2	3
	豊 野	225	410	467	525	0	3	6	9
	小 計	1,701	2,180	2,330	2,479	21	30	36	43
④	安 茂 里	1,761	2,043	2,131	2,219	34	39	43	47
	小 田 切	132	159	167	175	10	10	11	11
	七 二 会	243	322	347	372	5	6	8	9
	信州新町	0	141	184	228	0	3	5	7
	中 条	67	144	167	191	0	1	2	4
	小 計	2,203	2,808	2,997	3,185	49	60	69	77
⑤	第 三	975	1,141	1,193	1,245	34	37	39	42
	第 四	171	226	244	261	12	13	14	15
	第 五	591	663	685	707	12	13	14	15
	芹 田	1,234	1,496	1,577	1,658	12	17	20	24
	小 計	2,971	3,526	3,699	3,872	70	80	88	96
⑥	古 牧	1,191	1,445	1,523	1,602	12	17	20	24
	大 豆 島	348	487	531	574	2	5	6	8
	朝 陽	1,231	1,422	1,482	1,541	19	22	25	28
	小 計	2,770	3,354	3,536	3,718	33	44	52	60
⑦	川 中 島	977	1,290	1,388	1,485	74	80	84	89
	更 北	1,615	1,967	2,076	2,186	48	54	59	64
	小 計	2,592	3,257	3,464	3,671	122	134	143	153
⑧	篠ノ井	3,938	4,533	4,718	4,903	197	208	216	225
	信 更	113	173	192	210	0	1	2	3
	大 岡	12	51	63	75	0	1	1	2
	小 計	4,063	4,757	4,973	5,189	197	210	219	229
⑨	松 代	2,530	2,882	2,992	3,102	29	35	40	45
	若 穂	1,749	1,947	2,009	2,071	0	4	6	9
	小 計	4,279	4,830	5,001	5,172	29	39	47	55
合計		27,599	33,176	34,911	36,648	1,299	1,400	1,479	1,559

保健福祉 ブロック	地 区	複合型サービス（人/年）			
		実績	見込		
			平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
①	第 一	-	平成24年度に1事業所、平成 25年度に1事業所、平成26年 度に1事業所の設置を見込む		
	第 二	-			
	浅 川	-			
	芋 井	-			
	戸 隠	-			
	鬼 無 里	-			
	小 計	-			
②	三 輪	-			
	吉 田	-			
	若 槻	-			
	小 計	-			
③	古 里	-			
	柳 原	-			
	長 沼	-			
	小 計	-			
④	安 茂 里	-			
	小 田 切	-			
	七 二 会	-			
	信州新町	-			
	小 計	-			
⑤	第 三	-			
	第 四	-			
	第 五	-			
	小 計	-			
⑥	古 牧	-			
	大 豆 島	-			
	朝 陽	-			
	小 計	-			
⑦	川 中 島	-			
	更 北	-			
	小 計	-			
⑧	篠ノ井	-			
	信 更	-			
	大 岡	-			
	小 計	-			
⑨	松 代	-			
	若 穂	-			
	小 計	-			
合計	-	300	600	900	

4 地域支援事業の見込量

地域支援事業の見込量は、平成 23 年度までの各サービスの実施状況や高齢者人口の増加を勘案して推計します。

事業名	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
1 介護予防事業						
二次予防事業						
二次予防対象者把握事業	決定者数	人	9,500	10,000	10,500	10,500
運動器機能向上事業	利用実人数	人	450	475	500	525
栄養改善事業（通所型）	利用実人数	人	10	11	13	15
訪問リハビリ指導事業	訪問実人数	人	75	75	75	75
訪問栄養指導事業	訪問実人数	人	5	7	8	10
訪問歯科指導事業	訪問実人数	人	55	60	65	70
訪問介護予防指導事業	訪問実人数	人	30	60	90	90
一次予防事業						
認知症予防講座	参加者実人数	人	368	375	425	450
歯科健康教育	高齢期歯科セミナー参加者延べ人数	人	1,000	1,000	1,000	1,000
	むせ予防教室参加者延べ人数	人	126	144	144	144
介護予防講話	参加者延べ人数	人	750	750	750	750
介護予防あれこれ講座	参加者延べ人数	人	6,500	6,500	6,500	6,500
介護予防教室	参加者延べ人数	人	5,200	5,300	5,700	6,100
援助老人サービス事業	通所援助 利用者延べ人数	人	120	204	216	228
	短期入所援助 "	人	0	7	7	7
	訪問援助 "	人	0	24	36	36
生きがいデイサービス事業	利用者延べ人数	人	5,722	5,800	5,900	6,000
地域介護予防活動支援事業	参加者実人数	人	40	80	120	180
2 包括的支援事業						
総合相談支援	相談支援延べ件数	件	29,837	31,180	32,190	33,160
高齢者実態把握事業	把握延べ件数	件	5,841	6,100	6,300	6,490
成年後見制度の活用促進	成年後見支援センター延べ相談件数	件	750	750	750	750
ケアマネジャーへの支援	研修会参加者延べ人数	人	1,400	1,400	1,400	1,400
二次予防事業対象者（はつらつアップ高齢者）に対するケアマネジメント	サービス計画作成者実人数	人	500	540	580	580
3 任意事業						
配食サービス事業	利用者実人数	人	9	9	9	797
徘徊高齢者家族支援サービス事業	端末機貸与者実人数	人	23	25	30	30
介護者教室	参加者延べ人数	人	1,500	1,600	1,700	1,800
高齢者世話付住宅 生活援助員派遣事業	入居者実人数	人	23	24	24	24
認知症サポーター養成事業	養成講座受講者延べ人数	人	1,900	2,000	2,000	2,000
介護給付費用等適正化事業	介護あんしん相談員派遣回数	回	950	950	950	950

5 介護保険給付費の推計

標準給付費と地域支援事業費を合わせた介護保険給付費の21%が第1号被保険者の負担となります。

標準給付費とは、予防給付費、介護給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払い手数料の合計です。予防給付費及び介護給付費は、施設利用者数の推計及び居宅サービス見込量に平成23年度の各サービスごとの平均単価を乗じて算出しました。特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料は、平成23年度実績を基に計画期間中のサービス見込量の伸びを勘案して推計しました。

地域支援事業費は、介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費の合計からなり、各年度標準給付費の3%以内で見込んでいます。

■介護保険給付費の推計（単位：千円）

区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	計
介護保険給付費（①+②）	28,262,507	29,413,219	30,896,038	88,571,764
①標準給付費	27,440,149	28,557,379	29,997,052	85,994,581
予防給付費	1,426,354	1,510,023	1,595,304	4,531,681
介護給付費	24,686,797	25,666,328	26,951,098	77,304,222
特定入所者介護サービス費	848,979	883,545	928,088	2,660,612
高額介護サービス費	382,453	398,024	418,090	1,198,567
高額医療合算介護サービス費	67,333	70,075	73,608	211,016
審査支払手数料	28,234	29,383	30,865	88,482
②地域支援事業費	822,357	855,840	898,986	2,577,183
標準給付費に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

第2節 サービス基盤の整備と質の向上

かねてより介護サービスには、量的充実とともに質の高いサービスが求められています。

こうした市民の要望に応え、介護サービス情報等の提供やサービス利用料等の負担軽減を行い介護サービス利用の利便性を高めるとともに、介護サービスの質の向上を図るため、事業者等に対する研修、指導・監査、助言等を行います。

1 介護保険サービス基盤の整備

介護保険サービス利用者の増加に伴い、事業所数は増加しています。今後も、介護保険サービス利用者が増加することが予想されることから、利用者の希望に対応できるように、事業所及び供給体制を充実します。

【市内介護保険指定事業所数】

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
居宅介護支援	120	124	124	126	124	122
訪問介護	70	77	81	80	83	81
訪問入浴介護	11	10	10	10	9	9
訪問看護	87	88	89	87	85	84
訪問リハビリテーション	30	34	35	34	34	33
居宅療養管理指導	454	461	474	475	491	483
通所介護	81	95	106	109	130	141
通所リハビリテーション	21	23	22	23	25	21
短期入所生活介護	29	29	29	29	29	33
短期入所療養介護	21	20	19	19	22	21
特定施設入居者生活介護	2	4	5	5	8	9
福祉用具貸与	37	41	36	34	37	40
特定福祉用具販売	24	36	34	33	36	39
夜間対応型訪問介護	1	1	1	1	1	1
認知症対応型通所介護	20	19	16	16	19	17
小規模多機能型居宅介護	0	2	4	4	4	5
認知症対応型共同生活介護	14	15	19	22	24	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	1	4	6	8	8
地域密着型介護老人福祉施設生活介護	0	0	0	0	0	3
介護老人福祉施設	21	21	21	21	21	21
介護老人保健施設	12	12	12	12	13	13
介護療養型医療施設	11	11	10	9	9	9

※各年度4月1日現在

⇒ 各論 第2章 第4節 1 介護保険関連施設の整備（83頁）

2 サービスの質の向上

利用者が良質な事業者を選択して、満足度の高いサービスを受けられるよう介護サービスの質の向上を目指します。

(1) サービス事業者への助言・指導

■施策の目的・内容

必要な時に必要な介護サービスが利用できるようサービスの量も必要ですが、サービスの質も重要です。介護サービスの提供状況を確認するとともに、様々な機会をとらえて利用者の声を聞き、事業者に指導・助言を行い、利用者の満足度の向上が図れるよう取り組んでいます。また、不適切な給付を削減し、真に必要なサービスを提供するため、介護給付の適正化もあわせて行います。

■これまでの実施状況

【介護サービス利用実態調査】

介護サービスに関して利用者の意識や要望を把握し、事業計画の策定や今後の介護保険行政に生かすため、実態調査を実施しています。

【介護サービス向上検討委員会】

介護サービスの質的な向上を図るため、学識経験者、介護サービス事業者の代表者により委員会を組織し、介護サービス利用実態調査及び介護あんしん相談員の活動内容に関して検討しています。また、実態調査の結果や、相談員の報告に基づき、事業者への助言・指導について検討しています。

【介護あんしん相談員事業】

介護あんしん相談員は利用者から介護サービスに関する苦情や不満を聞き、利用者と事業者との間に立って、問題解決に向けた手助けをします。介護あんしん相談員を施設へ派遣することにより、利用者の疑問や不満などの解消を図るとともに、利用者の意向を施設へ橋渡しし改善につなげていきます。

【国民健康保険団体連合会の適正化システムの活用】

国民健康保険団体連合会の各種給付データに基づき、事業所からの介護給付費請求が適正なものであるかを確認しています。

【ケアプラン点検】

居宅介護支援事業所を訪問し、「ケアプラン点検支援マニュアル」を利用しながら、介護支援専門員との対話形式によるケアプラン点検を行っています。真に利用者の自立につながるサービス提供が行われるよう介護支援専門員を指導します。

【介護サービス事業者実施状況調査】

介護サービス事業所を訪問し、サービスの実施状況やケアプラン点検等を確認して、適切な助言・指導を行っています。

■現状と課題

- 介護サービス利用実態調査については、結果を事業者及び市民に公表し、サービスの質の向上に役立てることなどが必要です。
- 介護給付費適正化事業による事業者への具体的な支援や指導方法について検討が必要です。
- 介護あんしん相談員による認知症高齢者グループホームでの相談業務の進め方や重度者に対する対応について検討が必要です。また、施設によって相談員の受入れについて考え方の違いがあります。派遣先施設との連携や近隣市町村の相談員との情報交換を進める必要があります。

■今後の方針・目標

- 事業者に対する指導・助言の具体的な内容・方法について、「介護サービス向上検討委員会」で検討を行い、介護サービスの改善に関する指導及び助言を行います。
- 介護サービス利用実態調査については、調査対象者や質問項目等を精査の上、継続して実施します。
- 介護あんしん相談員の派遣先施設へのアンケート、近隣市町村の相談員との情報交換を行います。必要に応じ新しい「介護あんしん相談員」を養成し、施設の増設に対応します。
- 介護給付費適正化事業により、ケアプラン点検、介護サービス事業者実施状況調査を実施し、事業者に対する助言・指導を行います。

(2) サービス事業者への指導・監査

■施策の目的・内容

平成18年4月から地域密着型サービス事業者の指定・指導監査を行っています。また、地域主権改革に伴い、平成24年4月からは、居宅サービスや施設サービス等の事業者の指定・指導監査も行います。

■これまでの実施状況

- 地域密着型サービス事業者の育成・支援のため、事業者に対し、以下を実施しました。
 - ①「集団指導」として介護保険制度に関する情報等の提供
 - ②「実地指導」として高齢者虐待・身体拘束廃止等の運営上の指導、不適正な請求の防止のための報酬請求上の加算・減算等についての指導

- 運営基準違反が認められる地域密着型サービス事業者に対し、「監査」を実施しました。
- 地域密着型サービス事業者の業務管理体制整備に係る「検査」を実施しました。

■現状と課題

- 制度の理解、高齢者虐待防止、身体拘束禁止、不正・不適正な請求の防止等を図るため、継続して集団指導、実地指導を行う必要があります。
- サービス事業者に対する指定基準違反に係る通報・苦情等が寄せられた場合、速やかに監査を実施する必要があります。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
集団指導 対象事業所数	事業所	37	42	47	52	57	
実地指導 実施事業所数	事業所	0	16	17	6	12	
監査 実施事業所数	事業所	0	0	0	0	0	

■今後の方針・目標

- サービス事業者に対し、介護保険法の理念の理解の促進、介護報酬に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務の指導のため、「集団指導」を実施します。
- サービス事業者に対し、サービスの質の確保と向上、尊厳の保持、高齢者虐待防止法の趣旨、適正な介護報酬請求等の指導のため、「実地指導」を実施します。
- 通報・苦情・相談等に基づく情報又は長野市地域包括支援センターへ寄せられる苦情等により、指定基準違反が認められる場合は、随時「監査」を実施します。
- 改善命令等に従わない場合は、指定の効力の停止又は指定の取消し等を行います。

3 サービスの利便性の向上

市民や事業者の利便となる情報を提供するほか、住み慣れた地域で生活をするための介護サービスの利便性の向上に努めます。

(1) 介護保険事業者への情報提供

■施策の目的・内容

市が保有する情報で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や新たな介護サービス事業の展開を検討する上で必要な情報を提供します。

■これまでの実施状況

- 長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定情報等を居宅介護支援事業者又は介護保険施設に提供しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、相談時の資料として居宅介護支援事業者等に配布しています。
- 介護保険の最新情報や実施状況を記載した「介護保険フレッシュ情報」を各事業者あてに電子メール又はFAXで発信しています。
- 介護保険サービスのうち、利用希望が高い短期入所サービスについて、各施設の予約状況を調べ、空きベッドの情報を居宅介護支援事業者毎に毎週提供しています。

■現状と課題

- 個人情報の取り扱いには、細心の注意を払う必要があります。

■今後の方針・目標

- 個人情報の開示や提供に当たっては、長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づき、適正に取り扱います。
- 新たな介護サービスの事業展開や新たな施設建設を検討するには、サービスの需要に関する情報提供が必要となります。
- 引き続き、「介護保険フレッシュ情報」等により、最新の情報を迅速に提供できるよう努めます。

(2) 市民への情報提供

■施策の目的・内容

介護サービスの内容や事業者に関する情報等を容易にかつ正確に入手できることが求められています。

市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要な介護サービスが利用できるように制度を周知します。

■これまでの実施状況

- 制度紹介パンフレットを全戸に配布するほか、65歳到達時に送付する介護保険被保険者証にリーフレットを同封しています。
- 「広報ながの」への特集記事の掲載、「FMぜんこうじ」の放送を実施しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、要支援・要介護認定者及び認定申請者に配布しています。
- 長野市（介護保険課）のホームページに各種情報を掲載しています。
- 地域等で開催される「元気なまちづくり市政出前講座」に講師を派遣しています。

す。

- 認定情報等は、長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定者又は家族に提供しています。
- 介護サービス事業所一覧表を窓口を設置しています。

■現状と課題

- 制度施行から12年が経過し、介護保険制度に関する知識等は普及してきていますが、要支援・要介護認定申請など具体的な手続きに関して、さらに理解を深める必要があります。
- パンフレット、「広報ながの」、ラジオ放送、ホームページなど各媒体ごとに、その特性にあった情報内容とすることが必要です。

■今後の方針・目標

- 「広報ながの」やラジオ放送等は、市民により分かりやすいものになるよう、内容を見直し、一層の充実を図ります。
- 「長野市高齢者サービスガイド」は、最新情報を掲載し、市民の要望を確認しながら内容を充実します。
- 介護サービスの内容や事業者に関する情報については、市の窓口や居宅介護支援事業者などを通じて、随時提供します。
- 引き続き要望の高い介護保険関連の出前講座に講師を派遣します。
- ホームページは、提供する情報を整理し、逐次最新の情報に更新します。
- パンフレットの全戸配布は、制度理解の状況等を見極めつつ、必要に応じて実施します。

(3) 長野市地域密着型サービス等運営委員会

■施策の目的・内容

平成18年度に創設された地域密着型サービスを円滑かつ適正に運営するために必要な事項を審査及び協議するため、「長野市地域密着型サービス等運営委員会」を設置しています。

医師会、歯科医師会、介護予防に関する団体、介護保険サービス・介護予防サービス事業者、介護保険被保険者、社会福祉保健関係団体、権利擁護・地域ケアなどに関する学識経験者、その他市長が必要と認める者で構成しています。

【主な協議事項】

- ①サービスの費用及び介護報酬に関すること
- ②サービス事業者の指定及び指定の拒否に関すること
- ③サービス事業者の従業者、事業設備及び事業運営の基準に関すること
- ④サービス事業者の運営評価及びサービスの質の確保に関すること

- ⑤指定居宅サービス事業者等の指定と長野市介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見に関すること
- ⑥その他市長が必要と認める事項

■これまでの実施状況

○平成18年1月に「長野市地域密着型サービス等運営委員会」を設置し、事業者指定等について協議しています。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	回	3	4	4	3	3	

■現状と課題

○主にサービス事業者の指定の可否について協議してきましたが、サービス事業者の運営評価やサービスの質の確保についても協議を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 地域密着型サービスが円滑に利用できるよう、介護保険事業計画と整合を図って、良質な事業者を指定していきます。
- 高齢者が要介護状態となっても、地域に根ざし、家庭的な雰囲気の中で介護及び支援が行われるよう、サービスの質の確保について協議していきます。

4 低所得者の負担軽減

介護保険料は被保険者の負担能力に応じて、保険料段階と保険料乗率が定められています。また、介護サービスを利用した場合には、原則としてサービス費用の1割を利用者本人が負担し、残りの9割を介護保険から給付します。

特別な事情がある場合や一定の条件に該当する場合には、負担を軽減することで、被保険者の生活の安定及び介護サービス利用の安定を図ります。

(1) 介護保険料の減免

■施策の目的・内容

介護保険料は、被保険者及びその世帯員の市民税課税状況等に応じ、9段階に分かれ、各段階の保険料乗率を定めています。

災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められるような場合には、保険料の減免又は徴収の一時猶予を行います。

■これまでの実施状況

○災害等特別な場合の減免及び徴収猶予については、基準を定めて運用していません。

○著しく生活に困窮している人等に対して市独自の減免基準を設けています。

【減免実施状況】

	単位	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成23年度 減免額
災害による著しい損害	人	1	1	11		
失業等による著しい収入減	人	4	3	0		
国外居住者	人	2	0	0		
収監者	人	1	1	1		
著しい生活困窮者	人	8	7	4		
その他特別な理由	人	1	0	0		
合 計	人	17	12	16		

■現状と課題

○減免による保険料の減収については、第1号被保険者の保険料で補てんするため、減免基準の適正な運用が求められます。

■今後の方針・目標

- 保険料の減免については、災害が発生した時など該当する人に周知するとともに、納付相談の時に減免事由を確認した場合は減免手続を行います。
- 滞納状況や減免者数の状況によっては、減免基準を見直します。

(2) 介護サービス利用料の軽減及び減免

■施策の目的・内容

低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じることにより、必要な介護サービスを利用することを控えることがないよう、所得区分等により自己負担額を軽減します。

■これまでの実施状況

- 所得区分に応じて自己負担額に一定の上限を設け、それを超えた分は高額介護（予防）サービス費として支給しています。（支給までの間の生活援助を目的として、高額介護サービス費の貸付も行っています。平成17～22年度の貸付実績はなし。）
- 介護保険施設及びショートステイ利用者の居住費（滞在費）・食費について、負担限度額を設け補足給付を行っています。
- 介護老人福祉施設入所者のうち、旧措置者については、利用者負担額を軽減しています。
- 災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる場合には、1割の自己負担額を減額又は免除しています。
- 介護保険を円滑に実施するため、国の特別対策を行っています。
 - ①障害者自立支援法におけるホームヘルプサービスの利用において、「境界

層該当」として負担額が0円となっている者が、介護保険の対象者となった場合、利用者負担を0%とします。

②社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。

③特別地域加算が行われる地域に所在する指定訪問介護（予防）事業所が利用者負担を減額した場合に、その減額した金額に対し一定の範囲内で助成を行います。

○長野市介護保険利用者負担援護事業を実施し、特に生計困難者と認められる人が、介護サービスを利用した場合に、自己負担額の上限を3,000円とし、高額介護サービス費の限度額との差額を市が援護金として支給しています。（支給までの間の生活援助を目的として、援護金貸付も行っています。）

【高額介護（予防）サービス費の支給状況】

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
高額介護（予防）サービス費 件数	件	28,097	28,662	30,507	34,489	34,527	
支給額	千円	260,808	273,417	292,564	328,401	335,478	

■現状と課題

○減免の手続きが多く複雑なため、利用者には理解しづらい状況にあります。

■今後の方針・目標

○ケアマネジャー、民生児童委員等を通じて減免制度及び手続方法を周知し、対象となる人が減免を受けられるようにします。

5 公正で迅速な要支援・要介護認定

介護サービスを利用するには、事前に要支援・要介護の認定を受けけることが必要です。この要支援・要介護の段階で利用できるサービス量も決まるため、公正で迅速な要支援・要介護認定が重要です。

■施策の目的・内容

要支援・要介護認定は、介護サービスの公平な提供のため、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を判定します。

認定調査と主治医意見書による一次判定、介護認定審査会での二次判定に基づき、市が要支援・要介護度の認定を行います。

■これまでの実施状況

【認定調査】

全国共通の基準に基づき、全国共通の調査票により、公正な調査を実施しています。調査の一部は、居宅介護支援事業者に委託し、早期調査の実施に努め

ています。

【主治医意見書の作成依頼・回収】

申請者の主治医に医学的見地から介護に関する意見書の作成を依頼し、回収します。意見書の提出が遅延する場合は催促をしています。

【介護認定審査会への提出】

介護認定審査会では、認定調査結果と主治医意見書による一次判定結果を基に保健・医療・福祉の専門家が二次判定を行います。審査会へ提出する認定調査票及び主治医意見書の記載内容、整合性等を全件点検することにより、公正な審査・判定につなげます。この審査会は、長野広域連合に設置しており、隣接9市町村の審査会業務を効率的に行い、地域間での判定結果のバラツキを解消しています。

■現状と課題

- 申請件数が増加しており、それに対応できる認定調査体制を整える必要があります。
- 主治医意見書の提出が遅延する医療機関があります。
- 要介護認定の結果が出るまでに申請から30日を超えてしまうケースがあります。

■今後の方針・目標

- 申請件数の増加にあわせ、必要な調査員及び点検職員を確保し、迅速な事務処理に努めます。
- 引き続き保健師による指導や県等が実施する研修会への参加により、調査員の資質向上を図ります。
- 主治医意見書の早期作成・提出について、関係医療機関に協力を求めていきます。
- 介護認定審査会で適正な審査・判定につなげるため、引き続き全件点検を行います。

第3節 相談・苦情への対応

要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。

介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるように的確な対応に努めます。

1 相談体制の充実

■施策の目的・内容

制度全般にわたる相談から介護サービスの提供に関するものまで、様々な相談に対応できるよう、相談体制を充実します。

■これまでの実施状況

- 「介護保険相談窓口」を介護保険課と篠ノ井支所に設置し、相談・受付を行っています。
- 相談用の直通電話で「長野市介護保険ひやくとうばん事業」を実施しており、電話番号を各種リーフレット等により周知しています。

■現状と課題

- 電話での相談が圧倒的に多く、介護保険課窓口での相談がそれに続いています。
- 制度に関わる相談よりも、個別の介護サービスの提供に関わる相談・苦情が増えてきています。

■今後の方針・目標

- 要介護認定や保険料の納付など市の業務に対する相談や苦情は、引き続き真摯に受けとめ、分かりやすく説明するよう努めます。
- 「長野市介護保険ひやくとうばん事業」を継続し、制度全般にわたる相談に丁寧に応えます。

「介護保険ひやくとうばん」 TEL 026-224-6110

2 苦情に対する取組み

■施策の目的・内容

介護サービス事業者に対する苦情の窓口になるとともに、県及び国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携を図りながら、苦情の対応及び解決に努めます。

■これまでの実施状況

- 介護保険課各担当で苦情を受け付けています。
- 苦情の内容を事業者等へ確認するとともに、必要に応じて県及び国民健康保険団体連合会へ報告し、対応を依頼しています。

■現状と課題

- 介護支援専門員や施設職員等の利用者やその家族への説明不足による苦情が増えています。
- 介護サービス利用中の事故に対する苦情があります。

■今後の方針・目標

- 利用者側に誤解がある場合は、理解が得られるようわかりやすい説明に努めます。
- 事業者が事故や苦情に適切に対応できるよう、対応方法についてのマニュアルづくりを促進します。
- 事業者に対し、サービス提供中に発生した事故等について迅速な報告を求めるとともに、事故の再発防止、サービスの質の向上に役立てるため、報告を集約して事業者へ情報提供します。
- 市が受け付けた苦情のうち、内容によっては県又は国民健康保険団体連合会等の関係機関へつなげます。

3 不服審査請求の経由

■施策の目的・内容

市が行った処分等に対する苦情については、市において不満や不信を解消するよう努めますが、それでも理解が得られない場合は不服審査の請求を受け付け、県に設置された介護保険審査会で裁決を行います。

■これまでの実施状況

【不服審査請求】

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
不服審査請求件数	件	1	0	0	0	0	

【審査請求の対象となる主な処分】

- 要支援認定又は要介護認定認定に関する処分
- 被保険者証の交付の請求に関する処分
- 居宅介護サービス費等の支給に関する処分
- 給付制限に関する処分
(支払方法変更の記載、保険給付の一時差止・滞納保険料額の控除、給付額減額等の記載)
- 保険料その他徴収金に関する処分
(賦課、徴収、不正利得に関する賦課徴収、徴収金の滞納処分)

■現状と課題

- 平成14年度に、介護保険法第183条の規定に基づく、介護給付に関する不服審査請求（1件）がありました。
- 平成18年度に、介護保険法第183条の規定に基づく、要介護認定に関する不服審査請求（1件）がありました。

■今後の方針・目標

- 窓口等での苦情対応には誠意を持って当たり、不満や不信を解消することに努めます。不服審査の請求を受け付けた場合は介護保険審査会へ送付します。

第5章 認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実

第1節 認知症高齢者（家族）支援

認知症高齢者は、今後増加することが見込まれており、認知症の予防と早期発見を図るために認知症に対する知識の普及・啓発を行うとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、地域での見守り・支援体制づくりを推進します。

1 認知症高齢者（家族）支援事業の推進

認知症高齢者及び認知症高齢者の家族への支援事業として、以下の事業を実施します。

支援事業	事業概要	詳細記載
総合相談支援事業	◇それぞれの地域で効果的に支援業務を行えるよう地域包括支援センターを増設、運営体制を強化（目標 17 か所。ランチ 10 か所） ◇基幹型地域包括支援センターに、認知症地域支援推進担当者と嘱託医（認知症サポート医）を配置	P58
徘徊高齢者家族支援サービス事業	◇徘徊行動の見られる認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、位置を知らせる端末機を貸し出し、徘徊時に早期発見、事故防止	P70
介護者教室	◇在宅の介護者に対して、介護技術の講習や介護者の相互交流を行い、介護者のストレス軽減・リフレッシュにつながる教室を開催	P71
訪問介護予防指導事業	◇認知症・閉じこもり予防等を目的に、保健師・看護師が訪問し、指導を実施 ◇必要に応じて保健・医療・福祉関係者と連携し、対象者の状態に応じた適切なサービス提供につなげる。	P108
認知症予防講座	◇認知症予防のための知識の普及を図り、日常生活の行動の改善に向けて支援するための講話や音楽療法等の体験、個別相談を実施	P109
介護予防教室	◇介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、転倒予防や認知症予防・健康づくりのための教室を開催	P112
高齢者の権利擁護支援体制の充実	◇成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用	P143
認知症予防講演会・相談会の開催	◇長野市医師会等関係機関と連携し、認知症の理解と予防、早期発見、早期受診の必要性等を市民公開講座や講演会を通じて広く周知 ◇相談会を開催し、認知症の知識・介護技術の面だけでなく精神面も含めて支援	—

■認知症高齢者の状況

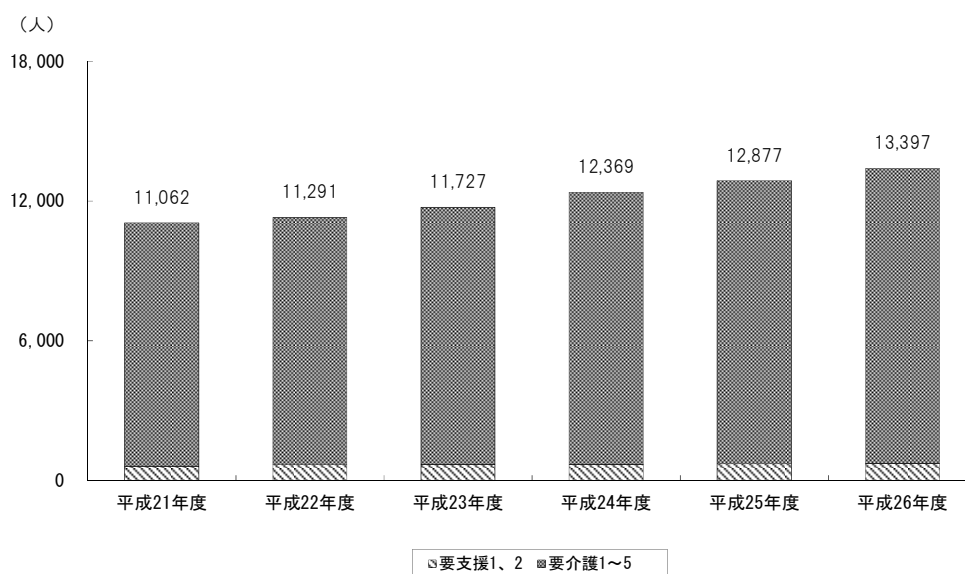
要支援・要介護認定者のうち、認知症ランクⅡ（日常生活に支障を来たすような症状・行動など見られる。）以上と判定された人は年々増加しています。

■認知症高齢者数（第1号被保険者）の推移

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症高齢者数	11,062	11,291	11,727	12,369	12,877	13,397
要支援1	304	406	409	410	423	434
要支援2	318	279	295	290	299	308
要介護1	2,771	2,945	3,093	3,240	3,361	3,480
要介護2	2,018	2,015	2,051	2,188	2,278	2,371
要介護3	1,993	1,799	1,798	2,022	2,110	2,202
要介護4	1,998	2,172	2,304	2,371	2,479	2,592
要介護5	1,660	1,675	1,777	1,848	1,927	2,010

※要介護認定の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」でランクⅡ以上と判定された人数
 ※各年度3月末現在（平成23年度から26年度までは推計値）



2 認知症対応型施設の整備

認知症高齢者の介護に対応できる施設の整備を促進します。

施設名	サービス概要	詳細記載
認知症対応型共同生活介護施設（認知症高齢者グループホーム）	◇認知症高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから入浴・排泄・食事などの介助、食事作り・掃除・洗濯・買い物などの日常生活上の世話や機能回復訓練を受けることができる。	P89
認知症対応型通所介護施設（認知症対応型デイサービスセンター）	◇認知症高齢者がなじみの事業所に通いながら、小規模で家庭的な雰囲気のもとサービスを利用することができる。	P89

※上記の認知症高齢者のための施設の他、小規模多機能型居宅介護拠点、小規模特別養護老人ホームなどの地域密着型の施設があります。

3 地域で認知症高齢者を見守る体制づくり

民生児童委員、認知症サポーター、認知症サポート医、老人クラブ、医療機関などと効果的に連携し、また、今後県が設置することとなっている認知症疾患医療センターとも連携し、「地域包括支援ネットワーク」の構築について研究していきます。

認知症サポーター養成事業

■施策の目的・内容

厚生労働省では平成17年4月から「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」キャンペーンの一環として、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちをつくるために、「認知症サポーター100万人キャラバン事業」を実施しています。

本市でも「認知症サポーター養成講座」を開催し、「キャラバン・メイト」と呼ばれる講師による認知症に対する正しい知識の説明を行っています。講座参加者は「認知症サポーター」として、地域の中で認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいます。

■これまでの実施状況

○平成21年度と22年度に「キャラバン・メイト養成講座」を実施し、平成23年度現在、キャラバン・メイトは206人となっています。「認知症サポーター養成講座」を市政出前講座として実施し、サポーター数は平成22年度末に6,537人になりました。

【認知症サポーター養成講座実施状況】

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
養成講座 実施回数	回	27	39	33	38	67	
受講人数	人	747	897	1,088	1,378	2,056	

■現状と課題

- これまでの受講者は高齢者が多かったため、若い世代にも広げ、オレンジリングの認知度を高める必要があります。
- 206人のキャラバン・メイトが、より活発に活動できるための方法を検討する必要があります。
- 認知症サポーターが更に認知症の理解を深め、地域で認知症の人と家族を支える必要があります。

■今後の方針・目標

- 高齢者数の増加に伴い、認知症への理解と支援はさらに重要になるため、学校や職場での「認知症サポーター養成講座」の開催数が増えるよう、他部局と連携しながら実施していきます。
- キャラバン・メイトの意見を確認し、積極的な活動につながる具体的な方法について検討していきます。
- 認知症サポーター養成講座受講後のフォローアップに努めます。

第2節 高齢者の権利擁護支援体制の充実

高齢者が認知症などにより判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が護られ、地域において安心して生活を送ることができるよう権利擁護支援体制を充実します。

(1) 高齢者虐待防止の推進

■施策の目的・内容

高齢者の権利が護られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と高齢者虐待の早期発見に取り組みます。また、民生児童委員や関係者、介護サービス事業者等との連携により、早期に対応がとれる体制を構築します。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者（家族）への支援にも努めます。

■これまでの実施状況

【高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動】

講演会、紙芝居を用いたミニ講座（市政出前講座）、広報ながの・リーフレットを通して、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を行っています。

【相談・通報窓口の設置】

市の窓口のほか地域包括支援センターが窓口となり、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。

【高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会】

医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。

【高齢者虐待対応マニュアルの整備】

高齢者虐待の発見（通報）から段階別に適切な対応・支援が行えるよう「高齢者虐待対応マニュアル」を整備しています。

【養護者（家族）の支援】

認知症の理解や介護技術の習得、介護者同士の交流を図る介護者教室を地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて実施し、介護の抱え込みによる高齢者虐待の防止に努めています。

【高齢者虐待相談件数】

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
虐待相談件数	件	93	94	75	83	81	
養介護施設従事者等による虐待相談件数	件	2	3	0	0	0	
養護者による虐待相談件数	件	91	91	75	83	81	

■現状と課題

- 高齢者虐待の未然防止や早期発見のための広報・啓発活動とともに、相談（通報）窓口を周知する必要があります。
- 介護の抱え込みによる高齢者虐待を防止するため、介護知識・技術の習得、介護者同士の交流を通じた介護ストレスの緩和など、養護者（家族）を支援する必要があります。
- 高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催など、関係機関や関係団体との連携体制を強化する必要があります。

■今後の方針・目標

- 関係機関等の協力により、高齢者虐待防止講座を開催し、権利擁護の啓発と相談（通報）窓口の更なる周知に努めます。
- 高齢者虐待防止マニュアルに沿って、迅速で適切な支援が行えるよう、関係機関や関係団体との連携強化に努めます。
- 地域包括支援センターや在宅介護支援センターで実施する介護者教室を継続し、養護者（家族）を支援し、高齢者虐待の防止と早期発見に努めます。
- 把握した高齢者虐待事案の迅速で適切な解決が図られる体制の整備・連携強化に努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用できるよう支援に努めます。

（２）成年後見制度の活用促進

■施策の目的・内容

認知症等により判断能力が低下することで、財産管理や介護保険サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難となり、更には悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

判断能力の有無に関わらず高齢者本人の意思が尊重され、尊厳を保ちながら生活するために、法定後見制度や任意後見制度の積極的な活用に向けた支援を行います。

■これまでの実施状況

- 地域包括支援センターや市の窓口では、市政出前講座やリーフレットなどを通じて、制度の普及や啓発を図るとともに、成年後見制度全般の相談に応じています。また、長野市成年後見支援センターにおいて、専門的かつ継続的な支援を行っており、それを運営する長野市社会福祉協議会に補助金を交付しています。
- 親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、市長が申立てをしています。

【市長申立て実績】

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
市長申立て件数	件	0	1	1	1	2	

■現状と課題

- 認知症高齢者が増加しており、高齢者の権利擁護のため、制度の更なる普及・啓発・利用促進が必要となっています。
- 成年後見制度をより有効に活用するために、医療・司法・福祉等の関係機関や関係団体等との連携を図る必要があります。
- 親族が申立てできない場合や虐待等がある場合には、制度利用を支援する必要があります。

■今後の方針・目標

- 市政出前講座やリーフレットなどを通じ、成年後見制度の更なる普及・啓発に努めます。また、成年後見支援センターなど相談窓口の周知を図ります。
- 成年後見支援センターと円滑に連携し、より効果的に支援します。
- 認知症高齢者の福祉を増進する観点から、専門職後見人以外の市民後見人等の支援体制構築について研究検討します。

(3) 消費者被害防止の促進

■施策の目的・内容

認知症高齢者等は、訪問販売や電話勧誘などにより消費者被害に遭う危険性が高く、被害の未然防止が必要となります。消費者被害としては、悪質な訪問販売、出資金商法、振り込め詐欺、押し買い等があり、日常生活を継続するのに重大な影響を及ぼすこともあります。

高齢者の消費者被害を未然防止するために、関係機関等と連携して情報収集と広報活動を行います。

■これまでの実施状況

- 独立行政法人国民生活センター等から高齢者等を狙った消費者トラブルに関する情報の収集に努めています。
- 市内で発生した消費者被害に対し関係機関等と連携し対応するとともに、市政出前講座や広報ながの等による広報活動を実施し、消費者被害の防止と広報・啓発活動を実施しています。

■現状と課題

- 警察や消費生活センター等の関係機関との連携を強化し、高齢者への更なる啓発活動が必要となっています。
- 発生した消費者被害の拡大を防止するために、正確な情報を収集し、関係機関との連携により、高齢者に注意を促す仕組みが必要となっています。

■今後の方針・目標

- 民生児童委員やケアマネジャー、介護保険事業者等と連携体制を構築し、高齢者への周知・啓発活動を図り、被害の未然防止に努めます。
- 警察や消費生活センター等と連携し、被害の未然防止や被害に遭った高齢者を支援します。